学術団団報

1973.7.25 2号

教育の帝国主義的再編に抗し
文化ヘゲモニーの獲得のために、新たな
文化潮流―革命的サークル運動を前進させよう！

目　次

1. 巻頭言　本部常任委員会
2. 情勢
3. 〈1905年革命〉の教訓（上）　山崎　健
序　I　ペテルブルグ「血の日曜日」
II　ロシア社会民主労働党第三回大会と「民主主義革命に於る社会民主党の2つの戦術」
III　全国政治ストライキ・ペテルブルグ・ソビエト成立・モスクワ蜂起（下）　（以上、本号）
IV　国会開設をめぐる論争
V　「敗北」の総括―「軍事」の問題について
――『モスクワ蜂起の教訓』と『パルチゲン戦争』を視座に――
VI　革命の教訓　（以上、次号）
4. 刑法改「正」―保安処分情勢
5. 講演　＜刑法改「正」―保安処分＞　水戸　巌
6. アプリオリ1号　（再録）
アプリオリ2号　（〃）

学術研究団 常任委員会

巻頭言

文月の気怠いまでの澱んだ木洩れ陽の微かな肌ざわりは、我々の現下の状況をなににもまして象徴しているかのようである。

68～69年の全国教育学園斗争の燻ぶる火の燦やかさ以降の総てのサークル状況、サークル運動の停滞と混乱は、打ち続く強固な大海原の如き怒濤の如くに、新たな方向性と意識性の厳すらも打ち砕く、そのような試行錯誤の道を繰返し辿ってきているのである。方向性と解体論以降の全てのサークル運動論とその思想性の曖昧さ、あるいは多様性によって同じ循環を辿る陥穽に幾度となく陥っているのであった。しかしながら現実の様々な問題に向けて確実にその存在基盤を確かめながら着実な歩を見せる運動形態が

権力の大砂塵の前に登場してきているのであり、そのような新たな意識性、思想性、組織性を持った運動を媒介となして、それを新しく更に文化運動として発展させる険しい坂道へと今、我々は到達しかかっているのである。これらの政治性、思想性を個別な対象領域を深化究明、批判する内に、しかも日常的な生活の視点より抽出する必要があるだろう。そのような質的契機を統て更に更に既成文化系体を否定し、それに対置し得る文化大系の創出をあてどもなく追求し、確立せんとするのが我々のサークル運動体としての任務なのである。サークルはこの状態へと常に志向することこそが、混乱と低迷の惑乱期を打破し、新たな文化潮流の獲得に向けて躍動する運動体としての始まりなのである。そしてまたそのサークルの真価を問うものなのである。

一切の反動の嵐に抗し、ラジカルな文化運動系体の創出に向けて、新たなサークル運動体の構築を!!

学術 岡常任委員会 編集部

〈一九〇五年革命〉の教訓(上)

山崎 健

「ストライキとデモンストレーションからバリケードの大量構築と軍隊との市街戦へ。プロレタリアの大衆闘争は組織の頭上をのり越えてストライキから蜂起へと発展した。この点に一九〇五年の十二月が成遂たロシア革命の最大の歴史的成果がある。この成果は、これまでの総ての成果と同じように、きわめて大きな犠牲を払ってあがなわれたものである。運動は、政治的ゼネラルストライキからより高度の段階に引上げられた。運動は反動派をして抵抗を極度に高めたが、そのためにまた革命のほうも攻撃手段を使用するのに同じく極度に高まるような瞬間を大いに近づけることになった。反動派はバリケードや家屋や街頭の群集にたいする砲撃以上の挙に出ることはできなかった。だが、革命にはまだモスクワの武装隊の闘争以上に進む余裕があった。それにはまだまだ大いに拡がる余裕があった。そして革命は十二月以来さらに前進したのである。革命的危機の基礎は測りしれないほど広くなった。いまや刃はいっそう鋭く研ぎすまされなければならない（中略）

こういうわけであるから、なにも時期尚早のストライキを始めることはなかったとか、『武器を取るべきではなかった』とかいう日和見主義者がこぞってとびついたあのプレハーノフの見解ほど、近視眼的なものはないのである。それどころか、もっと決然と、もっと攻撃的に武器を取るべきであった。平和的ストライキだけではどうにもならないということ、おそれを知らぬ、仮借ない武装闘争が必要だということを大衆に説明してやるべきであった。最後に、いまや我々は政治的ストライキでは不十分なことを率直に公然と承認しなければならないようなことでごまかしたり、それに覆いをかけたり決してせずに、きわめて広範な大衆のあいだで武装蜂起を煽動しなければならない。来るべき行動の直接の任務として死にもの狂いの血なま臭い殲滅戦が必要だ

ということを大衆に隠すのは自分自身をも、人民をも欺くことである。」（レーニン『モスクワ蜂起の教訓』）

序

「死かそれとも自由か」ー これは、直接にはペテルブルグの「血の日曜日」に於る非合法請願行進の合言葉であるとともに、それに始まったロシア革命全過程に於る革命的プロレタリアートの合言葉でもあった。レーニンが「ロシアに於る革命の始まり」と呼び、トロッキーさえも「我が第一革命」と呼んだ〈一九〇五年革命〉は十二月モスクワに於る軍事的敗北とツァーリとカデット（立憲民主党）による欺瞞的国会開設によって一時的に制圧させられたにしても、レーニン・ボリシェヴィキ達が、先の「モスクワ蜂起の教訓」に総括されているように、「革命は密集した反革命を作りだすことによって前進する」というマルクスの命題を実践的に継承して、慌れ狂うストルイピン反動の嵐の中で、一九一七年二月～十月革命を準備していったことを、その珠玉の革命精神と階級性を把え返し、我々の時代にあって正当に復権せしめることが必要である。さほど遠くない過去に於て我々も自ら武器をとり自ら血を流し斗った経験を持ち「国際主義と暴力」の内実を、資本主義批判、現代過渡期世界批判を媒介として豊富化し、更にそれらを契機として歴史的反省と下向過程を経て「運動の未来を代表する」ように上向していくという教訓化ー総括作業の構造が依然問われ続けている。一八七一年パリコミューンに於て「絶望的な蜂起だ」と言い〈一九〇五年革命〉に於て「武器をとるべきではなかった」というような人達の系譜の日本型現代版は佐々木共産党と革マル派であるが（彼らのあまりもの犯罪性は列挙し得ない程のものであるからここではとりあげない。脚下照顧ー胸に手をあてて考えてみたまえ！）、我が革命派の内部にあっても徹底した総括を前提としないで、無媒介的に安易に、なにかしら目に見える、てっとり早い小さく限られたやり方へ「乗り移る」傾向がある。観念の上でさえも、問われている諸問題を対象化しようとせず、「運動が全てで、終局目標は無である」という傾向である。

この拙稿の目的はかっての我々の斗いの教訓化ー総括作業に向けて、初期ロシア革命の考察の中から、ひとつの視点を抽出することにある。日本に於る革命的左派の運動も、今やナロードニキ批判の段階を終

え、たとえ図式的に見たとしても、一九〇二年「何をなすべきか？」でレーニンが自然発生性や組合主義・経済主義を批判し「社会民主々義者の目的意識性」に立脚した革命組織の必要性を述べた段階に来ており、その「何をなす」で整理された運動ー組織諸原則がきわめて烈火の階級斗争の試練に晒されたペテルブルグの「血の日曜日」、ポチョムキンの反乱、十一～十二月、ペテルブルグ・モスクワに於る蜂起を中心とする〈一九〇五年革命〉は、「ロシア革命は古い」などという公然隠然とレーニン主義を否定する人達が、革命派総体の混乱に乗じて登場するに及んで、過去の歴史的遺産を全く正当に受継ぎ、我々の時代に於る運動との連関で把え返し、革命の未来へあけ渡す主体的作業として教訓化されることは必要であろう。拙稿では一九〇五年の一つの政治決戦の秋（とき）としての十一～十二月に於るペテルブルグ・モスクワの蜂起、ソビエトの問題、国会ボイコット等の問題を中心として、それらに対するレーニンの見解、付随的にトロッキーを引き合いに出しつつ、〈一九〇五年革命〉の全体像を投映していきたい。また、「血の日曜日」ポチョムキン叛乱は、十一～十二月蜂起への非劇的な現実的突破口となり、避けることのできない問題を孕んでいると思うので少し、展開してゆくつもりである。

Ⅰ　ペテルブルグ「血の日曜日」

まさに一点の火花であった。ープチローフ工場に於る四人の労働者の解雇を発端として一九〇五年一月三日プチローフ工場スト突入、七日には首都ペテルブルグはゼネスト状態となり、スト参加は三八二工場、一〇万五千人、八日には四五六工場十一万一千人にも達した。長年続いたツァーリの圧政と前年に於るゼムストヴォの「春」を背景として、それに「血染めの一線を引いた」（トロツキー）のである。労働者達は、解雇撤回、八時間労働、ストライキの自由、労働者代表による工場委員会設置、専制打倒、憲法制定議会の召集等の経済的要求のみならず明確に政治的民主主義要求を掲げて闘った。だがしかし、この時期には未だ労働者階級には「ツァーリにプラウダ（真実・正義）を求める」という意識が強く席捲するストライキも「雇主との関係の圏内」にあり更に、社会民主党・SRを問わず革命勢力は総体的に弱かった。一月九日、僧ガポンにひきいられた6・7万とも十数万ともいわれる労働者の非合法請願行進が、ツァーリのいる冬宮へ、冬宮へと向った。労働者達の請願書に曰く、「陛下！私達ペテルブルク市の労働者及び種々の身分に属する住民は、私達の妻や子、よるべなき年老いた親達ともども、プラウダと助けを求めて、陛下の御許へやって参りました。私達は貧しく、圧迫され、無理な労働に苦しめられ辱しめられ人間として認められず、つらい運命をじっと堪え忍ぶ奴隷のような取扱いをうけています。私達は堪え忍んできました。しかし、私達はますます貧乏、無権利状態、無教育のどん底におしやられるばかりで、専制政治と横暴にのどもとをしめつけられ窒息しそうです。陛下、もう力が尽きました。辛抱できるぎりぎりのところまできました。堪え難い苦しみがこれ以上続くくらいなら死んだほうがましだという恐ろしいときが私達には来てしまいました。」そして次のような要求をあげた。

1. ロシア人民の無教育と無権利に対する方策
　①政治的及び宗教的信条の故やストライキ豊民騒動の咎で受難している全ての者の即時釈放と送還　②個人の自由と人身の不可侵、言論、出版の自由、宗教面に於る良心の自由の即時宣言　③国費による普遍義務教育　④国民に対する大臣の責任制と統治の適法性の保障　⑤法の前での万人の平等　⑥国家からの教会の分離
2. 人民の貧困に対する方策
　①間接税を廃止し、これを直接累進所得税にかえること　②買戻金の廃止、低利の信用及び土地の人民への漸次的な引き渡し　③海軍省の発注の遂行は国外でなく国内でおこなうべきこと　④国民の意志による戦争の中止
3. 資本の労働への圧迫に対する方策
　①工場監督官制度の廃止　②個々の労働者の全ての要求を当局とともに審議する労働者代表の常置委員会を工場ごとに設置すること〃労働の解雇はこの委員会の決定なしにおこなえない〃

③消費＝生産組合、労働組合の自由　④8時間労働日と超過勤務の規制　⑤労働の資本に対する闘争の自由　⑥標準労働賃金　⑦労働者国家保険法案作成に労働者階級の代表をかならず参加させる（③⑤⑥⑦は即自）

以上の切迫した諸要求を掲げ、更に「私達はこれをもってあなたのところへやって参りました。これが叶えられてはじめて私達は我祖国を隷属と貧困から解き放つことができます。繁栄が可能になります。資本家の厚かましい搾取と人民から掠奪し、人民を窒息させている官僚政府から自分達の利益を守るために労働者は団結することができます。これを命じて下さい。かならず実行するとの誓いを立てて下さい。そうすればあなたはロシアを幸福な栄光ある国にし、あなたの名は私達と私達の子孫の胸に永久に刻みつけられましょう。もしそうお命じにならなければ、私達の祈りにお答え下さらなければ、私達はここで、この広場で、あなたの宮殿の前で死にましょう。私達にはもう行くところがありません。またその必要もありません。私達には二つの道しかないのです。自由と幸福への道か、さもなければ墓場への道かです。私達の命が悩めるロシアへの犠牲となればよいのです。私達はこの犠牲をいといはしません、私達は喜んでそれを払います。」と結んでいる。いま、長くこの請願書を引用したのは、労働者たちの要求がツァーリの圧政の下で切迫していること、そしてそこには経済的要求から政治的民主主義要求まで孕んでおり（これが一九〇五年全体の源動力ともなる）これらに正しい指導による革命的理論が持込まれるならば、より高度の反政府闘争ー政治闘争へと転化する可能性を持っており、しかし、反面、ツァーリに対する絶対的な忠誠が見られるからである。そもそも、ロシアの民衆思想には「帰りくる救い主ツァーリ」という観念があり、これは我国の天皇制と同じもので、とりわけ農民運動にはこの観念が根深くあり、ナロードニキもここから出発している。その「帰りくる救い主ツァーリ」という観念から現実の統治するツァーリに対する期待が発生し、「ツァーリにプラウダを求めに行く」という思想がこの請願行進のモティーフになっている。この請願行進を集約・指導した僧ガポンに対して、「底辺の民衆の中にある現実の統治するツァーリに対する期待を最大限に動員し、それが裏切られたときに死の覚悟をかためさせるというガポンの突きつけ方は、民衆思想の深部からの変革を迫る意味を有していた」（和田春樹「血の日曜日」）という評価に、一月九日の労働者達の行動は言い尽されている。また、この請願書には〈一九〇五年革命〉の背景として、ロシアに於る資本主義ー経済発展の程度（客観的条件）とそれを密接不可分のプロレタリアートの意識性と組織の程度（主体的条件）がいみじくもあらわれており、これが後に、レーニンをして『民主主義革命に於る社会民主党の二つの戦術』で〈一九〇五年革命〉の性格を「民主主義的革命（その社会＝経済的内容からいえばブルジョア的な変革）」といわせしめた根拠でもある。（後述）

しかし、ツァーリ幻想が覆えされるには、あまりにも悲劇的な歴史のアイロニーを待たねばならなかった。軍隊は発砲しカザックは白刃を振りかざしたのである。ヴァシリエフスキー島で、シリ

ッセリブルク大通りで、ナルヴァ門で、トローイツキー橋で、そしてツァーリの御前の冬宮前広場で……。「地獄への道は善意で敷きつめられていた」のである。しかし、「ツァーリへプラウダを求めにいく」という絆で結ばれた労働者達は死を恐れず、前へ進む、「死かそれとも自由か！」と。この請願行進でさえも、当時にあっては非合法の行為であったのだ。死傷者は数千とも数万ともいわれているが正確にはわかっていない。「武器をとれ！」「専制打倒！」が合言葉となり、バリケードが作られ始めた。「我々にはもうツァーリはいない。血の川が人民とツァーリをへだてている。自由のための闘争万歳！」とガポンの口を借りた言葉はペテルブルグ労働者の戦闘宣言でもあった。

戦闘は続けられた。首都ペテルブルグでは十三日までゼネストが続いた。レーニンは「ロシアに於る革命の始まり」をボリシェビキ機関誌「フペリョード」に書いた。（「イスクラ」はこの時期に即にメンシェビキに握られていた）「何千人もの死者と負傷者ーこれがペテルブルグに於る一月九日の血の日曜日の総決算である。軍隊は武器をもたない労働者や婦人子供を撃破った。軍隊は地に伏していた労働者に射撃を浴びせて敵を征服した。『我々は彼らに良い教訓を与えてやった！』ツァーリの召使どもやヨーロッパに於る保守的ブルジョアジーの陣営に属する彼らの従僕達は、今名状しがたい鉄面皮さでこう言っている。そうだ、教訓は偉大なものだった！ロシアのプロレタリアートはこの教訓を忘れはしないだろう。素朴にもツァーリを信じ、苦しみぬいた人民の願いを『ツァーリご自身に』平和的に伝えようと心から望んでいた労働者階級のうちの最も訓練のない、最も遅れた諸層、彼らは総てツァーリあるいはツァーリの叔父のウラジーミル大公の引入る軍隊から教訓を得たのである。労働者階級は内乱の偉大な教訓を得た。プロレタリアートの革命的教育は平凡な、日常の打ちのめされた生活の幾月幾年によっても成遂げえないほどの前進を、一日のうちに成遂げた。『死か、それとも自由か！』という英雄的なペテルブルグのプロレタリアートのスローガンは今やロシア全土にこだまして響き亘っている。諸々の事件が驚くほどの速さで発展しているペテルブルグのゼネラルストライキは拡大しつつある」と。そして、モスクワ、ワルシャワ、リガ、レーヴェリ、ロッジ、サラトフとストは波及し、農村でも伝統的「ミール」共同体を村ぐるみの闘争機関に転化して革命は深透した。

そのように「血の日曜日」を契機として「冬の時代」が覚醒され、ツァーリ幻想が階級憎悪に転化し、プロレタリアートと革命的農民による〈一九〇五年革命〉前半の運動が質量に於て未曽有の規模で展開されていく。この闘いの進展は更に、軍隊にまで波及することになる。戦艦ポチョムキンの水兵叛乱が六月に起こったのである。我国でもかって小西誠をはじめ帝国主義軍隊の中から叛軍兵士を獲得したという生々しい経験があるが、当時のツァーリの最新鋭主力戦艦内で赤旗が翻えったことは、敵階級にとっても、革命派にとっても驚異であった。軍隊の革命側への移行、革命軍への転化がこれ以後語められ始め、革命の総括段階でも大きな比重を占めている。この水兵叛乱は短期間（六月十四日～二五日）ではあったが、「専制に対する革命運動の発展に於て新しい、巨大な一歩前進を示すものであった。」（レーニン「革命軍と革命政府」）更に、レーニンは「第一歩は踏みだされた。ルビコンは渡られた（サイは投げられた）。軍隊が革命の側に移ったということは全ロシアの前に、全世界の前に、銘記されている。黒海艦隊の事件には、かならず革命軍編成の新しい、一層精力的な試みが続くであろう」と述べ、「一撥ーデモンストレーションー市街戦ー革命軍の諸部隊、これが人民蜂起の発展の諸段階である。今や我々はついに最後の段階に到達した」として軍事の問題を俎上にのぼせ、来るべき政治決戦を蜂起と、これより以前のロシア社会民主労働党第三回大会で提起された臨時革命政府の問題と絡み合せ、「革命軍と革命政府、これは一つのメダルの両面である。これは蜂起の成功のためにそして蜂起の成果をうち固めるために同じように必要な二つの機関である。これは唯一の徹底的な革命的スローガンとして、必らず提起され、解明されなければならない二つのスローガンである」と性格付けている。「血の日曜日」の非武装・非合法請願行進から、六月戦艦ポチョムキン軍隊叛乱の政治過程の中で、「大衆の意識の発展」が急速に、凝縮して煮詰まり、政治決戦は不可欠・不可避のものとなり、それを蜂起ー臨時革命政府樹立の観点から準備していくことがボリシェビキの党派性であった。しかし、それ以前に、一九〇五年にレーニン自ら言っているように一九〇五年当時、「ロシアの革命的政党は、ごく少数の人々からなっていた」し、自由主義者ー改良主義者は革命勢力には「宗派」と呼び、「ロシアにはまだ革命的人民はいない」といっていた。（「一九〇五年革命についての講演」）更に、社会民主労働党も第二回大会（〇三年）以来ボリシェビキとメンシェビキに分裂していた。レーニンは四月の第三回大会と「民主主義革命に於る社会民主党の二つの……戦術」を中心として一月九日以降の闘いの総括と社会民主党の統合の試み蜂起の準備等々を行っていく。以上の過程は革命の序曲であり、ダイナミックな革命的転回を招来せしめていくのである。

Ⅱ ロシア社会民主労働党第三回大会と『民主主義革命に於る社会民主党の二つの戦術』

四月にボリシェビキはロンドンで社会民主労働党第三回大会を、メンシェビキはジュネーブで「協議会」を各々開催する。革命的高揚期に於る焦眉の論点と課題は全人民的憲法制定議会をめぐる問題であったが、メンシェビキやあるいは自由主義的ブルジョアジー（ストルーヴェ「オスヴォボジデーニェ」派）達はツァーリ政府の妥協としてある狭い制限選挙に基く議会内取引きやそこに於る「最左翼の革命的反政府党」を主張したのに対し、レーニン・ボリシェビキはあくまでも秘密投票による普通平等直接選挙権に基く憲法制定議会の召集を要求したのであり、その為に、人民蜂起の勝利による民主共和制と臨時革命政府の必要性・不可避性を主張し、そのことから専制政府の置き換えを目指し、できるだけ完全な政治的自由を獲得していくという最小限綱領を定立した

のである。レーニンは第三回大会の決議を踏まえ、『民主主義革命に於る社会民主党の二つの戦術』（以下『二つの戦術』とする）で当面する革命の性格を規定し、その分析から「プロレタリアートと農民による革命的民主主義的独裁」として「臨革政府」の性格を規定し、そうした民主主義革命の達成を社会主義革命と「革命の火事のヨーロッパへと飛火」へ転化する基底的契機とした。『二つの戦術』では「協議会」決議と自由主義ブルジョアジーに対する批判と、第三回大会決議への依拠を相互媒介として当面する革命の分析と、ここに於る運動論、組織論への上向が整理されており、ここから後のソビエトに対する評価・国会ボイコット等に対する態度とも関連してくる。また、ここに展開されている諸問題、とりわけ民主主義闘争や臨革政府、その区別と連関または議会に対する態度など、現在の我々の混乱とも相まって非常に教訓を与えてくれるところでもある。（安易に「民主主義闘争」に乗り移ったり「臨革政府」を革命的空文句に叫ぶ諸君、君等のことだ！）

「血の日曜日」の請願書にも表われていることでもある（前出）が、当時のロシアの経済ー資本主義の発展の程度や階級関係、労働者階級の意識性の徹底して正確な分析から始まり、それを踏まえた上で戦術的スローガンと行動綱領を確定し、またこれ以前に、〇二年「何をなすべきか？」で組織原則、〇三年第二回大会で「最大限綱領ー最小限綱領」という綱領草案を持っているから、この革命的高揚の渦中の中で、検証され、『二つの戦術』はロシア革命全過程に明確にエポックを画す〈一九〇五年革命〉にとって試金石であったと把えてもよいであろう。

〈一九〇五年革命〉を通底する第三回大会決議と『二つの戦術』とするに於るレーニン（及びボリシェビキ）の見解を要約し、メンシェビキとの比較でみれば、レーニンの圧倒的優位性と首尾一貫性が抽出できる。しかし、〈一九〇五年革命〉自体がロシア革命史全過程からみれば、未だ初期の段階であり、未熟な諸点もあるが〔この時点では当面の目標を「プロレタリアートと農民による革命的民主主義的独裁」による「臨時革命政府」と規定しており決してプロレタリア独裁権力の問題はなかったことを、現在との関連で想起しておかねばならない〕それは総括の過程で出てくる。

当面する革命の性格を「ブルジョア革命」であり「民主主義的変革」と規定し、その内容を「自由主義的民主主義的ブルジョアジーの水準におりていく」のではなく、また「ブルジョア革命＝民主主義的変革」は決してプロレタリアートの利益に反するものではないということを前提としてロシアプロレタリアートがとりかこまれている主体的・客体的条件を分析した上で「ブルジョア的な、すなわち資本主義的な社会＝経済体制の枠を越えない革命である。ブルジョア革命は資本主義の発展の諸要求を表現しているものであって、資本主義の基礎を廃絶しないどころか、むしろ反対に、それを広げ、深める。だから、この革命は労働者階級の利益だけでなく、全ブルジョアジーの利益をも表現している」とまず一般規定し、次にロシアに於る経済ー資本主義段階を基底とする特殊条件から「ロシアのような国では労働者階級は、資本主義のために苦しんでいるよりも、むしろ資本主義の発展の不足の

ために苦しんでいる。だから労働者階級は、資本主義の最も広範な、最も自由な、最も急速な発展を無条件に利益としている。資本主義の広範な自由な急速な発展を妨げている旧時代の全ての残存物を取り除くことは、労働者階級にとって無条件に有利である。ブルジョア革命とは旧時代の残存物、農奴制の残存物（専制だけでなく君主制もこうした残存物の一つである）をもっとも決定的に一掃するような資本主義の最も広範な、自由な急速な発展を最も完全に保障するような、まさにそういう変革なのである。」と述べている。このような分析は現在の我々からすれば非常に奇異に思えるかもしれないが、当時のロシアにあっては、ブルジョアジーが権力を掌握しているのではなくツァーリの絶対主義的専制の時代であり政治的自由の獲得・専制打倒・封建主義からの解放の当面する要求に関しては自由主義的ブルジョアジー、民主主義的小ブルジョアジー、貧農もプロレタリア同様、その民主主義的変革を望んでおり、だからそれらに関してはプロレタリアートは同盟を有しているのである。しかし、それは一時的な、しかもブルの一部との同盟であり、「労農同盟」を媒介とした徹底した民主主義変革を推し進め、「プロレタリアートと農民の革命的民主主義的独裁」を実現すること、そしてそれを橋頭堡として社会主義的変革↓社会主義的独裁へ転化する一契機を獲得するとしている。確かにこのような規定の仕方に、表面だけ見て、「段階論」ということだけでもってなにかしら「批判」し尽しているかのように思っている人がいるが、まず、第三回大会以来、レーニンは最大限綱領ー最小限綱領の目的意識性に立脚して相互媒介的に厳重な区別と連関を主張しており、「ブルジョア革命はブルジョアジーに有利なものだけしかもたらさない」とか「最大限綱領をおしつける」とかいう人には「批判の武器を武器の批判に置換えよ」といっている。むしろ「段階論」を「過程としての戦術」の名として唱えたのはメンシェビキや自由主義者達の方であった。これは単に図式的な順序の問題でしかなく、臨時革命政府を労働者に説くには早すぎるから身近な小さな課題を一つ一つ片づけていく（例えば①十時間労働②九時間労働③八時間労働……といった風に）といった代物である（どこかで聞いたことのある。レーニンは既に『何をなすべきか？』で経済主義者の「過程としての戦術」を批判し「計画としての戦術」を提出しているがここではこれ以上触れない）。ちなみに、以上のように一九〇五年当時のロシアでは民主主義的変革という革命の形態をとったが、現在の我国ではそれをストレートに適用はできないだろう。すなわち、金融寡頭制による経済の独占と分業を基底的要因とする資本制的生産様式、それらから不可避の民主主義の否定と「反動と暴力の熱望」にある日本にあっては、主要な階級関係（対立）はブルジョアジーとプロレタリアートであるから、資本主義批判を媒介として当面の実現されるべき権力はプロレタリア独裁権力である。部落大衆・在日朝鮮人の闘いや沖縄ー三里塚の闘い、労働運動などをみれば確かに帝国主義の腐朽性、寄生性の矛盾の中から民主主義的要求に基く憤激という形をとって現われるが、決して民主主義変革を自己目的に追求しては何ら解決しえずましてや民主主義的変革やブルジョア革命を達成してから社会主義変革を推進するなどと

言えばそれこそ「二段階論」である。民主主義的要求に基く労働者階級の憤激は賃金奴隷制の鉄鎖をくだく燃えるような意志を孕んでいるのであり、「賃金奴隷制の廃絶・労働者階級の経済的解放」という終局目標にのっとったプロレタリア独裁権力の樹立という目的意識性なしには何ら解決・止揚しえないところまできているのである。

さて、当面の革命（＝Ｂｒ革命ー民主主義変革）に於るプロレタリアートとブルジョアジーの決定的差異はどうであろうか？絶対的専制にあって、政治的自由の獲得・専制打倒・封建主義からの解放、総じて政治的解放を求める闘争にあっては時として同じ土台に立つ（同盟関係が成立する）が、経済的解放の為の闘いでは、根本的に別の土台に立つ（敵対関係にある）のであり、プロレタリアートは独自の任務として、賃労働制の廃止を志向するのである。だから、「資本主義社会における階級としてのブルジョアジーの地位そのものが、不可避的に民主主義的変革におけるブルジョアジーの不徹底さを生みだす。階級としてのプロレタリアートの地位そのものが、プロレタリアートを首尾一貫した民主主義者とならせる。ブルジョアジーはプロレタリアートを強くする恐れのある民主主義的進歩をおそれて、うしろをふりむく。プロレタリアートは、鉄鎖以外には失うものをもたず、民主主義の助けをかりて全世界を獲得するであろう。だから、ブルジョア革命が民主主義的改革の点で首尾一貫したものであればあるほど、それがブルジョアジーだけに有利なものにとどまることはそれだけ少なくなる。ブルジョア革命が首尾一貫したものであればあるほど、革命は、民主主義的におけるプロレタリアートと農民の利益をそれだけ多く保障する」もう結論である。「ブルジョア革命は、プロレタリアートにとって極度に有利である。ブルジョア革命はプロレタリアートにとって無条件に必要である。ブルジョア革命が、完全で、継固たるものであればあるほど、それが首尾一貫したものであればあるほど、社会主義をめざす。プロレタリアートのブルジョアジーとの闘争は、それだけたしがなものとなるだろう。」ただし、「労働者階級にとっては、ブルジョア民主主義的な方向での必要な改革が、まさに改良の道をたどらず革命の道をたどって行なわれるほうが、有利である。」

次に、ロシアプロレタリアートの主体的客体的条件の分析による革命の性格規定の中から、ツァーリズムに対する決定的勝利をおさめうる能力のある勢力をプロレタリアートと農民だけであるとし、ツァーリズムの絶対的専制に対し「プロレタリアートと農民による革命的民主主義的独裁」を対置した。それはもちろん、民主主義的諸要求（専制打倒、政治的自由の獲得など）を武装人民蜂起を媒介とした共和制と臨時革命政府とによってこそ、はじめて実現できうるのである。逆にいえば、共和制と臨時革命政府も「プロレタリアートと農民による革命的民主主義的独裁」に依拠してこそ獲得できるという同時一体的、相互媒介的な革命の構造なのである。「このような〈ツァーリズムに対する〉勝利は、まさしく独裁（そうだ！専制を打倒し、ブルジョアジーを収奪する独裁なのだ！　代々木「共産党」の諸君、君らのきらいな独裁であるー筆者）であろう。すなわち、その勝利は、『合法的な』

『平和的な方法で』つくりだされたなんらかの機関に立脚するのではなくて、かならず軍事力に、大衆の武装に、蜂起に立脚しないわけにはいかないであろう。それはどうしても独裁でしかありえない。なぜなら、プロレタリアートと農民にただちに、ぜひとも必要な改革の実現は、地主からも、大ブルジョアジーからも、ツァーリズムからも死にものぐるいの抵抗を呼び起こすからである。独裁なしには、この抵抗を粉砕することも、反革命的企図を撃退することもできない。しかし、それは、もちろん社会主義独裁ではなく民主主義独裁であろう。」ここに於けるプロレタリアートと農民の関係性は、賃労働制という経済的地位にあるプロレタリアートが、農奴制の専制的遺物と闘っている農民大衆を、自由主義的・君主主義的ブルジョアジーの水準におりていくのではなく、党の最小限綱領に立脚し、またそれを行動綱領として、「革命的水準に引きあげる」ことである。では、そうする為の前提と媒介とは如何なる内容として確定され、また他政党政派との論点はどこにあったのだろうか？　しかし、あくまでも前提的に確認してかかる必要があるのは、既にこれまでの整理の中で明らかであろうと思うが、当面の革命は、社会主義革命への過渡的なものであり、だから「プロレタリアートと農民の革命的民主主義的独裁」も全くそのとおりであり、その中で打ち鍛え、枠をおし拡げ、プロレタリアートとその党の主体的飛躍の為の一契機としなければならないということ、またその政治的任務も「一時的で過渡的な」ものであり、こうした前提的諸問題をしっかり踏まえなくしては、レーニン・ボリシェヴィキが緊要の、しかも最大の獲得目標とした臨時革命政府と共和制の問題は把えきれないし、現在のわが日本に於ける革命的左派にあるそれらについての理解の浅さ、混同も実はそこにあるのである（誰のことを言っているのか読者にはわかるであろう。）ひるがえって言うならば、臨革政府と共和制、『二つの戦術』に関する理解は現在のわれわれにとっても貴重な試金石でもあるのだ。次に引用するくだりは、以上の展開をすぐれて要約していると共に、「人民蜂起」による「プロレタリアートと農民の革命的民主主義的独裁」のスローガンとその志向を媒介としたところの、臨革政府と共和制のスローガンを引き出すのである（言葉の表象だけを見て泣いて喜ぶ諸君がいるが、自らの思惑とは反対に、当時の全くの革命的意義さえもだいなしにしてしまっていることが往々にしてあることをおさえてくれればいいのであるが）。「プロレタリアートは実力で専制の抵抗をおしつぶし、ブルジョアジーの動揺性をマヒさせるために、農民大衆を味方にひきつけて民主主義的変革を最後まで遂行しなければならない。プロレタリアートは、実力でブルジョアジーの抵抗を打破し、農民と小ブルジョアジーの動揺性がはたらく余地のないようにするために、半プロレタリア分子の大衆を味方に引きつけて社会主義的変革をやりとげなければならない。」（傍点省く）

一応ここで臨時革命政府に関する第三回大会決議の全文を引用してみよう。

「臨時革命政府についての決議

(1) プロレタリアートの直接の利益も、社会主義の終局目標をめざすプロレタリアートの闘争の利益も、できるだけ完全な政治的自由を要求しており、したがって、専制的統治形態を民主的共和制でおきかえることを、要求している。

(2) ロシアにおける民主的共和制の実現は、勝利した人民蜂起の結果としてのみ可能である。この人民蜂起の機関が臨時革命政府であり、これのみが選挙前煽動の完全な自由を保障することができ、また秘密投票による普通・平等・直接の選挙権にもとづいて、人民の意志を真に表明する憲法制定議会を召集することができる。

(3) ロシアにおける民主主義的変革は、ロシアの現在の社会経済制度のもとでは、ブルショアジーの支配をよわめずに、これをつよめるであろうし、ブルジョアジーはある瞬間には、なにものにも躊躇することなく、ロシアのプロレタリアートから革命期の獲得物のできるだけ多くの部分をうばいとろうと、かならず試みるであろう。

以上の点を考慮して、ロシア社会民主労働党第三回大会は、つぎのように決定する。

(イ) 革命のもっとも予想される経過についての、また、革命のある瞬間に臨時革命政府が必然的に出現し、プロレタリアートはこの政府にたいしてわれわれの綱領（最小限綱領）の当面の政治的諸要求のすべてを実現するように要求するであろうということについての、具体的な観念を、労働者階級のあいだにひろめることが必要である。

(ロ) 力関係、その他あらかじめ正確に規定できない要因のいかんによっては、すべての反革命的企図と容赦なく闘争し、労働者階級の独自の利益をまもるために、わが党の全権代表が臨時革命政府に参加することは、ゆるされる。

(ハ) このような参加の必要条件としては、党がその全権代表を統制すること、完全な社会主義的変革をめざし、そのかぎりですべてのブルジョア政党に非妥協的に敵対する社会民主党の独立性をためみなくまもることがあげられる。

(ニ) 臨時革命政府に社会民主党が参加することが可能かどうかにはかかわりなく、革命の獲得物をまもり、うちかため、拡大するために、社会民主党に指導される武装したプロレタリアートが臨時革命政府にたえず圧力をくわえを必要があるという思想を、プロレタリアートのもっとも広範な諸層のあいだに宣伝すべきである」

さて、臨時革命政府と共和制という革命的戦術も、当面する革命の性格（前述）の把握の中から導きだされたのだが、既に明らかなように当時のロシアプロレタリアートを規定する主体的諸条件は、ブルジョア的な諸権利さえも皆無の状態にあり、ツァーリとその従僕政治警察や「黒百人組」（この直後、公然と登場する）による絶対的専制という苛酷な現実に対する徹底した把握ー分析ー認識抜きには、それこそ、『何をなすべきか?』でレーニンが苦渋にみちて批判している一九〇一～二年の分散的で手工業的でサークル的な傾向に回帰してしまうであろうし、こうなっては何

ら過去の闘い、とりわけその敗北の軌跡が教訓化されたことにはならず、レーニンをしていみじくも語らせた「ロシアにおける革命の始まり」ともすることはできなかったに違いない。だからこそ、メンシェヴィキによる「権力奪取の問題が語られていない」とか「ブルジョア諸階級を革命の事業から尻ごみさせ、それによって革命の展開力をよわめることになる」というような転倒した批難にも拘らず、当面する革命は社会主義革命への一契機としての「ブルジョア革命＝民主主義革命」と把えたのではなかったか。だがしかし、ここに於いて、「社会主義の終局目標」（すなわち「賃金奴隷制の廃絶＝労働者階級の経済的解放」）という目的意識性（すなわち党の最大限綱領）に立脚し、計画的・系統的な組織ー戦術の観点を堅持しなければ、それこそ自然発生性に拝跪してしまい、最小抵抗線をすすむ運動に他ならず、骨のズイからの「段階論」、「過程としての戦術」、「終局目標は無」という偏向に陥る危険性を不断に孕んでいるのである。確かに、現在の労働者階級の意識性と運動が社会主義的な段階へ転化する潜在的エネルギーは無尽蔵であることをレーニン自身しっかり踏まえつつも、「血の日曜日」の事態を振り返るまでもなく、革命主体の問題として、労働者階級の組織の程度や、意識性・運動が、革命の未来という観点からみれば、これははっきりとまだまだ幼年期にあるという認識と、いま「最大綱領をおしつける」ことや「権力の獲得」を語ることはとりもなおさずプロレタリアートを敗北させ、ツァー専制を更に強固なものにするという分析がある。これは決して、何度も言うが、「段階論」や「時期尚早論」ではない。

それどころか、プロレタリア革命過程に堅忍不抜の橋頭堡として、歴史的に〈一九〇五年革命〉を、実践的拠点として臨革政府を、また政治的自由としての共和制を、「プロレタリア的に刻印する」ことに他ならない。「当面の政治的・経済的要求」（こういう表現を使えば、すぐミンコロというガキが泣いて喜ぶようなところであるが、当時の絶対的専制支配の情況を踏まえ、「プロレタリアートと農民による革命的・民主主義的独裁」を媒介としない限り、また臨時革命政府を樹立しない限り、更にはそうしてプロレタリア独裁権力樹立の志向性をわがものとしない限り、実現されないことを、そこには階級的見地が孕まれていることをおさえておかねばならない。ミンコロのいうが如き「当面の ー 」とは天地雲泥のひらきがあること、いってしまえば、トイレットペーパーの要求には何らプロレタリア独裁への萌芽もみられないし、「暴力反対」は、とりもなおさず武装解除を呼びかけることに他ならず、「もっと精力的に、もっと攻撃的に武器をとれ」というレーニンの見解とは相容れないことがわかるであろう。何度なぐられてもわからないわがミンコロの為に親切にこれだけ説明してやった）の為に、同盟軍を結集し、連合して、ツァーリを共にうち、「人民蜂起の機関」として臨革政府を打ち建て、民主的共和制とその「改良の果実」（八時間労働・憲法制定議会）を獲得することに当面の目標を設定し、しかしそこまでだったらブルジョアジーは「プロレタリアートから革命の獲得物をうばいとろうとする」し、賃労働制と私有性の問題は解決されえないから、獲得された臨革政府と共和制を橋頭堡として利用し革命を前進させねばなら

ないのである。この時になって、いつまでも過渡期のスローガンを空叫びをすることではダメなのである。

以上のように、ロシア革命の過渡期（たとえ図式的にみても、ナロードニキの段階から、政府問題が俎上にのぼった段階）にあった中で提出された臨時革命政府の問題を実践的に止揚する為に、ではどのようにしたであろうか？ここで、これは後のソヴィエトに於いて検証されるのであるが、「上からも、下からも」という社民党の参加の論理が引き出されるのである。（先に引用した決議の(イ)～(ニ)の部分）ロシア革命の過渡的性格に規定されて、臨時革命政府も、プロレタリアートと農民を中心として一部の自由主義的ブルジョアジーとの一時点な連合と、ボリシェヴィキ、メンシェヴィキ、エスエルとの統一戦線によって構成されるのであるから、その一時点・過程的なルーズな連合形態の内的矛盾の展開を媒介とする止揚を、『何をなすべきか？』のあの「社会民主主義的意識の外部からの持ち込み」によって左派のヘゲモニーを確立して、自覚したプロレタリアートの組織化と、その階級的本質とブルジョアジーの存在形態との対立を鮮明にしていかねばならなかったのである。「『革命の獲得物』ーそれは、プロレタリアートの利益の見地からいえば、われわれの最小限綱領全体を実現することになければならないがー『をまもり、うちかため、拡大する』ことである」という〈武装したプロレタリアートによる下からの働きかけ、圧力〉と、その経済的地位によって、「不徹底なブルジョアジー」が「プロレタリアートから革命期の獲得物をうばいとろうとする」から、「(1)反革命的企図と容赦なく闘争すること、(2)労働者階級の独自の利益を守る」ための〈社会民主党の上からの参加〉を、同時一体的、相互媒介的に遂行していくという構造を提起するのだ。

このことは、実は『何をなすべきか？』の革命的時期に於ける実践的応用とみられる。すなわち、「上からの」宣伝と煽動によって、社会民主主義的意識を持ち込み、「雇主との関係の圏内」にあるプロレタリアートの自然発生的な狭い行動領域から革命的水準に引き上げ、しかし「プロレタリアートは、その地位からして、もっとも先進的な、唯一の首尾一貫した革命的階級であり、まさにそのためにロシアの一般民主主義的革命運動において指導的役割をはたす使命をになっている」のだから、それにみあうように、大衆的政治ストライキ→武装蜂起の意義を明らかにし、その管制高地から当面の革命と自らの工場での闘いを把えかえさせ、臨革政府内の階級分化をおし進め、臨革政府を「プロレタリアートと農民による民主主義的革命的独裁」を媒体とした武装人民蜂起の機関に転化することに最大の目的がある。それに至る認識には、ツァーリの絶対的専制支配と黒百人組の反革命武装襲撃を打ち破るには、「一般民主主義的な革命運動がすでに武装蜂起を必要としているにいたっている」という革命家の厳しい分析があることを踏まえなくてはならない。

この「上からも」ということに対しては、われわれの間でも非常に混同されがちであり、理解の浅いことがある。それは、ひとつにはスターリン主義党の「上からの」官僚的人民支配のイメージもあろうが、現在のブルによる「上からの国民統合、下からの

治安管理」の支配構造に対して、「下からだけの」最小抵抗線をえがく運動だけでは、『何をなすべきか？』で批判している自然発生性ー自然成長性、手工業性、および経済主義ー組合主義の悪しき傾向とそれらがもたらす狭い枠を克服することはできない。現在ある組織からストレートに来たるべき革命党は展望できないにしても、革命党建設を射程したところの、「上からの」宣伝、煽動、暴露を通して、「上からの」階級形成をなしていくという観点がなければ、まさに「日々の諸事件に溶解」したり、「運動が全てであり、究極目標は無」というベルンシュタイン流の見解に足元をすくわれてしまうだろうし、政治危機が熟したときそれを革命的危機に転化する主体的力量が蓄積されてこないのではなかろうか？ブルの「上から、下から」の政治と支配構造には、われわれの政治と全人民的反撃を対置し、ブルの政治過程には、その枠内で対立するのではなく、明確にわれわれの政治過程＝革命過程を対置し、さらにわれわれの革命的実践＝暴力と革命的戦術＝「計画としての戦術」を媒介として、われわれの政治過程＝革命過程に於いて、ブルを打ちくだき、ブルの政治過程と支配構造を粉砕しなくてはならないということ、そのことをもって帝国主義の腐朽性・寄生性とその政治過程的発現形態たる政治危機を、革命的危機に転化しなくてはならないという展望を持たねばならない。だからわれわれは「下からの」全人民反撃と共に、「上からの」主体的階級形成を展望することが問われているのである。そのときにも、現在にあっては資本主義批判と、プロレタリア独裁権力樹立という、より高度の目的意識性を媒介しなくてはならないということはいうまでもない。「上部構造」の破砕と、土台の置き換えを目指す事業は、決して「下から」の運動だけではなしえない。（ちなみに、このことは60年安保後の『政治過程論』の問題意識でもあった。旧関西ブンド系諸派諸グループに対して「政治過程（ー論）主義」なる批判は全くどこに視点があるのかわからない。「政治過程（ー論）主義」、結構！『政治過程論』を出発点として、60年代の日本階級闘争を領導した旧関西ブンドの苦難の軌跡をわがものとすることなくしては70年代のどのような運動も展開できないことぐらい日向派でも旧フロントの諸君でも知っていることである。）

以上のように、レーニン、ボリシェヴィキの壮大な構想に対して、ロシアに於けるもう一つの「社会民主主義的」革命流派であるメンシェヴィキ＝「協議会」派は、レーニンに対しては、社会主義的変革のための「最大限綱領の即時実現」や「権力獲得」のことが抜けているといちゃもんをつけつつ、「過程としての戦術」というかっての経済主義の亜流として、またまた「過程としての蜂起」とか「過程としての組織」の観点を固定化し、当面する革命の誤った、転倒した把握ー分析に基づく革命的空文句を、新「イスクラ」を中心に展開している。ロシア社会民主労働党第三回大会とその決議は、〇三年第二回大会以後二つに分派してきている双方を、当面する革命の利益と前進の為に、統合しようという計画的意図もあることは、レーニン自ら至るところで吐露していることであるが、この統合が果たせるのは、革命が敗北した総括過程まで待たねばならなかった。メンシェヴィキは、ボリシェヴ

ィキの三回大会への呼びかけを拒否し、別党コースをたどり、同時期に「協議会」なるものを開催した。メンシェヴィキは、その決議で「権力の獲得と臨時政府への参加」として、「ツァーリズムにたいする革命の決定的勝利は、勝利した人民蜂起のなかから出現した臨時革命政府の樹立に現われるか、あるいは、何らかの代議機関が人民の直接の革命的圧力のもとに全人民的憲法制定議会を組織することを決定して革命的イニシアティヴをとるということに現われるか、そのどちらでもありうる。」と述べ、彼らが参加するという臨時政府の内容を〈前の引用でもわかるが〉、「下からだけの」「革命的コミェーン」として設定し、ボリシェヴィキのように「プロレタリアートと農民の革命的民主的独裁」とすると、「ブルジョア諸階級を革命の事業から尻ごみさせ、それによって革命の展開力をよわめることになる」と泣き言をいい、武装蜂起が迫られる革命的時期に際しても平和共存の「最左翼の反政府党にとどまる」としている。そのように非常に、当面する革命の性格規定のあいまいな把握から導かれる党の戦術も必然的に首尾一貫性を欠き、不徹底なものである。すなわち、レーニンの、ロシアプロレタリアートの主体的・客体的諸条件をしっかり認識ー分析した把握とひきうつしてみてみるとそれは証明される。あくまでも最低限の前提として、ツァーリの絶対的専制ということを踏まえるならば、最大限綱領ー最小限綱領の混同、社会主義的変革と民主主義的変革の混同は、少なからず「革命政党」を自任するならば決して許されないことである。問題の立て方が、ダイナミックに流動する生きた現実を抜きに、マルクス主義の命題を、転倒して固定化し、だから反対に現実にマルクスの命題が「批判の武器」としてよみがえるのではなく、だいなしにされてしまっているのである。まず、「権力の獲得と臨時政府への参加」という、一見まことしやかでありつつも、現実に革命的空文句に終わっている問題は、「権力の獲得」＝社会主義的変革と、「臨時政府への参加」＝民主主義的変革の問題の区別と連関が全く混同されていることに気づくだろうし、「権力の獲得」＝社会主義的変革へ至る革命の過程が全く明らかにされていない。すなわち、民主的共和制とその改良の果実を如何に獲得するのか、またその為の専制打倒に向けた武装人民蜂起を如何に準備するのかー、引用したくだりをみてもわかるように非常にあいまいである。だから、臨時革命政府の性格が、「なんらかの代議機関」＝「革命的コミェーン」に歪曲され、無前提・無原則的な「下からだけ」の自然発生性に拝跪してしまい、専制になにかしら反対する人なら、ブルジョアジーでもなんでも平和共存的に手を握ることを固定化している。そして、憲法制定議会に対する態度も、人民の闘いによって妥協の産物としてツァーリが下賜する議会を、「下からの」「革命的圧力」で変えるというのであり、いってしまえば専制とのブルジョアジーを介した取り引きに終始しようというのであり、専制の長きにわたる苛酷な支配を打ち砕くべき武装人民蜂起を準備している。プロレタリアートと農民に武装解除を呼びかけていることに他ならず、武装の問題が彼岸におしやられている。レーニンは、武装人民蜂起によって専制を打倒し、その機関として臨革政府を打ち建て、それを不抜の橋頭堡として、「プロレタリアートと農民の革命的民主的独裁」のヘゲモニーで全人民的憲法制定議会を召集しようと考えたのである。この両者の相違は、後に、〇六年四月国会に対する態度に決定的に表われる。プレハーノフに代表されるメンシェヴィキは「武器をとるべきではなかった」といって国会選挙にとびつき、レーニンは「もっと精力的に、もっと坑撃的に武器をとるべきであった」と教訓化し国会をボイコットし、『パルチザン戦争』を書き、ますます武装蜂起ー軍事の問題を現実化していくことになる。トロッキーは、その両者を揺れ動いていくのである。

『二つの戦術』に於いて、レーニンはそうしたメンシェヴィキの首尾一貫性を欠いた見解に対して徹底した批判を加えながら、専制打倒、共和制の実現の観点で同盟を維持しつつ、ここに於ける政治内容のもとに秋の政治決戦へ出立していくのである。〈一九〇五年革命〉に於ける『二つの戦術』のもつ意義は非常に大きいということが荒削りにも了解できたであろう。しかし、このことが未だ不当にも看過されている傾向があることをしっかり踏まえ、更に現在に於ける「民主主義闘争」や「臨革政府」等をめぐる混乱を解決・止揚していく一視点として長きにわたるこの章の展開をまとめたいと思う。

なお『二つの戦術』は、『何をなすべきか?』との関係に於いてこそ把えられるべきであることを付け加えておきたい。最も曲解の多い『何をなすべきか?』に於ける「社会民主主義的意識の外部からの持ち込み」も、『二つの戦術』に於ける「ブルジョア革命＝民主主義的変革」という規定も、労働者階級に対する蔑視からきているのでは決してなく、労働者階級の内に孕んだエネルギーを如何に培うのかという、彼らに対する絶対的ともいえる信頼からうち出されているのである。更に、ツァーリやブルジョアジーからの攻撃からプロレタリアートとその勢力を防衛するという観点があろう。(このようなことを、スターリンは『レーニン主義の基礎』などで歪曲し、ひとにぎりの官僚によってプロレタリアートを管理するという驚くべき不信感を持つに至る)。

この章に於ける『二つの戦術』の把握をもとに、さらに『モスクワ蜂起の教訓』から逆規定し、次章に於ける革命の歴史的事実を展開していくつもりである。

＜情　勢＞

戦後世界体制は、先進資本主義国の帝国主義段階に於ける第一次大戦と一九一七年のロシア革命の勝利という世界史的過程を経る中から、しかしヴェルサイユ体制の矛盾の顕在化と崩壊過程が労働者国家の成立という帝国主義国の恐怖を背景としつつ、帝国主義の不均等発展と国際的分業のため、過剰資本と生産過剰による世界的金融恐慌までに及ぶ経済ー体制危機は各国経済のブロック化を現出せしめ、ドイツ・日本両帝国主義の行き詰りと、産軍複合体制、統制経済及び戦争遂行体制の確立と共に第二次世界大戦へと突入せざるを得なかったのである。それ故に戦後世界体制は、体制間矛盾の顕在化に見られる如く、帝国主義段階に於けるロシア革命の勝利、及び社会帝国主義国＝労働者国家の現実化を起点として促えられねばならない。またそうであるが故に戦後世界体制は、ヴェルサイユ体制から二〇年代後期の世界的恐慌を経て第二次世界大戦の体制的危機を回避せんがためのブルジョア的解決策なのである。

第二次大戦後の米帝国主義は、ヤルタ会談による戦後処理として社会主義圏と帝国主義圏の両体制併立と国際連合による国家統合をもって、資本主義世界体制の盟主として戦後世界の再建を図るのである。つまり米帝国主義は、各帝国主義の大戦による荒廃と打撃を圧倒的な金プールと生産力の蓄積を梃子として、国際的協力の名によるブレトン・ウッズ機構、ＩＭＦ＝ＧＡＴＴ体制を形成したのである。またこの様な体制の確立こそ、資本主義世界市場の社会主義圏に対する防衛と国際的反革命同盟の基地となり、米帝国主義を盟主としたＮＡＴＯ1安保等の反革命軍事同盟が形成されるのである。それは戦後革命をソ連官僚主義者との冷戦体制として固定化しつつ、五〇年代をジュネーヴ協定による非同盟中立国の成立、第三世界の潮流を現出せしめつつも、ヤルタ体制＝米ソ平和共存体制から国際連合＝反革命体制へと維持し抜く中から成立するのである。

この戦後世界体制＝ヤルタ・ジュネーヴ体制の特徴は、第一に第二次世界大戦の戦後処理過程に於けるソ連官僚主義者と帝国主義国との平和共存体制が確立され、前者と米帝国主義との間に世界分割協定を締結することでソ連の社会帝国主義に転落する過程に、戦後権力構造が確立されたのであり、第二に帝国主義間の不均等発展の限界＝危機を回避する野心策としてのＩＭＦ体制（国際通貨管理体制）、つまり米帝国主義の圧倒的経済力たるドル、軍事力たる核を背景としての国際反革命同盟＝資本主義世界市場の対社会主義圏を前提とした防衛なのである。すなわちＩＭＦ＝ＧＡＴＴ体制は、第二次世界大戦を経る中で、米帝国主義の全世界の七〇％という圧倒的な金保有量と、各国帝国主義の大戦による生産能力の壊滅的打撃という条件の中での高度な生産力が発展する過程で、米帝国主義の個別利害を戦前の各国ブロック経済の除去、とりわけスターリングブロックの打破として成立するのである。

そして、米帝国主義は過剰資本と生産力過剰のはけ口として貿易及び資本の自由化によって拡散させる必要があったのであり、そのための機構としてＩＭＦ＝ＧＡＴＴ体制が各帝国主義国の経済回復の為の米帝国主義の援助を求める必要性と相まって、資本主義世界体制の盟主として米帝国主義がヘゲモニーを握るわけである。このＩＭＦ＝ＧＡＴＴ体制も、しかし、一国通貨であるドルと金との交換可能というものである以上、金為替体制以外のものではなかった。確かにＩＭＦ＝ＧＡＴＴ体制は、米帝国主義の金プールの管理能力による制限があり、管理できぬ管理通貨体制なのではあるが、しかし、ＩＭＦ＝ＧＡＴＴ体制は五〇年代を通じて世界的に自由に実現しえるものではなかったものの、国際平価体系の安定固定化という目的については一定程度成果をあげ、資本主義世界体制の発展の基礎となり得たのである。

このような戦後世界体制の構造は、帝国主義諸国家間の相互協調政策に規制された危機の引きのばしと、国際侵略反革命体制の恒常的維持による国内抑圧の永続化とその先行的形態の強化を特徴づけているのである。それは具体的には、帝国主義諸国家間の不均等発展の法則であり、また後進国に対する反革命的民族抑圧なのである。

しかしこの資本主義世界体制の盟主としての米帝国主義の一元支配は、六〇年代以降、明確となった植民地主義政策の敗北と、インドシナ全域に於ける政治的＝軍事的敗北をもって、より決定的に崩壊しつつあるのである。

＜ソ連・西独条約締結、英国のＥＣ加盟、金・ドル交換停止、中国の国連参加――一九七〇年から七一年にかけてのこれらの出来事は、国際政治における〝戦後の終り〟――ヤルタ体制、ブレトン・ウッズ体制あるいは米ソ二極体制の終焉――を思わせる。＞

この七〇年代初頭に於ける社会状況は、国際的経済的側面に於いて、戦後体制――国際的均衡を根底からつきくずし、激動の渦中に投げ入れた。

それは、七一年八月の「ニクソン声明」に見られる如く、ドル防衛政策の最後的手段としての、金・ドル交換停止措置、一〇％輸入課徴金制度等の八項目に亘る非常事態宣言であり、帝国主義世界の盟主たる米帝国主義はその栄光をなりふりかまわず放棄せざるを得ない状況に追いこまれたのであった。そしてニクソンは、今ではドルのくびきとなったＩＭＦ体制に一撃を加え、その混乱の中から、もう一度ドルの王座を再建するという大バクチに乗り出したのであった。

戦後の世界資本主義の歴史的展開は、ＩＭＦ体制＝国際通貨体制下に於いて、再編され、それに依存し、くり返し動揺を重ねつつ、今日に至っており、今日のドル支配の崩壊は、一九六〇年を境に急激に顕在化したドル危機の必然的帰結であった。

前述した如く、戦後、米帝国主義は戦争の勝利的展開を基軸に膨大な生産力の優位を形成し、ドル＝ＩＭＦ＝ＧＡＴＴ体制による世界資本主義一元支配構造を完成した。しかし、米帝国主義の一元支配構造は、日本・西ドイツ帝国主義の抬頭により、各国資本主義の生産力不均等発展を媒介にして、崩壊し始めた。植民地

政策の漸次的後退から六〇年代半ば以降全面的敗北によって、ドルの慢性的危機を促進した。特にベトナム民族解放戦線を中心にしたインドシナ戦争は、全面的に米帝国主義の武力・軍事力を撃破し、その波及は米国内外に於ける反戦闘争・ブラックパワー・軍隊内反乱と後進国・先進国の反戦・反米闘争を奮起させ、ドルの深刻な危機状況と相応して、完全なドル一元通貨制を崩壊せしめた。

六八年金プール制解体、金の二重価格制移行によって擬制化したIMF体制は、金・ドル交換停止によってさらに追認的にその崩壊を宣告されたのに他ならない。すなわち、金の二重価格移行によってドル危機の矛盾の発現を糊塗しつつ、ベトナムを「自由陣営」につなぎとめようとしたベトナム戦争の遂行が、決定的な破局であったと言っても過言ではなかろう。

「ニクソン声明」は明確に世界資本主義体制の破綻の第一歩であり、ニクソン新経済政策によるドル防衛政策は、各国先進資本主義国間の相対的な不均等発展を防止出来得る手段ではなく、混乱と不信以外の産物の何物をも有し得ない。

そして七一年十二月、世界十ケ国蔵相会議に於ける通貨調整＝スミソニアン会議は、アメリカのイニシアティヴに於いて、ニクソンの新経済政策発表以降、激化した国際通貨危機を、EEC諸国、日本に対し一定の妥協を強いるというかたちで収拾しようとしたものに他ならない。しかしこうした諸国の平価切上げは、諸国に於ける合理化の強行、不況の激化を伴ない、国内に於ける階級対立を強めずにはおかない。国際通貨危機が単なる多角的通貨調整によって克服され得ない世界資本主義の危機を示すものに他ならないのは、まさにこの点である。

当然の如く、このスミソニアン体制は、ドルの通貨危機の原因が真に各国資本主義の持続的拡大と不均等発展に根を持している以上、根底的安定期は創出でき得なく一年足らずで崩壊したのであった。この原則を理解しながらも、なおかつ世界帝国主義間の七〇年代の戦略の意図は、労働者国家群に対する包囲であり、自国先進国内人民に対する収奪であり、後進国人民に対する抑圧である。

一方、日米安保体制の下、急速に復活・展開した日本帝国主義。そしてその発展過程の中で必然的に出てくる海外進出。それは東南アジア等の後進諸国に対する経済侵略から、さらには、日本、アジア反共同盟諸国の「安全保障」の為、自前の軍事力によって軍事侵略を画策している。しかし、日本の帝国主義的進出は、アメリカ及び西欧の帝国主義諸国の資本との直接競争をよぎなくされる。もはや、日帝の延命のためには、不安定なアメリカ経済を考えても、アメリカとのユ着した関係に訣別する状況にある。その為にも、かかる過程で六五年不況を一大転機として、帝国主義者は国内支配体制の維持と強化を計りつつ、徹底的な合理化を遂行しつつ、アメリカに対する輸出の強行といった激しく対米関係を対立させながらも、その関係維持ー協調関係を維持していくことに努力を払いつつ、他方では極東及び東南アジアに対する進出を展開していくのである。

現在日本にあっては「援助」による政府財政資金による資本輸

出によって、後進国の経済発展、政治的安定を計り、それを足がかりに民間資本による資本輸出（経済侵略）が展開されている。そしてこの額が年々増加を示していることは、日帝の積極的な姿勢もさることながら、とりもなおさずアメリカのドル危機による対外援助切りつめと、援助の肩代わり要請にあることは疑う余地もない。しかし現在的には、後進諸国に対する社会主義国の援助、民族解放運動の激化という状況下における日本の援助拡大は、軍事支配者アメリカのアジア支配体制を補強するものと考えられ、また後進国市場をめぐってアメリカ等の帝国主義諸国との経済的対立を深めざるを得ない。

いずれにせよ、国内支配体制維持には、徹底的体制合理化の遂行と、アメリカへの輸出を強行し、国内矛盾をインフレで回避し、後進国市場を拡大していかなければならない。中国との関係にしても、国際情勢から考え、多少とも経済交流が進展しようが、日本の体質上、結局は二兎を追うことはできないであろう。企業経営の危機に際しては、首切り合理化、新規雇用停止、賃金上昇抑制を広範に行ない、税収減等から財政難が強まり、公債発行の急増と公共投資増大が行なわれ、国民大衆への収奪、強化をひきおこしているのである。

また米帝の相対的地位低下は、必ずしも帝国主義の世界支配を放棄したのではなく、諸帝国主義国の新たな被抑圧民族に対する更なる搾取・収奪と自国帝国主義国内人民に対する弾圧として我々は把握せねばならないし、かかる状況下において、日帝Brは、自衛隊をアジア後進国再侵略の世界帝国主義の先兵として、沖縄をその侵略前線基地として、一切の国内社会再編を図っている。国内社会再編は、経済政策の全面転換をして生産関係の全面転換をなさしめた。即ち、従来の労働者の資本主義社会への鈍化をなすべく、労働者の総体的生活向上と資本家の経済的伸長が合致する体制が、国際的経済伸長の不均衡故に破綻した。この事は、十ケ国蔵相会議による平価不均衡の調整においても、米帝のドル世界一元支配体制の崩壊においても理解できる如く、日帝が大幅な変換を要求され、当然大衆と資本家の対立が必然化され、Brの強攻がPrに対する強圧、弾圧、擦取、収奪が開始され、より進行するであろうことは明らかである。

保安処分情勢

一、序

法制審議会刑事特別部会は昨年11月27日刑法改「正」問題に関する各分科会での検討を終え、「刑法改正の当否」を決定した後、今春より刑法改正審議の総会審議が開始されるまでになっている。

元来、ブルジョア法はイデオロギー一般としてではなく、国家権力による非和解的な階級対立を隠蔽するものとして、階級的刑事政策として物質化される。そして産業資本主義社会の段階に於てはフォイエルバッハをはじめとする「罪刑法定主義」に立脚した刑事政策として現われ、又帝国主義、とりわけ過渡的世界に於てはリスト、フェリーをはじめとする「目的刑ー保安処分」に立脚した刑事政策が展開され、普遍化してきている。この転換は学問的な論争の転換一般では決してなく、階級闘争の熾烈化に伴い権力者がどのような現実の階級矛盾に対し、どのような刑事思想を必要とし、それを物質化していったのかという基本的な視点からとらえておかねばならない。

そしてこの保安処分イデオロギー、隔離収容主義は「断種」の思想を「治療」という衣の下に隠しながら登場してきたことにも注目すべきである。つまり、先進帝国主義者は「治療」という名の幻想の下に保安処分の普遍化を目論んでいる。

二、保安処分

今次刑法改正ー保安処分新設、そして必要とあらば保安処分の単独立法化の動きは「常習累犯と不定期刑」とに密接に結びついている。新保安刑の主張がそれであり、「刑罰と保安処分」の単一化の傾向がそれである。刑法改正は政治的配慮として控えつつも、刑事政策全体のイデオロギーの転換は、保安処分新設によって測り知れないものがある。

保安処分は刑法改正の一環であり、精神病対策一般ではない。ここでは世界史的な観点から若干保安処分を追ってみよう。既述の通り保安処分とは歴史的に見るならばナチス時代が国家総体として保安処分そのものの時代であったと言える。後述するように、「遺伝病子孫防止法」によって遺伝健康裁判を行ない断種を施術したナチスドイツとそれに手を貸したその時代の医療は「常習犯

罪取締法」によりナチスの政策に反対する者を「確信犯ー非転向者」「闘争性狂信者ー革命家」として精神病院に送り、最終的には殺害した。この確信犯・闘争性狂信者が精神病者であるという精神医学上の根拠を作り上げたのがクルト・シュナイダーである。彼によって定義され確定された精神病質人格とは「一見正常人とは変らぬ様に見えても最も危険」であり、「異常人格をもつ者の中で、その異常性により自らあるいは社会が悩む」ものである。だが、社会が悩むとは現実的には、その社会の（ブルジョア的）社会規範に反対するという歴史的、社会的階級的な条件をしか意味しないのは自明である。

シュナイダーの現実類型分類「意志欠如・情性欠如・爆発性・発揚性・自己顕示性・狂信性・気分易変性」等であり、各々犯罪に結合される。（ブルジョア社会の矛盾の直接反映）発揚情性型は侮辱、詐欺あるいは不良少年に結合され「よい志を立ててもたちまち忘れてしまい苦しい経験をしても身にしみない、勝利を盲信する自負心にかり立てられ盲滅法に突進してゆく」とか、又気分易変性は、アル中、浪費、放火、盗癖、常習売春に、爆発性は威嚇犯罪、身体障害、器物損壊に、意志欠如性は窃盗、横領、詐欺等に……。ナチスドイツがこの高名な学者の科学性を利用したのは当然である。一見「正常な者」に仕立上げて、特に「確信犯」、「闘争性狂信者」という精神病者を作りあげ、又「社会を悩ます困り者」だとして無限にこの概念を拡大し、ナチスに都合悪い者を医療の名目で精神病院そしてガス室へ放り込む迄にはたいして時間はかからなかった。

既述のリストは、「常習犯人は社会環境の如何に拘らず、その遺伝的な生物的原因、既ち心理的特性（性格異常ー精神病質）によって必然的犯罪を犯すのである。例えばその心理学的特性には政治的信義が固いというものである。」とズバリ言い切り、更に犯罪者を㋑改善の見込みなき者、㋺改善の見込みある者、㋩機会犯（つい盗みをした類）の三種に分けて相応の処遇をすべきであると説いている。これは現在新設されようとしている（又、既に設置・着手された）法としては、刑法改正ー保安処分、精神医療として、医療ー中間施設となって、現代に脈々と生き残り着実に生かされる。㋑は社会隔離収容し、強制労働をやらせる対象とし、㋺は刑と共に教育ー改善を施し、㋩には単純に刑をである。

保安処分推進の中心的リーダーである中田修（東京医歯大教授）は、その著書「犯罪と非行」の中で精神病質十分類を説明し、「狂信性と政治犯ー確信犯、こういった関係は周知のことだ」と断言する。これこそ保安処分の本質である。将にナチスドイツと寸分違わぬ主張である。かくしてナチスドイツの亡霊は今又、完全にこの民主国家日本に於て「治療の強調」という新しい装をこらして甦えり、一歩一歩確実に生者としての道を歩み始める。さて我国の刑法改「正」の動向については、改「正」刑法準備草案理由書の執筆者の一人が主な動因として次の様なものを挙げている。

一つは政治官僚の「強い保守主義的、国家主義的反動の思想」であり、他は「刑事学の新思潮」即ちリスト等の心情主義刑法理論と刑事政策であった。言い換れば、国の社会的矛盾に対し国家

統制の強化と生物学的刑事政策の結合（保安処分）によって対処しようとするのが、今日に至る刑法改正運動の本体であった。

政府の度重なる諮問に対する法制審議会の答申で改「正」刑法の草案によってこれを継時的にたどってみると、「刑法改正の綱領」（昭元年、治安維持法は前年に成立）「改正刑法予備草案」（昭2）「改正刑法仮案」（昭15）以下「仮案」と略す。及び「改正刑法準備草案」（昭36）以下「準備草案」と略すとなる。これを作った刑法改正準備会は昭和31年法相諮問発議により発足して以来、前後二四一回会議を経て、反革命な草案の審議を終え確定草案として同理由書を添え公表したのである。この内容は騒動予備罪（現行の騒擾罪に凶器準備集合を付け更に拡大強化）、「外国元首に対する暴行罪」（更には不敬罪への突破口）の新設、「公務執行妨害罪」の強化、「共同正犯」を「共謀共同正犯」とし適用範囲を一挙に拡大し犯罪者全てを正犯とする道に致らしめる。また、累犯に対する不定期刑の拡大で、対象者を充分に長期間刑務所に収容可能とする。等々の政治的治安的強化を主とし、その一環というより、その頂点に保安処分の新設があると見てよい。戦後反動立法の全てを準備してきた法制審議会は、ここに集大成して刑法全面「改正」を行なおうとしている。その中にあって保安処分は、公共の福祉の名目で社会防衛ー体制維持ー教育目的刑導入が鮮明であるという基本的性格をもつ故に尚更重要な意味を持っている。予防保安的な性格を持つものとして少年法・売春防止法が、又実質に於て治安的役割を果しているものとして精神衛生法・優生保護法が既にある。保安処分はこの両者を統一することができる性格を有していると言えるだろう。同理由書の中では「犯罪その他これに準じて考えられる反社会的行為への国家的処置」が保安処分の規定となる訳だが、こんな極めて曖昧な、否、最も露骨な規定付けは情勢（階級攻防）次第で政治犯への適用は目に見えている。

従来まで、いわゆる犯罪行為を行なった者で第15条一項で規定されている「限定責任能力のない者」は刑が軽減されていたり、場合によっては、無罪になったりしていた。彼らによれば「犯罪者」の社会背景とその存在条件についての考慮が払われてのことではなく、やり様がなかったからであった。それ故、この保安処分の条項を加えることによって、ブルジョア法体系はもれなく完成するのである。

第一一〇条に保安処分の主たる内容が語られている。ここでの問題点は、㈠「精神の傷害により」の無現実性　㈡「禁固以上の刑にあたる行為をした場合」　㈢「将来再び禁固以上……おそれがあり」ではあくまでおそれでよいのであり、それのみならず××行為は前回とは必ずしも一致しなくてもよいのである。　㈣「保安上必要があると認められる」場合の保安とは、草案でいみじくも言っているように単純な反社会的なものではない。「公安」と「保安」の使い分けにも明かな様に、「公安」→破防法、保安→保安処分として文字通り治安弾圧として、ブルジョアジーからは位置付けられている。　㈤現在の「精神病院」では手におえない、これら「精神の障害により」「禁固以上の刑をなした者」は、新しく建設される行政官庁（法務省）の管轄の「保安施設」に収容

される。それ故、「保安施設」とは新しい形態の収容所＝刑務所となるであろう。外科的療法として指定される内容はロボトミー（大脳前頭葉削除）など、これに類するものか、あるいは断種（去勢）となる以外にない。　㈥それだけではなく「死刑」あるいは「無期もしくは短期2年以上の懲役にあたる行為をするおそれ」のある者は、そのおそれが認められることによって終身収容＝終身刑に出来ない理由はどこにもないのである。　㈦「禁断処分」にしても精神衛生法29条による措置入院の期間が6ヶ月収容であるのに比べて、極端な長期になっている。あるいは「破防法」でさえ2年以下である。「治療」を切り捨て「治安」の強化以外にその理由はない。　㈧そして療護観察は精神衛生特別都市対策要綱の中で、再び返すことであり、何らそこに於る「治療」を目指したものではなく、如何に地域の「治安」を確保し、また根底的な矛盾の止揚をはかるのではなく、抑圧と管理の中に封じ込めるのが目的である。否、むしろこの基盤にたって、この限界性から保安処分は出されようともしているのである。　㈠㈣㈥　について述べるならば、㈠の「精神の障害により」とある「精神の障害」は、理由書によれば全く××××××××ないのである。従って「精神障害者」と共に、中田の言う「精神病質者」も含まれると解釈せねばならないのであり、精神病院に「精神障害者」を収容するとしたならば、保安施設には「精神病質者」が主に収容される。それ故に必ずしも「精神障害により」の言わない背後を明確にしておかなければならない。そして精神科医の進言、犯罪生物学者の進言によって作り上げられた事情を見れば、「精神の障害により」と「規定」された真の意味を彼らに言わせねばならない。

資本主義の初期から国家独占資本主義、帝国主義段階に於て、この社会のもつ基本的な矛盾は、深刻かつ錯雑な社会現象となってたち現われ、十九世紀後半における犯罪の著しい増加、とりわけ、その累犯化現象は著しい。

西山詮氏は、「そして、これに対する犯罪斗争手段として、保安処分を含む刑事政策が強化されようとする時、他方で必ずや、これと共軌的に国民の労務管理的統制が進行していることを想起すべきである。働かないものや働けない者を取締ろうとするのが、刑事政策であって、いわゆる近代派政治政策とは、国家的規模の労務管理の一翼を狙うものである。と称して大きく誤ることはないのであろう。」（「精神医療3号」）と書いている。こうした労務管理が、組合主義、そしてその理論的背景としての労働力商品化論に鼓舞されて、帝国主義的労働運動と結びつけられた時、まさしく「働ける者」（資本に全てをまかす）者が、働かない者、働けない者を「隔離」してゆく道は更に拡大してゆく。

リストは19世紀末の犯罪の増大についてその要因を経済的圧迫、失業、大衆的貧困、住宅難、アルコール中毒、生存競争を、羅列的に並べて、犯罪を人間一般、社会一般の問題に還元し、社会（一般）とともに、必然的に存在する。永遠化された自然的所与とした。この様に自然的所与とされた犯罪が、遺伝を中心とする生物学と結びつけられた時、犯罪生物学は、大きく近代刑事政策学に寄与することになる。

犯罪生物学者は、〈危険な常習犯人〉について、「その大部分

は、精神病質犯罪者であるが、その一部にふくまれる後天的なものもいわば、犯罪反復の嗜癖者になっているもので精神障害者とみなせる。」（精神経誌68号）といい、竹村は「精神病質者の問題が、現代精神医療の中でもっとも解決困難である理由は、第一に精神病質は治らないからであり、第二に病院の治療的雰囲気を乱すからであり、第三に取り扱いが非常に困難で病院が引きずり回される羽目になるからである。」（精神医療の展開）といっている。（その後竹村は、精神病質概念について自己批判）

精神障害者とみなされた危険な常習犯人＝精神病質犯罪者は、しかし一般の「精神病院」では厄介「物」であり、それ故に保安施設が必要だというのが、この犯罪生物学者と精神科医の共同作業として結論付けられるのである。従って、精神病質を対象に含まない保安処分は無意味であるというのが、一部の精神科医の主張なのである。

そうだとすれば先ほど述べた「精神の障害」の（あった）現在も（ある）そして未来にも（ありうる）ものとして、精神病質が大きく浮かび上がってくる。小野によれば、「社会防衛は社会保全の関心からすれば、これら（労作処分と予防処分）も目的主義的に肯定されるかも知れない。しかし精神障害者や、広義の精神障害者である慢性中毒者の社会的危険性は精神医学的に或る程度確実な測定を許すが、浮浪者や刑余者のそれは、心理学的、社会学的な予測の試みはあっても、未だ、それを理由として個人の自由を拘束するほどの信頼度には至っていない。不十分な予測表によって人の自由を拘束するとなると、おそるべき人権の侵害となる。」（刑法準備草案理由書序説）ということであるから。

だが一一〇条はこの理論的一貫性（？）がみごとに、すりかえられていることに注視せねばならない。

精神医学的に、さまざまな疑問が発せられ、かつ、全ゆる所で思想的反回が開始させられている問題は、後にゆずるとして重大なかつ巧妙な条文をじっくりと検討する必要がある。

処分＝収容が可能となる要件は(イ)責任無能力ないし限定責任能力とされるほどの精神障害の存在と、(ロ)将来的（累犯の）危険性の存在である(ロ)に(イ)が結合させられることにより、保安処分が正当化され、「禁固以上の刑にあたる行為」をきっかけに、(イ)(ロ)を充たすと裁判官が「鑑定人」の助けをかりて判断すれば、強制収容が可能となる。

だが、問題は、ここから更に広がる。一端収容された場合、第一一二条適用がまち受けている。この条項の理由書には、「更新は、一回に限る趣旨ではないから、適用によっては、絶対的不定期刑と変わらないともいえよう」とし、絶対的不定期になり得ることを明らかに確認している。さらに、各項「必要があるときは」というのがこの保安処分の核心点である。理由書は、「そういう将来的危険性は、精神障害が唯一の原因であることを要するかについては多少疑問であるが、本条の趣旨は、必ずしも精神障害のために将来再び同様の行為を必要とする必要はない。ゆえに将来的犯行の危険性は必ずしも精神障害者が唯一の原因であることを要しないものと解すべきであろう」という。

(イ)(ロ)を充たして、初めて処分決定が可能であったものが、すなわち「〃危険な常習犯人〃は精神障害者であり」また「社会的危険性は精神医学的には或る程度確実な予測を許す」と大きく胸をはり、それ故にこれら精神障害者、精神病質者は、絶対に「治療処分」にせねばならぬと言ってきたものが、「必ずしも精神障害が唯一の原因であることは要しない。」と言い始めるのである。

もはや「精神障害」が軽くなったとしても（この明確な「鑑定」の規定はない）累犯の危険性の「おそれ」があれば（更に一一二条②を付け加えてみるならば）終生保安施設に収容し続けることは、〃十二分に〃可能なのである。これは明白に予防処分＝保安監置である。

精神科医が全能の権威をもって、「精神病質者は不治である」と断定し、その〃確信〃をもって「常習異犯」や「中凶悪犯人」のおそれがあるものを精神病質者、精神障害者と診断することによって、保安監置ー終身刑が実質的に成立するのである。

刑法各則を見るならば、保安刑について次の様に処理されている。また長いが引用する。

「保安監置は主として一定の危険性のある常習犯人に対する処分であるが、本案においては、このような常習犯人に対しては、各則で法定刑を加重する規定を相当新設したほか、第六二条で「不定期刑」を認めているので、悪質危険性の常習犯人に対しては、実際としては、右の不定期刑手段でまかなえる。」保安処分条項での「抜け道」と、この不定期刑の確立との相違は、全く見られず「刑と保安処分の区別を混乱させるおそれ」は、解消されてない。何故ならば、「治療」するか、隔離主義と強制でしか成り立っていないことで、治療＝隔離強制であるからである。のみならず、不定期刑、保安処分制度新設とは明確に保安刑であることを、ここでは語っている。

保安処分新設ー刑法全面改正と並んで、少年法改正、監獄法改正（改正＝改悪）が一括して計画が立てられた。少年法はすでに予防拘禁的性格・不定期刑の性格を持った保安処分「刑」である。少年法の改悪の軸は「少年法改正に関する構想」（法曹会）によれば、

①司法機関（家裁）権力に対し行政機関の権力をより強める。

②「少年」の年令を現行20才以下から18才以下とし「18ー20」才を「青年」とし18才以下は保護教育を、それ以上には刑事責任を問うという刑優先の方向

③保護処分に対する少年の側からする不服申立てがあるが、行政機関の側からする不服申立てがなかったのでこれを認めるというものである。又、少年法改正要綱18判決前調査によれば「……家庭裁判所は検察官もしくは弁護人の請求により、又は、職権で青年鑑別所に対して少年又は青年の被告人の資質の鑑別を求め又は家裁調査官、その他適当と認める者に対して少年又は青年の身分身上に関して調査を命ずることができるものとする……」とあるように、現行少年法が保護処分という名目で、保安処分の予防拘禁的性格を行政機関の関与、検察官の資質の鑑別を判決の前におこなうことによって保安処分体制を強化するものである。

四国で報告されたA少年の場合、犯人の盗んだ車に同乗していたというだけのことで少年鑑別所収容処分となった。「退所後」」反

戦活動を始めるようになったが、保護観察処分がついてまわり、定期的に保護司の所へ出頭しなければならなくしかも、4・28 5・19 5・30等斗争直後であり、しかも斗争内容まで報告を強制されていたと思う。現行少年法そのものが、かかる観護、保護処分行政に基づいている治安対策に他ならない。

少年法の改正は69年以後の大学、高校、中学生の学園斗争への圧倒的参加が権力をして予防拘禁的に斗争を弾圧すべく持ちだしたものに他ならない。

我々は補導処分としてある売防法とともにこの少年法改正ー現行少年法粉砕に決起しなければならない。

監獄法改正とは、明治以来の法が現実にそぐわなくなる中で、監獄中の斗う仲間たちの斗いによって勝ち取ってきたものをただ刑務所の都合の良い様に、当局の自由裁量を与えて改正される。

だが46年12月1日から施行された被疑者留置規則改正によって防声具、鎮静具の使用可能が明文化されることによって、獄中内は、徹底した弾圧の強化を受けることになろう。差し入れ禁止条項は獄中との交通を全くしゃ断することを意味するのである。

七〇年代日帝の総力をかけて、教育の帝国主義的改編、それに基ずく産業形態に見合つた労働力の産出をはかり、戦略的ハイタレントの養成と中堅技術労働者の育成とによる基幹産業界、経済界の安定と更なる強固な組織化され管理されたシステム体系の中に於て、68、69年の全国学園闘争の発生による社会矛盾の激化＝階級対立のブルジョア側による総括の本質が中教審路線による教育改革であり、それを裏面で堅牢に支えんとする社会防衛的思想＝体制秩序の維持を現下のブルジョア刑法では不完全な部分を全面的に改正し支配思想をイデオロギーを、しかも保安処分思想の新設によって、巧妙に隠蔽して植えつけようとしているのであり、闘争を圧殺し、地域の治安維持に向けて着々と準備されてきているのである。それはありもしない「精神病質」の導入あるいは不定期刑、共謀共同正犯となし崩し的に治安立法としての露骨な性格を表わしてきている。少年法、優生保護法、監獄法と全面的改正によって、底流にナチスドイツの戦慄せざるを得ないファシズムの正確な当来が予想されてくるのである。しかも柔軟に、巧妙にかつ陰湿に進みくる刑法改正ー保安処分のそのものがもつイデオロギー自体が我々の体内に宿っているものでもあることを再度確認して、自らに向けて告発せねばならないのである。我々は外的な刑法改正を、またそれ以上に我々の内なる保安処分の思想を断固とし告発し、排撃し、差別ー抑圧ー治安管理思想を粉砕せねばならない。

刑法改「正」・保安処分粉砕！
地域治安管理体制解体！
差別・抑圧構造解体！
優生保護法・少年法・監獄法の改正阻止！
精神衛生法（29・33条）粉砕！

Ⅲ 全国政治ストライキ——ペテルブルグ・ソヴィエト成立——モスクワ蜂起

(1)

「血の日曜日」で「血染めの一線」を引き、連続的におしよせる闘いの高揚の波は、度々の起伏を孕みつつも、多くの「誠実なるもの、生命あるもの」を巻き込みながら、秋の政治決戦を不可欠・不可避にした。いまや、革命的人民と社会主義政党に投げかけられている課題とは、敵の反動の嵐と黒百人組による反革命武装襲撃と、この革命的高揚期、専制打倒への絶好の機会であるにも拘らず、いまだ革命を回避し、議会に幻想を持ち、ツァーリとの協定に自らの延命の道を見い出そうとする自由主義ブルジョアジーの寝返りとに対して、それらの二重の壁を打ち破るべくストライキから武装蜂起への転化であった。

より高度の闘いの質を主体的に問われた秋の政治決戦は、モスクワから火蓋を切った。

植字工、バン焼工のストに始まり、それに触発され、モスクワ帝大、ペテルブルグ帝大、キエフ帝大らの学生もストに突入し、大学構内を人民集会、労農学提携の場にした。これ以後、大学は、当局のロックアウト策動に屈せず、まさに〈革命の錬金場〉へと転化されていく（かっての東大のように）。街頭デモンストレーションは、カザック・憲兵との衝突をもたらし、労働者、学生たちは、赤旗を翻えし、マルセイエーズをうたい、自然発生的な市街戦を展開した。これだけとってみれば、それはまだまだかっての運動の枠にある。しかし、ペテルブルグ同様、「この大中心地が戦闘の洗礼を受け、巨大な工業地帯が真剣な闘争へ引きいれられた」（「モスクワの血にまみれた数日」）ことは、以後の闘いの経過とあわせてみてみると、「革命の火事」の波及は必然であった。

しかし、革命の前進に強迫観念をつのらせる警察ーカザックー黒百人組は、そうしたささやかな、レーニンをしていわせるところの「平和的示威行動」にさえも、無慈悲な殺戮や暴虐を加えており、9月19日に植字工がストに入って以来わずか一週間の内に死者は50人を下らず、門番たちが街路の血痕掃除をやっていたと報道されている程である。このような惨状は、あのフランス五月革命の写真集や、昨年のアイルランドの「血の日曜日」の報道を見るまでもなく、71年秋期沖縄闘争の弾圧を経験したものなら想像できるであろう。更に、モスクワのストと市街戦は、モスクワ鉄道機関区に飛火したことで決定的なものになる。10月7日、モスクワ機関区の各機関区がストに突入し、「心臓の痙攣が始まった」と反動派新聞『ノーヴォエ・ヴレーミャ』をしていわせしめたように、この10月7日を分水嶺として全国的政治ストに発展していくのである。10月8日には、ペテルブルグ機関区がスト宣言を発した。素人でも想像がつくように、モスクワとペテルブルグ

の鉄道が強固なストライキを続けることは、「国の運動神経はつぎつぎと麻痺していく。経済の器官は硬直する。」（トロッキー『一九〇五年』）のであるが、12日朝にペテルブルグ機関区全線がスト突入するのをメルクマールに、16日までにポーランドからシベリアまで、地方至るところ75万鉄道員がストに突入し、いまやツアーリやその下僕たちにとって、「革命はつねに不倶戴天の敵だった。」（同書）昨春、今春と、わが国でも全国を席捲した動労・国労・私鉄の交通ストを想起してみよ。食料品は不足し、その価格は急騰するであろう。郵便は滞貨する。反動的な新聞やブルジョア的な報道は、それぞといわんばかりに、あたかも国民の総意を代表しているかのように、「ストは害あって益なし」とか「国民の反感をかって何が労働者のためだ」とか、全く転倒した批難をあびせる。そして、国家の権力機構の「調停」という名の懐柔策が始まることはわれわれの記憶に新しいところであるが、日常的には国家の秩序の重要な一環として機能しているところから、たとえ小さな経済的民主主義的要求からであっても、政治過程に登場し、それが非和解的なものになればなる程、国家権力機構が介入せざるを得なくなるから、そうなれば第一歩の政治的勝利なのである。体制内の政治危機が深まれば深まる程、労働者階級の憤激も昂まって噴出・流動するから、ストというものは無政府的なところまでやってもやりすぎることはない。その中にこそ、「内乱のヒドラ」が潜んでおり、それを革命的危機にまで転化しうるのかどうかということは革命派の主体的力量の問題なのである。

この鉄道ストは、全国的政治ストライキとして発展していく。10月、モスクワ、ハリコフ、レーヴェリを端緒に、スモーレンスク、ロッジ、サラートフ、ペテルブルグ、リガ、ワルシャワ等々と。ハリコフやエカチェリノスラフ、オデッサなど多くの都市では、バリケード戦を展開した。また、鉄道組合の代表者達は、ツアーリ（その首班ヴィッテ）と自由主義ブルジョアジーの政治取り引きに対し、「行為による批判」という「最後通牒」をつきつけた。この時期になると、大学は「自由の戦士」の養成の場となり、日夜、労学の集会で赤旗が林立し、労働歌であふれている。「いまや火事はロシアの『心臓』そのものに飛火したのである。」（レーニン「モスクワにおける政治的ストライキと市街戦」）

そのようなモスクワ、ペテルブルグを中心に席捲した全国政治ストライキの昂揚の前に、ついに、ツアーリは再々度の譲歩をおこなった。これまでに、全国政治ストの波及は、ヨーロッパ金融市場が凍結し、国立銀行の不能、郵便・電信の麻痺にまで達していた。バリケード戦による端緒的な武闘は制圧できても、鉄道ー郵便・電信の全面的混乱、そこから必然となる流通、経済の混乱の長期化には、もうこれ以上どうしようもなかったのである。10月17日、ツアーリは詔書を発した。いわゆる「十月宣言」といわれるもので、一応言葉の上では、「市民的自由の動かしえない基礎、すなわち人身の真の不可侵、信教・言論・集会・結社の自由」がうたわれ、国会召集・選挙権が約束されているが、その実、支配階級の常套手段としての、一時的な懐柔策ー闘争解体策動であった。それは、プロレタリアートの隊列が一瞬すくんだときに、

翌日から黒百人組による公然たる暗黒テロの攻勢が始まることをみてもわかるであろう。ところで、この譲歩は、一九〇五年に於いては三度目のそれである。一度目は、あの一月ストの際中、シドロフスキー委員会の設置の名をもって、二度目は、八月、あのポチョムキン叛乱の直後、ブルイギン国会の設置の名をもって。それは、自由主義ブルジョアジーやメンシェヴィキには一定の幻想を与えたが、プロレタリアートと農民の隊列は、それらを踏みくだき、専制打倒の闘いを前進させてきたし、その闘いの土壌の上に立って10月の全国政治ストライキは闘われてきたのである。そのツアーリの譲歩は三度とも革命的人民の闘いの昂揚におされて、その乗りきりの為にこそ出されたのである。

(注)シドロフスキー委員会　一九〇五年一月二十九日、「ペテルブルグとその近郊の労働者の不満の原因を緊急に明らかにし、将来かかることなきよう対策を検討するため」、最高法院判事シドロフスキーを長として設置された委員会。これは、ズバートフ運動に代表される内務省系の労働者対策が「血の日曜日」で破綻したのち、労働行政へのいわば運営参加の方式として打ち出された官・労・資の三者協議会である。労働者代表の選出方式は二段階で、前半段階で労働者は各工場から選挙人を選挙し、後半段階で選挙人は各業種別に代表を選挙するとされた。選挙人の代表比率は一〇〇ー五〇〇人の工場から一名、五〇〇ー一〇〇〇人の工場から二名等々と定められた。二月十三日には首都の二〇八工場で選挙人の選挙が行なわれたが、二月十八日、選挙人集会の要求が政府に拒否されたため、選挙人はストを呼びかけ、シドロフスキー委員会は機能せずに瓦解した。しかし生産点に根をもった全市的代表機関という構想は生き続ける。シドロフスキー委員会はソヴェトの原型となることによって、政府の意図に反して、反対物に転化したわけである。

ブルイギン国会　一九〇五年二月十八日以後内相ブルイギンのもとで立案準備され、八月六日の国会設置法ならびに選挙規定の公布により設置された代議機関。その権限は旧体制の枠内に設定された諮問議会として位置づけられ、選挙制度には不平等多段階のクーリャ制度が採用された。この代議機関は十月ストライキによって粉砕され、条文だけ残して流産した。

原暉之訳・『一九〇五年』訳注全文引用

しかし、この「十月宣言」のもつ意義と、客観的位置、および敵の意図をしっかりと把えることなくしては、次の前進に備えることはできない。このことに関連して、われわれは67年中大学費闘争の「白紙撤回」の直後に於いて、多くの部分が動揺したとき、「追撃団交」を設定し、「革命的敗北主義」を貫徹していったことを想起する。（詳しくは「理論戦線7号」および「被告団通信・準」を参照のこと。）レーニンは、『革命の最初の勝利』で、「ツアーリの譲歩は、ほんとうに革命の最上の勝利であるが、しかし、この勝利は、自由の事業全体の運命を決定するには、まだほど遠い。ツアーリはまだけっして降伏したのではない。専制は、まだけっして存在しなくなったのではない。それは戦場を敵に明けわたして退却したにすぎず、きわめて重大な戦闘において退却

したのではあるが、まだけっして粉砕されてはいない。それは、まず自分の勢力を糾合しつつあり、革命を真の完全な勝利に導くためには、革命的人民は、まだ多くのきわめて重大な闘争任務を解決しなければならない。」また「人民が自由のための闘いに自分の血をながしたのは、いったい、単なる言葉や約束でお茶をにごす自由主義的官僚にたよるためだったろうか?! いな、ツァーリズムはまだけっして降伏したのではない。専制はまだけっして没落したのではない。革命的プロレタリアートの前途にはなお多くの大戦闘がひかえており、最初の勝利は、彼らがその勢力を結集し、闘争における新しい同盟者を徴集するのをたすけるであろう。」と分析し、「闘争を精力的に継続せよ、攻撃をつづけ専制をほんとうに絶滅するために、新しくたたかいとった陣地を利用せよ」と呼びかけている。この10月17日をめぐる数日間こそが、政治決戦の雌雄を決する客体的時期であり、一定程度、動揺し、立ち遅れてしまったことも事実である。このとき、レーニンは亡命地ジュネーブにあり、11月8日にペテルブルグに帰国するまで『フペリョード』に、出来る限りの情報をもとに書いていた。一方、トロッキーは、10月15日にペテルブルグに到着し、いよいよペテルブルグを主戦場として、革命は大詰を迎えんとしている。しかし、帰国したばかりの当時二十五才の若きトロッキーの眼前には、この「十月宣言」からソヴェト成立の過程を述べる前に、少しく、『二つの戦術』で当面の同盟者と位置づけられた自由主義ブルジョアジーのこの時点までに於ける姿を見てみたい。一月九日以前に、「ゼムストヴォの春」といわれる自由主義者の活発な動きが「解放同盟」を中心にみられ、しかし、一月九日はそれに「血染めの一線」を画したということは既に述べていることである。レーニンは、『二つの戦術』をはじめ、至るところで彼らに対する批判を行なうことで、ボリシェヴィキの主張と政策を検証している。現実に、革命のダイナミズムは、主体的見地からみれば、「平和的示威行動」とか端緒的バリケード戦とか、まだまだ発展段階の初期であっても、一月九日以降、自由主義ブルジョアジーや社会民主主義者の一部をふるいにかけ、脱落させてきた。たとえば、「解放同盟」の創始者であるストルーヴェはその典型である。簡単に、レーニン全集の訳注（この訳注では、非常にずぼらなところがあるが——たとえばトロッキーのところ——不思議にもうまく要約している）でみてみよう。「一八九〇年には社会民主主義者。九〇年代の『合法マルクス主義』のもっとも有力な代表者。一九〇〇年末ー一九〇一年初めには『イスクラ』の最初数号に寄稿した。まもなくマルクス主義および社会民主党と決定的に手をきり、自由主義者の陣営に移行した。カデットの創立とともにその中央委員。一九〇五年の革命の敗北後には黒百人組的民族主義に転落した。」とあるが、ストルーヴェらの「転落の詩集」は、この時期、急展回する。「十月宣言」とほぼ同じ頃、彼らはカデット（立憲民主党）を結成し、公然とツァーリと協定をとりつけ、レーニンをして「議会遊び」とか、「議会主義クレチン病」（ただし、このような表現は現在にあっては安易に使うと差別用語であることをことわっておきたい。）といわせしめ、またそうした自由主義ブルジョアジーの言質にまどわされ未だ国会に対して幻想を捨てきれないメンシェヴィキに対しても「君主主義的ブルジョアジーのうしろにつくか?」と批判を投げかけている。この自由主義ブルジョアジーの「転落の詩集」は、とりもなおさず、わが代々木「共産党」の「不屈の五〇年（?!）」でもある。

(2)

レーニンの懸念にも拘わらず、十月政治ストライキの波は、急速にゆるやかになろうとしている。しかし、ペテルブルグでは、トロッキーにひきいられソヴィエトが成立し、またモスクワでも後にソヴィエトに発展するストライキ委員会が打ちたてられ、「十月宣言」の翌十八日には、両者を中心に、政治犯の大赦をはじめ、軍隊の撤退や警察の罷免などを要求する巨大なデモンストレーションがネフスキー大通りを席捲した。大学ではあいかわらず人民集会が開かれ、街頭では、これまで全く非合法だった各党派の機関誌や、「ソヴィエト通報」が公然と読まれている。だが、全国的政治ストライキに対し、ヴィッテ（首相）ートレーポフ（政治警察）体制は、反動の尖兵として公然と黒百人組を組織し、ポグロムと呼ばれ、恐れられた白色テロで応えた。

このような革命と反革命のせめぎ合いの中で、トロッキーは「ソヴィエト通報」に書いた「かくて憲法が与えられた。だが集会は軍隊によって包囲されている。言論の自由が与えられた。だが検閲は無傷のまま残っている。学問の自由が与えられた。だが大学は軍隊に占拠されている。人身の不可侵が与えられた。だが監獄は囚人でいっぱいである。ヴィッテが与えられた。だがトレーポフは生き残っている。憲法が与えられた。だが専制は生き残っている。すべてが与えられ、なにも与えられない。」「プロレタリアートは自らが何を望み、何を望まないか、知っているのだ。プロレタリアートは警察の無頼漢トレーポフも、自由主義的なブローカーのヴィッテも望まない。狼の罠も、狐の尻尾も望まない。憲法の羊皮紙に包まれた革鞭を望まないのだ。」と。レーニンは、この言質をまっとうに受け、「政府の退却は、政府が新しい、彼らの見地からみてもっと好都合な戦闘陣地をえらんだということでしかなかった。十月十七日詔書と呼ばれる紙片のうえでは、自由はなかなかきれいに見えるが、この『自由』を布告したことは、革命とたたかうための精神的条件を準備しようとする試みにすぎない。それと同時に、トレーポフはロシア全土の黒百人組の先頭に立ってこの闘争のための物質的条件を準備しているのだ。（略） 政府は、口先きでは譲歩しはじめたが、しかも実際には、ただちに攻撃の準備をはじめたのである。」と述べている。実際に、この黒百人組の乱暴狼藉はすさまじく、ポグロム（虐殺）のほこ先をユダヤ人と革命派・労働者階級に向け、ツァーリズムの利益を、都市下層住民の比較的無知な部分を酒と金によって、体現されていた。ペテルブルグでは、成立したソヴィエトにより、労働者は自発的かつ組織的に自衛武装し、黒百人組のポグロムを実力阻止したのみならず、軍隊や警察カザックを武装解除し、その一部を革命派のもとに引き寄せた。この時期、革命の中心地はペテルブルグであるならば、当然予想がつくように、反

革命も、トレーポフを黒幕としてペテルブルグに集中し、ソヴィエトと革命党派の一挙的撲滅を狙っていた。既に、全国的ストライキは、モスクワが十九日に、ペテルブルグが二十一日に終わり、労働者は就労に戻りはじめていたが、しかしペテルブルグでは連日、巨大なデモンストレーションが展開され、これにおされ、二十二日には「大赦」の勅令の本質というものは、十七日の詔書と同じく、更に「攻撃の準備」を行なうものであった。すなわち、ペテルブルグ・ソヴィエトは、十月ストで斃れた戦士たちの全人民的な葬送デモを予定しており、しかしトレーポフは、「住民の一部が他の一部の行動に対抗して武器をとろうと準備している騒然たる現時点においては、デモ行進する者自身の利益のためにも、政治的背景のあるデモはいっさいこれを許可しえない。」として、「第二の血の日曜日」を画策し、挑発した。

しかし、革命は、一月九日より前進しており、労働者階級の意識は打ち鍛えられ、一定程度、組織され武装しているけれども、ただ敵の武装反革命を突破するには未だ不十分である。ペテルブルグ・ソヴィエトは、トロッキーの指揮の下、組織的に一時退却し、玉砕主義を拒否した。トロッキーは『一九〇五年』（これは一九〇九年に書いているが）で、このことを次のように説明している。

「ヴィッテのプランとトレーポフのプランをともに一掃するために、それらより高い地点に立って、意識的に真正面から対決することもできた。ソヴィエトの政策は一般的方向において、そのようなものであり、ソヴィエトは眼をはっきり見ひらいて不可避的衝突に立ち向かっていた。にもかかわらず、ソヴィエトは衝突を早めることを自己の使命だとは見なかった。遅ければ遅いほどよかったのだ。十月ストライキの壮大な緊張関係が失われて、疲労と満足という、一時的な心理的反動にとって代わられていた時点で、追悼行進を決戦の時期に選ぶとすれば、とんでもない誤りを犯すことになっただろう。」この見解を組織的行動はレーニンも支持していることであるが、若きトロッキーも自負していたようである。ペテルブルグ・ソヴィエトは、十一月にもスト収拾をめぐって混乱するが、この時はトロッキーも非常に動揺し、レーニンの参加の助けをかりて切り抜ける。しかし、今回（十月）の時点の退却は、「玉砕主義」や「敗北主義そのもの」、「一揆主義」をしりぞけて、〈革命的現実主義〉の現地に立った正当なものであり、「トロッキーは日和見主義である」という一部の悪意ある見解はあたらない。なにかしら直接的・直線的対立だけを志向することをもって、革命的ポーズをとることでもって、チビたガキのように「ヤッタ、ヤッタ」とよろこぶ手前（青解、叛旗の諸君、君らのことである）は、時に、敵との力関係や自らの主体的力量を顧みずに「玉砕主義」「一揆主義」「敗北主義そのもの」に陥ることがある。敵は、譲歩しても、その裏で攻撃を準備しているではないか。もちろん、決戦に直面し、先頭になって突撃することが問われている時に、それを避けることは全くの（組織）日和見主義である。このときには、目的意識性をもって、〈革命的敗北主義〉を駆使することは全く階級的なことであるが、この把握を誤まれば、運動に混乱を持ち込むばかりか、組織を壊滅させ、反革命を跳梁させるだけである。一時的退却は、決して日和見主義ではない。恒常的退却は、いつの間にか、ゼムストヴォ（今日の日共）の様に、敵の沼地にはまり、敵の円環の「左」の部分にくりこまれる。「玉砕主義」は、その「メダルの裏表」の関係である。

かくて、十月の全国的ストライキは一時的退却をする。一方でソヴィエトを組織しえたが、一方では、ポグハムを引き起こした。その闘いの総括に関しては、亡命地ジュネーブでボリシェヴィキを指導していたレーニンと、メンシェヴィキ主流と一線を画してペテルブルグ・ソヴィエトを指導したトロッキーの見解は、ほぼ一致する。トロッキーは十一月に、書いている　「他の多くの都市でも市街での軍隊との衝突があり、バリケードの構築が試みられた。しかし全体として十月の日々は政治スト、革命の演習、全戦闘力の一斉点検にとどまった。いずれにしても武装蜂起ではなかった。」また、「革命の十月は反動の十月の狂宴をもたらした。暗黒勢力は革命側がひるんだすきに乗じて流血の攻撃をかけてきた。反動側のこの成功はスト＝革命がハンマーを手放しつつも、まだ剣を抜いていなかったためであった。十月の日々は革命には武器が不可欠だということを、いやというほどたたきこんだ。農村を組織し、農村と結びつくこと、軍隊と緊密に結びつくこと・自己を武装すること、これこそ十月の闘争と十月の勝利がプロレタリアートに教えた、単純かつ重大な結論である。革命は、この結論に支えられている。」と。

しかし、レーニンの「プロレタリアートと農民の革命的民主主義的独裁」の規定と異なり、だから以後、ソヴィエトの規定に関しても差異をもたらすのだが、次のように述べているくだりを、後に述べるソヴィエトの性格の理解の為にも引用しておく

「十月のストライキはブルジョア革命におけるプロレタリアートのヘゲモニーの示威であり、それと同時に、農業国における都市のヘゲモニーの示威であった。かってナロードニキが偶像視した土地の権力は資本主義的都市の独裁にとって代わられた。都市は自己の体内に巨大な富を集中し、レールの鉄をもって農村を自己に結合し、生活の全領域において創意と創造力をもった最良の勢力をこのレールによって自己の奥深くに引き入れ、全国を物質的にも自己に従属させた。（略）　十月の日々は、革命のヘゲモニーが都市に属し、都市のヘゲモニーはプロレタリアートに属することを示した。しかしそれと同時に、意識的革命的な都市と自然発生的直情的な農村との政治的断絶をも示したのである。」と。では、その「政治的断絶」にも拘らず、「農村を組織し、農村と結びつく」には、どうすればいいのだろうか？――この点には、後にトロッキーも苦慮し、レーニンの助けをかりねばならなかった。

一方、レーニンはどうだろうか――「大詰は近づきつつある。人民蜂起の勝利はもう遠くない。革命的民主主義派のスローガンは、思いがけない速さで実現されつつある。（略）　全国的政治ストライキは、蜂起をおしすすめ、ツアーリズムに恐るべき傷手を負わせ、忌わしい国会の忌わしい喜劇をぶちこわすことによって、そのなすべき仕事をみごとにはたした。本稽古はおわった。

われわれはいま、どうやら本舞台の前夜にある。」（『大詰は近づきつつある』）更には、『二つの戦術』を踏まえつつ、ツァーリの首班＝ヴィッテ・トレーポフの動向と、十月ストの際にカデットを結成し、ツァーリズムとの取引きのブローカーになりさがった自由主義ブルジョアジーの実態を分析し、彼らの約束やいつわりの空文句の本質は「人民を愚弄し、人民の力を弱め、人民の隊列をばらばらにし、人民に武装を解除させる」ものとして把え、これに対し、「このような時期には、自分の世界史的目標を自覚し、勤労者の政治的解放だけでなく、その経済的解放をもめざし、自己の社会主義的諸任務をかたときもわすれない革命的プロレタリアートの政策は、とくに確固たる、明瞭な、はっきりしたものでなければならない。道化大臣の忌わしい偽りに対して、自由主義者とブルジョア民主主義者の愚劣な立憲的幻想に対して、革命的プロレタリアートは、全人民的武装蜂起によるツァーリ権力の転覆という自分のスローガンを、いつにもまして断固として対置しなければならない。」（『戦闘の中休みに』）と述べ、ツァーの軍隊をも隊列に引き寄せることをも含めて、革命軍編成による武装蜂起の中で、黒百人組の反革命武装襲撃を粉砕し、『二つの戦術』の原則的提起を物質化することを明らかにしている。

この直後、レーニンは亡命地ジュネーブを秘密裡に離れ、いよいよ革命のペテルブルグに潜入することになる。ロシア革命史の中で数度あったトロッキーとの歴史的出会いの最初が、ペテルブルグを中心に展開されるのである。

一月九日から、十月の全国的政治ストライキの過程で、確かに、戦闘的自然発生性を越えないが、ペテルブルグ・ソヴィエトの成立、革命党派の影響力の拡大をみるならば、労働者階級の意識性、組織性が一定昂まりつつあることがわかるであろう。また、後に「武器をとるべきではなかった」などという徒輩が登場するにも拘わらず、決してツァーリズムとの決戦は避けることはできなかった。さらに、農奴制の遺物との闘いをおしすすめていた革命的農民、帝国主義軍隊内の水兵叛乱などとの「分かれて進んで、共にうつ」（レーニンは至るところでこの表現を使っている。最近、叛旗派が、どこでどう誤ったのか、これを盗み、似たような表現をしているが、レーニン主義を公然と否定している人が、彼らの思想性――対象把握では被抑圧人民や労働者階級の闘いとは結びつきようがないのだ。最近、入管や部落の問題をそのスローガンからもとりさげたことはどういうことかね。一切は、君らの「過渡期世界論」の規定に根拠がある。）という原則での結合がますます問われている。そうした諸問題に、レーニンは武装蜂起で応えようとした。トロッキーは、途中で逮捕されてしまい、十二月に於ける、計画的な蜂起に際会することができなかったが、ペテルブルグ・ソヴィエトの経験が全人民的なものになり、それを通してこそ、モスクワ蜂起が準備されていったのだから、ペテルブルグ・ソヴィエトとモスクワ蜂起は相互媒介しており、トロッキーとそのソヴィエト論の評価も、なにもトロッキーの実際の政治活動がわずか五十日余りだといってそれだけとってみるのではなくして、〈一九〇五年革命〉全体の構造の中で把えることは必要であろう。また、その中で、トロッキーの不十分性や誤りも

抽出できる。

《緊急事態発生による一時中断のお詫び》

本団報掲載予定だった以下の事項について執筆を延期します。

Ⅱ章の(3)レーニンとトロッキーに於けるソヴィエト論の差違、(4)ペテルブルグソヴィエトの11月の闘い、(5)モスクワ蜂起、に当たる、本来ならば、本論文の佳境の部分である。

日本共産党＝民青一派による「告訴」を名として、6月26日早朝に、元学友会書記長の不当逮捕から、同29日不当拘留延長となり、獄中同志に対する救対活動、権力ー日共に対する反撃に忙殺され、さらに今後当然予想される更なる弾圧攻勢に対する対策などにより、本論文の執筆を事実上、一時中断を余儀なくされた。

よって、本団報に於いては、Ⅱ章の(2)までを掲載し、以下を、近日中に出される予定の「学術団論集」に掲載することにしたい。

私が、学術団の依頼を受け、本論文の執筆を引き受けたのは、われわれが自ら一点火花となり、武器をとり闘った71年秋期三里塚ー沖縄闘争、学費闘争ー2／1　決戦の総括作業の不十分性を克服する一視角ともなれば、と思ったからである。と共に、われわれの過渡期世界論の把握の不十分性、とりわけロシア革命とレーニン・ボリシェヴィズムの理解の浅さを切開することである。

われわれ（＝学費闘争ー2／1　決戦統一被告団通信（準））に於いて、本格的な総括作業に踏み出し、闘いの血の教訓化をなしてきている。

しかし、われわれが自らを革命派として規定するのなら、過去の闘いの下向過程と歴史的反省を徹底化すると共に、革命の歴史と革命家の理論を学ぶことなくしては、「運動の未来を代表する」総括を獲得しえないだろう。

現在の反動の嵐をなんとしても耐え抜き、ロシアの革命家やプロレタリアートがどのように革命を準備していったのか、を教訓化する中から、私も革命の未来へ向けて一歩出立するつもりである。

なによりも、本論文は、ハイエナや疑似「革命」主義者達に対する、かって血を流した者のささやかな批判である。（つづく）

（やまさき・けん「2／1　決戦統一被告団」事務局員）

— 講　演 —

進行する刑法改「正」—保安処分思想

水　戸　巌

私の本職というのは物理学なんですが、六十七年の羽田の闘争のときにたまたま現場にいた、そういうことから救援にかかわるようになってきた。私のような門外漢が、刑法改「正」の問題をお話しするというのは、ちょっとおかしいわけなんですけれども、しかしある意味では弾圧をされる側が一番法律の本質がわかるという意味では、弾圧される、弾圧されている学生の皆さん、それから反戦派の労働者の皆さん、そういう人たちと共にこの五年間を一緒にやってきた私が、現在進行している刑法の改正、「正」ということばは使いたくはないんですが、彼らがやっぱり提出をしている改正ということばを、そのままあえて使うということにしたいと思うんですが、そうしたものの本質というものを、皆さんにお話しするということは、必ずしも当たっていないことだというふうには思わないわけです。この刑法改正の策動というのは、三十一年ぐらいから非常なピッチで進んできているわけなんですが、特に去年の火炎ビン立法の国会審議の際に法務大臣が、「来春の」つまり一九七三年、「来年の春には、これを上程したい」ということを公言しているわけです。　もちろんこのことばがそのとうりになるかどうかは別としても、彼らの側では、具体的にこの問題をはっきりと日程に乗せている。それに対するわれわれの対処というものが、決定的に遅れているということが事実だと思うんです。すでに、この春に火炎ビン立法、火炎ビン取締法案というのが通っているわけですが、この法律の内容というのは、はっきりとした治安立法になっている。つまり火炎ビン立法の中に、「火炎ビンを作る目的でガソリン、その他発火しやすいものを容器に入れて持ち歩いているもの」それは第何条かによって取り締まられるという規定を含んでおります。非常に日常的にありふれた火炎ビンを運ぶという行為が、火炎ビンを作る目的でという、そのただ一句によって処罰の対象になる。火炎ビンを作る目的がどうかという判定、目的というのは、人間の頭脳の中に宿ることであり、客観的にそれを証明するものは何もない。したがってきわめて人間の主観の問題である。ですから、それを持っている人が、そういう目的を持っているかどうか、ということを判定するのは、これは〈警察官〉ができることであり、あるいは〈裁判官〉ができること、そういう一字をもって火炎ビ

ンという、いってみれば、最も庶民的な武器を取り締まるということが行なわれた。これが治安立法であるわけですが、それと同時に、きわめて広い人の人権を奪う内容を持っているわけです。それに対して、既成左翼は反対をしなかったということは、もちろん実は社会党はこの治安立法者に加わった。つまり議員立法という形でこの法律が通った。日本共産党もこれに裏から激烈な支持を与えた、という事実があるわけです。ところがわれわれがこの火炎ビン立法に対して、非常に効果的な反撃、あるいは大衆的な反撃を組織できなかったという事実があるわけです。そういうことを考えるときに、現在あらわれている刑法改「正」という作業ーこれの持っている本質は、破防法の本質と同じであり、それから火炎ビン立法の本質と同じである。現在その中の〈保安処分〉ということが非常に大きく、精神医学会の人々の中からこれに対する批判の火の手が上がり、今、かなり広く進行しているわけでありますが、この刑法改「正」の中に組み入れられている〈保安処分〉というものがあり、それが問題になっているわけです。それの持つ本質が実は刑法改「正」全体を隠蔽している。刑法改「正」全体を〈保安処分〉の思想で染め上げるというのが、今提出されている改「正」刑法案の、草案の本質であるわけです。それをもう少し具体的に見てみますと、本年の三月に法制審特別法部会で、改正刑法草案というものを公表した。それは要項案にさらに手を入れ部分的に字句の修正をして、草案という格好で提出する。その中に約二百五十条に及ぶ罪名というものがあり、その中で、二百五十条の罪名のうち新設の罪名が約四十八あります。二百五十程度のうちで、二割が新設されている。その新設されているものを彼らがなぜ新設したかというと、たとえば自動車であるとか、自動販売機、そういうものが非常に不遍的になってきた。あるいは原子力というようなものができている。そういう新しい文化というものに対応して、新しい犯罪というものができているということで、彼らは作っているわけです。そのこと自体が一つは問題なんですけれども、その新設の中には後からお話ししますけれども、たとえば保安施設、少年施設からの逃走、ー逃げるということ ーそれから監獄の中での反抗を取り締まる、集団反抗罪というように、別に新しい文化とは無関係に、無関係な新しい罪名ーいままでは罰することができなかった罪名が犯罪として新設されているのです。もう少しいいますと、外国の元首、あるいは施設に対する暴行、脅迫、侮辱、そういったことが新しい犯罪として、法律によって作られている。そのほかに、約四十幾つかの新設された犯罪のうちの十三個、そのほかは従来は同じ刑罰に処せられたものが目的であるとか、その犯行が及ぼした結果であるとか、情状、そういったことによって刑罰を重くするーもっぱらこれは重くしているわけですが、重くするという方向の条文が残りの三十五個になっているわけです。それが全部問題なんですけれども、そのうち特に問題なのは多衆でやるーつまり二人以上

で共同して威力を示し、あるいは凶器を示し、そうして強喝、脅迫をする、傷害、暴行を加えるーそういう類型のものが五個あります。それから予備罪、従来は予備罪規定のなかったものが、予備罪で罰せられ、犯罪を構成するという様に、実際、犯罪が行なわれなかったにもかかわらずそれが予備的になされたということによって罰せられるものが三つあります。その中の一番典型的なのが、騒動予備罪、常習犯である。同じ強盗でも、常習強盗は重く処罰する。また常習詐欺、常習強喝、そういったものが現在までは強盗、詐欺、窃盗であるということで単純に処罰されていたが、これが常習であることで非常に重く処罰をするというふうな格好になっているのが五つ、そのほか情状であるとか、何とかいろいろなことで営利のためのときには重くする、というような目的によってその犯罪を重く処罰をするというのが十八個あります。今の、二十五条が新設されたものですが、そのほかに全ての罪名に渡って内乱から始まり、自動販売機、郵便切手の消印を消してそれを再び使ったというような些細なことにいたるまで、課罰の対象になるわけです。そして、〈刑〉がのき並みに引き上げられている。これに関しては横川俊雄ーちょうど東大裁判のときに東京地裁代行でわれわれが糾弾の対象にした官僚タイプの裁判官、東京高等裁判所判事ーその人自身が「どうもインフレ傾向を反映してか、刑罰が全部引き上げられている」と、こぼしているわけです。そういった具合に、何のためにそうする必要があるかを明示しないままに、ごく普通の暴行、傷害、そういったものを含めて、のき並みに刑罰が引き上げられている。その中でも特に騒動罪ー今までの騒乱罪を騒動罪というー の不和随行というものは現在まで、条文では五十円、実際には二千五百円になっているが、その二千五百円の罰金刑であるものが、懲役二年以下という懲役刑になっている。それから公務執行妨害罪ー これは学生対策にしよっ中使われるー が三年以下であるのが五年以下になっている。

という形で、主にいわゆる集団犯罪と彼らがいうものに対しての刑罰の引き上げが特にめだっているのです。それが非常に大ざっぱに見た各罪、犯罪、彼らがいうところの犯罪の問題点なわけです。それから、この刑法改正がどうして出てきたかという理由書の中で彼らは、今の刑法がカタカナで書かれていて、むずかしい漢字がたくさん使われている、もっと国民になじみやすいものにしなければ、新憲法の理念に合わないというようなことをいっているわけです。なぜ新憲法の理念に合わせると刑の引き上げになるかというような問題が当然出てくるわけですが、もしもそういうことであり、現状に合わせるということであるならば、当然削除してしかるべきものがたくさんあるわけです。たとえば二十六章に堕胎の罪というのが依然として残っています。堕胎の罪ということば自体がはなはだおかしなことばなんですが、これによれば、ごく普通に行なわれている姙娠中絶というものが全て処罰の対象になるわけです。懲役

一年以下というものになっているわけですが、これは全く現実とおよそ遊離している。そういったものが処罰の対象になっている。営利処罰、つまりお医者さんも、これをやった以上全部処罰の対象になるというわけです。そのほか、礼拝所に対する冒瀆とか、風俗を害する罪とか、そういうものがあります。それから公文書偽造の中では天皇の文書の偽造というものが、特に重く罰せられている。あるいは天皇の署名の偽造ということが重く罰せられている。これは勿論、旧憲法下では当然のことであったかもしれないが、もしそれを新憲法に合わせるのであれば、それから現実の風俗、その他に合わせるというのであれば、当然削除されてよい。しかしそういうものは旧刑法のまま残されており、かつ刑は引き上げられているというように非常に奇妙な点がたくさんある。それはさておいて、今述べました新設された条文というものについて、もう少しそれをくわしくお話ししますと、一つは常習累犯ということが明確に法律的な規定として取り上げられている。常習累犯にはいろんな規定がありますが、要するに三回以上、懲役あるいは禁固以上の刑に処せられると三回目からは常習累犯ということになる。常習累犯は普通の単純な犯行に比べて重く罰するのです。たとえば普通の暴行という罪は三年以下の懲役ですが、常習累犯になると、これは五年以下になる。傷害については、普通の傷害では七年以下なのが一年以上十年以下、つまり七年以下が十年以下になるわけです。大体そういうことで、常習者を罰することがはっきりと出てきているわけです。従来の刑法では、端的にいえば刑法の由来というものを問題にすればいろんなことがあると思うけども、一つはもちろん支配階級の支配ということであると同時に近代革命、人民の武装によって勝ちとられた近代革命の中で、たとえば絶対権力、あるいは封建権力の恣意の刑罰に対して、ある意味では人権を保障するという側面、つまり法律がなければ処罰してはいけない、あるいは刑罰の内容は、法律で定めなければならない、という人権保障の一面も持っているわけです。その場合には刑罰というのは、その人の行なった犯罪結果、行為結果、それに対してのみ責任を持ち、その人格、それを行なった人そのものを問題にするのではない、という理念が一応貫かれているわけです。それをわかりやすくいえば、罪を憎んで人を憎まずという考え方になるが、それに対してこの刑法では、明らかに人間を問題にしている。常習者は二倍、二倍までいかなくとも、のき並みに刑を重くするわけです。この問題を政治犯の場合でも最近は傷害、暴行ということで罰せられているわけです。そういう政治犯の場合に適用するならば、彼が革命家としての信念、あるいは確信というものを持っていれば、それだけ権力がいう意味での常習累犯になるわけです。そういうものに対して常習者として重く罰することになるわけです。二番目の類型としては集団犯罪というものを、これは全く新しく新設して、多衆暴行、多衆傷害（さすがに多衆窃盗、多衆強盗とかはありませんが、）多衆脅

迫、多衆恐喝、こういうものがあるわけです。それは二人以上が共同して威力を示し、あるいは凶器を示してやるという場合には同じ暴行、傷害、恐喝あるいは脅迫であってもこれは重く処罰する。たとえば普通の暴行の三年以下が、多衆暴行となると五年以下、普通の傷害が七年以下であるのが、多衆暴行では十年以下という形で重くするわけです。そもそも現在の刑法の、現在の刑法といいますか、古典的な刑法の考え方では、傷害、脅迫とかは結果事実が問題なのであり、それが多人数でやったか、一人でやったかは問うところではない。しかも多衆でやった場合は、一体その多数のうちの誰がやったのかということは必じしも明確でない。ですから多衆でやっても実際にやった人とやらない人がいるかもしれない。やらない人については処罰しないというのが、古典的な刑法思想です。それに対してこの場合には、やったかやらないかわからなくても、その集団の中にいて、二人か三人、あるいは百人がいて、そのうちの何人かがやればその集団全体がやり、その集団がやったんだと、集団の犯罪であるということで罰する、しかも単独犯のときよりも重く罰するという、きわめて古典的な刑法思想からいえば、背馳したことが行なわれている。この類型の中に集団犯行罪というのがあり、それはこういう集団犯行罪、一、「刑の執行のため又は勾留状により刑事施設に拘置された者」つまり逮捕されて拘置されている、あるいは未決で中にとらわれて拘置所の中にいる。そうしたものが、その施設の公務員の職務執行に対し、団結による威力を用いて反抗したときは、三年以下の懲役に処する。二、「前項の罪を犯すに際し、暴行又は脅迫を用いた者」は五年以下の懲役に処する。誰を対象にしているかは非常にはっきりしていると思うんです。これは従来の刑法には全くなかった新しい、新設の規定です。東大裁判のときに非常に多くの被告が逮捕された。五百何十名にのぼる人々が逮捕された。この人々が統一公判を要求して獄中でハンガーストライキをやりときにはシュプレヒコールをもやったが、こういったものに対して彼らが三年以下の懲役、それから暴行又は脅迫を用いたときは、五年以下の懲役という威嚇をもってのぞんできているのです。このことが、やはり集団犯罪（彼らのいう集団犯罪ということに関連して）非常に重要なのは共謀共同正犯という全く新しく、この改正刑法で規定しているわけです。共謀共同正犯というのは要するに、実際に犯罪が行なわれた、そのときに、その現場にはいなくても、その犯罪を共謀したものは、たとえばその結果殺人が行なわれたとき、現場にはいなくとも、その行為に共謀し加わった者は、殺人罪で問われるのかどうかという問題です。たとえば最近の事件でいえば渋谷で、渋谷暴動というのがあったのですが、そのときに警官が一人殺された。そのとき、その現場ではなくて別な所にいた学生が、これはそれの共謀に加わったということで殺人罪で逮捕されて、起訴されているわけです。これを警察側は現場にいなくても、この共謀に加わったから正犯—共同正犯であ

るという解釈で起訴しているのです。それが裁判の場面でどうなるかというと、この問題については学説は当然ながらその人は殺人という行為をしていないわけだから、殺人罪として処罰すべきではないということになっている。ところが裁判所では実際に、たとえば松川事件の例で、これはフレームアップですけれども、実際にそこへ行って、松川の駅のそばへ行ってレールをはずし列車を転覆させた人間はもちろん殺人罪、あるいはもっとほかに往来危険罪とか何とかついているわけだが、それ以外にその事件に共謀したといわれるものも殺人罪で起訴され、裁判を受けているわけです。この問題については、非常に争われたけれどもその中で、この事件そのものはフレームアップであることが明らかになるわけですが、解釈としては共謀共同正犯、つまり共謀に加わった者も同じ殺人罪で起訴され、処罰されるべきだというような解釈がまかり通っているわけです。裁判の実際の面では確かにそういうことが行なわれている。それに対して学説のほうはそういうのは不当な解釈であり、拡大解釈であるということで争われているわけです。それをこの改正刑法では共謀に加わった者は共同正犯であるということを非常に明確に、この総則の部分でうたっているわけです。ですから今後はこの刑法がまかり通れば、すでに裁判所でそういったことを争うことは無意味であり、それは刑法の規定なんだから、共謀に加わった者は、すべて共同正犯としてそこで殺人が行なわれれば殺人罪である、というような形になってくる。共謀共同正犯説のこれを確立してしまったということが非常に大きな問題になるわけです。それから三番目に新設されたものの中で非常に問題なものは、予備罪、つまり現実に犯罪が行なわれていないにもかかわらず、その予備を行なった、たとえば殺人は行なわれなかったけれども、殺人の準備がされたという問題、それをどう取り扱うかということです。実際にそこで行為が行なわれなかったということは、実際にそれがどういう構成要件（犯罪の構成要件ってのがあるわけですけれども）殺人の場合は、殺人の行為が非常に明確に結果として現われる。ところが予備罪となると、はたして殺人をほんとうにしようとしたのかどうかがはなはだわからないという点があります。これは大菩薩峠でのあの事件で、彼らは首相官邸を襲撃しようとしたので殺人予備だ、あるいは爆発物を、爆弾を投げようとしたので殺人予備だ。だが現実には何も行なわれていないわけです。現実の結果というものは何一つないというのに、大菩薩峠の被告たちは全部二年数カ月という獄中生活を強いられ、かつ裁判を受けねばならないわけです。その予備ということが非常に問題なわけで、これは全員一致でもしそこに参加した人が、自分たちはそれを公然とやるつもりであったということが正しい運動のために必要であるという考慮があるかもしれないが、そうでない場合もある。もしも全員が否認した場合にそれを立証する方法はない。確かに爆弾はあったかもしれない。何かがあったかもしれない。けれどもそれが首相官

邸へ行こうとしたかどうかということを立証するのは、非常にむずかしいわけです。あるいは自白の強要ということができるかもしれない。そういう意味で予備罪の扱いというのは、非常に慎重でなくてはいけないというのが、古典的な刑法思想のたてまえです。したがって、予備罪というものを設けるには非常に限定されるわけです。殺人予備罪、放火予備罪がありますけれども、他の犯罪については通貨偽造とか、幾つか要するに国家の体制を保つ上で非常に重要な犯罪についてのみ予備罪を設けていたのが、今回の刑法では非常に多くのものに予備罪をつけてきている。その一番極端なものが騒動予備罪というものです。この騒動罪というのは、従来まで騒乱罪、あるいは法文上は騒擾罪、新聞なんかでは騒乱罪と呼んでいたのを、騒動罪と呼び変えているのですが、その騒動罪の規定自身が非常に問題なんです。従来の、先ほどちょっと申し上げましたけども、騒乱罪の付和随行者、たまたまその場にいて景気よくやったという人間は、従来は罰金刑ですんだのが、そこに参加した者は全部懲役二年以下という形での大幅な刑の引き上げが行なわれている。ということがあるわけです。そういう意味でも問題ですし、それから騒動罪ということを成立させるために、一地方の平穏を害したというようなことを非常に明確に述べる必要があるということが、現在問題になっていながらそういったことを全部無視して、ただ多衆で、大ぜいで脅迫、暴行を行なった者は騒動罪であるという形で、現行どおりの規定にしてしまっている。さらにこれに対して、現在はない騒動予備罪というものを付加えている。それは172条で、「騒動の罪を犯かす目的で二人以上通謀して多衆を集合させ、又は凶器を準備した者は三年以下の懲役又は禁固に処する」という全く新しい規定を加えたわけです。これは二人以上通謀して多衆を集合させ又は凶器を準備したわけですから、多衆を集合させただけで騒動予備罪に問うことができる。凶器を準備しなくても、多衆を集合させただけで適用できるわけです。それに対して理由書（説明書）は、この騒動予備罪は当然問題になるわけですが、組織的に計画され、準備される騒動について『破防法、つまり破壊活動防止法第四十条所定の「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し又はこれに反する目的」のない場合でも予備行為を処罰する必要があり、又凶器準備集合罪の成立する以前の段階において、事前の抑制、ことの起こる前の抑制をはかる必要がある』から、この騒動予備罪をつくったということです。ですから権力ははっきりとすでに破防法を乗り越え、それから凶器準備集合罪を乗り越え、これでもまだ十分に取り締まることができない。したがって破防法40条も、それから凶器準備集合罪でも手ぬるいとして、この騒動予備罪をつくったということを公然とこの説明書の中で述べているわけです。さらに注釈として、本条、つまり騒動予備罪は、「騒動が未遂の段階に至った場合にも適用される。」ですから実際に騒動が起こらなくても、それを準備したということだけで適用でき

るのです。それからそれと関連してやはり多衆不解散罪というのがある。現在の刑法でも多衆不解散罪というのが、騒乱罪に関連してあるわけですが、それは173条で、「公共の場所に多衆が集合して、暴行又は脅迫をする切迫した危険がある場合において、権限のある公務員から解散するよう三回以上要求を受けたにもかかわらず、なお解散しなかった者は、二年以下の懲役もしくは禁固、五万円以下の罰金又は拘留に処する」という規定ですが、これはここにはまず「二年以下の懲役」となっているわけですが、現行の刑法では首魁（その主謀者）だけが三年以下なんです。そこにたまたま参加したものは、罰金五十円（現在では二千五百円になっている）たった二千五百円の罰金刑だった。それが参加した者は全部二年以下という様にこれも飛躍的に刑が重くなっているわけです。しかも文章は現行の刑法は、暴行又は脅迫をするために多数が集合したというふうに、多数の人が初めから暴行、脅迫をする意思をもって集まっていたということが犯罪の条件（構成要件）になっているわけですが、今度の場合には切迫した危険がある場合、暴行又は脅迫する切迫した危険がある場合、という具合に、何が何だかわからない規定にしてしまっている。ですから警察官がこの集会はどうも暴行又は脅迫する切迫した危険があると判定すれば、この規定が適用されるわけです。明らかな治安立法になっているのです。それをさらに進めて警察官とか検察官の主観によって、切迫した危険があるかどうかということをまったくの主観によってこの多衆解散罪を成立できるように改作したということです。今述べましたように新設された刑法の中の細かい規定ということでいえば、常習累犯である。つまり犯罪が問題でなくて、犯人、人間が問題なんだという考え方、それからその目的が問題なんだ、結果が、必ずしも結果の処罰ではなくて目的が問題なんだ、予防することが重要なんだ、というのが刑法の予防的な効果ということが重要なんだ、ということを非常にはっきりと打ち出している。それは古典的な刑法思想というものの行為の結果が問題だということに対して非常にはっきりした特徴をつくっている。ここまでお話しすれば皆さんは、今いっている人間を問題にし、その目的を問題にし、予防を問題にするということが、つまり〈保安処分〉の思想ではないか、ということにお気づきになると思います。〈保安処分〉というのは、この現在の草案では〈治療処分〉と、それから〈禁断処分〉、つまり精神障害者と、それからアルコールあるいは麻薬、そういったものの中毒者というものに限って、一応限って話をしているわけですけれども、その中にあるのはおよそこういったものを刑法で取り締まるということが、古典的な刑法思想からいえば問題なわけです。にもかかわらず、そういったものが刑法の中に取り入れられる。そのことについて、この草案の前の準備草案の理由書の中で〈保安処分〉というものの役割りを、彼らは非常に赤裸々に語っているわけです。それをちょっと読みますと、「一般に刑法にいう〈保安処分〉

とは、犯罪その他これに準じて考えられる反社会的行為への危険性が予想される場合、これに対して社会の安全を保持する目的、又は危険性のあるものを改善する目的をもってなされる国家的措置を総称する」と、しかもこの〈保安処分〉の思想を刑法の中に取り入れるということが、刑法全面改正への主たる要因であった。刑法全面改正への主たる動因は何かといえば、〈保安処分〉の思想を刑法全体に取り入れることであったということを、準備草案の理由書の中で非常に明白に語っているわけです。その問題について、さらに「従来の伝統的な刑法理論」つまり責任主義という刑法理論ですが、「責任主義の刑法理論の立場よりすれば、刑罰は過去においてなされた犯罪行為、過去においてなされた犯罪行為に対する法律制裁として法益の剝奪を内容とする」法益の剝奪とは、たとえば人身の自由を奪うということです。自由刑に処する、懲役、禁固に処する、そういう法益を剝奪することを内容とする、そういうものに対して、それに反して〈保安処分〉は、将来的犯罪への危険性ある人、又はものに対し、危険性の排除又はこれに対する社会防衛の立場よりなされる行政的措置にほかならない」ということを明確に語っているわけです。〈保安処分〉について、〈保安処分〉に対する批判というものは、ある程度広く、あるいは深く行なわれていると思うんです。その中で現在残されているのは治療処分、つまり精神障害者に対する治療処分と称するもの、それからア ル中患者、その他に対する禁断処分と称するものが残っているわけですがその前に、その下敷きになった準備草案、あるいは仮案の段階では浮浪者、浮浪人つまり労働をする気持ちがなくてブラブラしている人間、そういうものに対する労作処分というのと、それから強盗とかそういうことばっかりやる常習犯人、前述した常習犯人に対する予防措置、ですから殺人とか強盗をおかした者を刑期が終わったからといってすぐに放す、社会に放ってしまうのは危険である。したがって予防処分というものをやるというのがあるわけです。その労作処分と予防処分は姿を一応消し、狭義の意味の保安処分の中からは姿を消しています。これは世論の厳しい批判ということがあって消したんだと思うんですが、その中の予防処分についてこう書いています。

「予防処分は主として一定の危険性のある常習犯人に対する処分であるが、本案つまりこの草案においては、このような常習犯人に対しては、各則で、つまり各規則で法定刑を過重する規定を相当新設したほか、つまり先ほど述べた常習犯人には罪を重くするということを規定しているほか、第62条つまり総則の中で、不定期刑を認めているので実際としては右の不定期刑でまかなえる」ということを述べています。つまりここでは予防処分というのは保安処分、狭い意味の保安処分の中からは除いたけれども、実は不定期刑ということで実行しているんだということを告白しているわけです。もちろん、この不定期刑というのはこの刑法改正草案、最終的な四十七年三月に発表された最終案の中で公然とうた

われているわけです。不定期刑というのは普通の場合であれば、たとえば五年の懲役ということなんですが、この常習犯に対しては、たとえば五年から十年というようなある種の限度を決めて刑を定める。そしてその人が十分改善の認められたと判定されるときに、これを釈放していいというふうに刑を不定期にしてしまうことをいうのです。それが、この改正刑法の非常にいい点だということを謳い文句にしているのですが、それは実はその狭い意味の保安処分の中から一見姿を消した保安処分の、実は姿を変えたものであるということが、先ほど引用した文章から非常にはっきりわかると思うんです。そのほかこういう具合に保安処分、不定期刑とかいうことが先ほど述べました一つ一つの刑罰、つまり各則のほかに総則というものがあって、その中で、たとえば共謀共同正犯、不定期刑のこと、それから保安処分のことがずっと述べられているわけですが、そこにも非常に問題が多いんです。先ほど述べた各罪、強盗、窃盗とかそういう罪のほかに、そこの総則で述べられている刑の執行の仕方とか、あるいは不定期刑のやり方、保安処分の仕方、そういうところにも非常に大きな問題がたくさんある。つまり先ほど申し上げたように、刑法改「正」というのは、古典的なつまり責任主義、結果行為に対して責任をとらせるんだという刑法思想に対して、保安処分のイデオロギーを貫徹させたものである。責任主義に対して、保安処分のイデオロギーを入れた、そういう側面、それからもう一つは、団体行動に対する規制を非常に明確に打ち出した。つまり多衆何々罪というものを多数新設したという意味で、保安処分のイデオロギーと、それから団体行動に対する規制というものが、この改正刑法の眼目になっているわけです。それはとりもなおさず破壊活動防止法のイデオロギーである。破防法の一番主要な特徴は、教唆先導というものを独立罪として認めた。つまり内乱、騒動、あるいは公務執行防害、そういうものを先導した、指嗾したということがある政治的目的を推進する、あるいはそれを阻止する、そういう政治的な目的のために行なわれた場合には、これは独立の犯罪として処罰するというのが破防法です。それからさらにそういうことを行なった団体を解散させる。あるいは機関紙の発行を停止させるという、つまり組織的な処分ということを行なう。この二点が破防法の非常にはっきりした特徴なわけです。これほどはっきりした、つまりこの刑法改「正」の作業の中で、たとえば内乱については実際にそれが行なわれなくても、その内乱を先導した奴は、独立犯として処罰するというようなことがつい最近まで案としては提出されていたわけです。最終的にはそれは除かれていますけど、常にそういう圧力があったということです。それから今いった保安処分のイデオロギーと、団体に対する規制ということが眼目になっていることは、実は改正刑法では、刑法改「正」が刑法の全面的な破防法化である、ということが一口でいえる。そういうふうに思います。一口にいえば、先ほどからいっている古典的

な刑法思想、それから現在行なわれている刑法改「正」の思想的な内容というものの間に一つの区別があるわけですが、もちろん刑法というものが国家の、支配階級の被支配階級に対する抑圧の武器であり、その暴力の文章的な表現であるということにはかわりないわけですが、その古典派的な考え方と、それから近代派的な考え方、あるいは教育刑の考え方といわれているものの区別ですがそれは何であるかと言えばそれは一八八〇年代以降、この教育刑の考え方、近代派的な刑法思想というのがあらわれるわけです。それは一口にいって人間に対する処罰であり、予防的な処罰であり、目的、その人間の目的を処罰するということになるわけです。それは結局十九世紀末の組織された革命、組織された被支配階級の反抗というものを経験したかどうかということでその別れ目になっている。一八八〇年以前の段階での、もちろんこれは人民の側の反抗があるわけですが、その反抗はしかし自然反抗的な格好をとっている。それに対してこういう古典派的な傾向、結果行為を処罰するという考え方でいけたわけです。それに対して、組織された犯罪、組織された犯行というものに対して、そういったものではとても間に合わないということで社会防衛主義、あるいは社会防衛主義的な立場で、目的、目的が問題なんだと、犯人が何を目的としているかが問題なんだと、あるいはそういったものを醸成する組織が問題である、というような形での、そしてそれを取り締まることが、刑法の最大の任務であるといった具合に刑法思想が全面的にあらわれるわけです。実はそれに対応して、そういった考え方が、支配的になるわけですけれども、一方において、人民国家、あるいは括弧つきの社会主義国家といっていいと思うんですが、ソ連、東欧、そういった国々における刑法思想もまたこれと同じ帝国主義国家における組織的反乱に対してとられた刑法思想、あるいは刑事政策というものと非常に共通なものが、人民国家においてもとられていった。教育刑の思想が、社会主義刑法という名のもとに進行していったし、それが逆に帝国主義諸国の刑事政策に取り入れられているという、そういう相互浸透の問題というのがあるわけです。それが、われわれが当面している革命、あるいは社会主義という問題にとって非常に深刻な問題を投げかけているというふうにいわざるを得ないわけですが、そういったことの中にもわれわれが、あるいは一九六〇年、あるいは六七年以後の左翼が既成左翼とはっきりと訣別し、新しい左翼、革命的左翼として登場してこざるを得なかったということがその中にある。この中にはスターリン主義の問題がある。スターリン主義というものが一口にいえばファシズム的な潮流というものと少なくとも刑法というものに於て共通のものを含み、お互いに刺激し合って、学びあって人民を弾圧する武器を研いでいったという問題があると思うんです。この刑法改「正」を進めている刑事法特別部会に小野清一郎会長がいるわけです、彼の戦時中の行為ということについてはまだ調査の段階なんですけれども、彼

が述べていること、ちょっと読んでみますと、この刑法特別部会の思想的な潮流、底流というものが非常にはっきりわかると思うんです。「刑法とは、もともと国家的法秩序の維持を目的とし、この国家的法秩序は、道義的、政治的秩序として客観的に存在し刑法は、国民的道義の政治的統制として、これに背反するものを犯罪として評価する、反道義的行為の責任を問うには、国家の強力的手段を肯定する。」強力手段というのはゲバルトであり、それを肯定する。しかも単なるゲバルト手段ではなく、その根底には、その行為を反道義的なるものとして否定し、批難する意味がある。国家的道義ということを、こういうふうに聞かされますと吹き出したくなるわけです。三里塚であの様に強行するということが、彼らのいう国家的道義である。ということであり、したがってこういう思想の基に当然今まで述べたような保安処分イデオロギー、あるいはもっと端的にいえば、ファシズムの思想そのものがある。刑法の改「正」という作業が進行しているということは全く不思議ではない。私は今まで改正される刑法の非常に恐ろしい問題点を盛り上げてきたわけです。私はこれが改「正」されたら、もうおしまいだというつもりは全くありません。決して法律は万能ではない。法律で自然現象を変えることはできません。それと同様に止むことなく進行していく社会の変革という問題をあるいは革命という問題を法律によって阻止することはできないというふうに思うわけです。したがって私は、この刑法の改正が完成されたら、もうわれわれはおしまいなんだということをいうためにこの話をしているんではないわけです。われわれは、こういった法律のできるできないにかかわらず情況は進行する。しかし自然現象と違って支配階級は、革命を延ばすことはできる。何年か延ばすということはできるだろう。そのことのためにわれわれ、あるいは人類が受けとらなければならない最悪ということを考えるならば、そうしてまたその変革の事業を進める上でやはりこのような刑法の問題、法律の問題というものをやはり避けて通ることができない、そうしたものに対する戦いというものが同時にやはり運動の前進というものとの一つの非常にはっきりした側面になることを考えるときに、やはりこの問題で「法律の問題だと、結局俺たちは革命をやるんだから、そんなものは問題じゃないんだ」という立場ではなく、この問題を支配階級の露骨なイデオロギー攻勢として粉砕するという立場に、ぜひ皆さんも一緒になり立ち上がっていただきたいと思うんです。

刑法改「正」ー保安処分の思想を我々自体に問う戦いを開始しなければならない。

※以上は昭和47年11月1日、学術団・同法会との共催による水戸巌氏の講演を若干修正して掲載致します。

═文化戦線の役割と知的ヘゲモニー═

〔1〕〈国家ー市民社会ー生産過程〉とブルジョア独裁の謎

①日韓会談に於ける政府＝自民党による強行採決は、安保条約当時（60年）のそれとは、違って、何ら国民的流動をもたらしはしなかったし、戦後20年の過程で維持されてきた、〝憲法〟理念下の民主主義の終焉と、その思想的表現たる市民主義の崩壊を決定づけた。そして現在、政府ー自民党は、日本帝国主義の進路を、明治以来の〝日本の孤独感〟からの脱出として、擬似国際主義たる〝大東亜共栄圏〟と結合させて、全国民諸階層を巻き込んだ政策として方向付けようとしている。(1)これに対する既成左翼（日共、社会党）の対応は、「平和を守れ」「沖縄を返せ」の叫び声として、政府ー自民党の「自主防衛による平和の維持」、領土拡張としての「沖縄返還要求」の中に組み込まれ、それを補完するものでしかない。他方、海外侵略の本格的展開期に入った日本帝国主義の総路線に対決するものとして再建された。我々の全学連にあっても50年代階級斗争の仇花たる街頭ラディカリズムの域を一歩も越えるものでなく、スローガン化して叫ぶ「知的ー道徳的ヘゲモニーの形成」「陣地戦ー機動戦の有機的結合」「国家との党派性をもった文化運動」のかけ声も、何ら論理的根拠と実体的表現を示しえないまま、国家権力の厚い壁の中にのみ込まれて行く。

かくして、国家権力は増々肥大強化して行き、市民社会は、何事もなかった様に鎮まりかえる。そして、人の好いマルクス主義政治学者をして、「議会制民主主義の下で、何故、階級意志が貫徹されるのか不思議で仕方ない」と言わしめるのである。然し、高度に発展した議会制民主主義こそ、もっとも完璧なブルジョア独裁の体系であると、我々は声を大にして叫ばなければならない。

②市民社会とその制度的表現たる議会制民主主義の高度に発展した国ほど、社会主義革命の客観的基礎が成熟していながら、主体的条件が未形成である。この点こそが、ロシア革命の「歴史的皮肉」と、ドイツ革命の悲劇につながる。レーニン＝トロッキー

が、予言し熱望した永続革命（世界平和）の原理も、かかる客観的条件と主体的条件の隔絶の中で、空しく放置され、スターリン主義にとって代わられた。然し、我々は、かかる現代革命の混迷の中で、その貴重な教訓を、ローザやグラムシの経験にみる事ができる。とりわけ、グラムシは、ロシア革命に典型化された後進資本主義国における原則「永続革命＝機動戦」を、後進資本主義国に於ける「市民的ヘゲモニー＝陣地戦」の定式へと練り上げ、(2)現代革命の主体的条件の形成と、現代国家の支配体系の根幹の打破をめざした点を、何よりも評価せねばならない。

③グラムシの定式を理解するには先ず、現代ブルジョア国家の支配構造たる〈国家ー市民社会ー生産過程〉という重層的な関係を、分析せねばならない。

資本制生産過程に於いて、二大階級たるブルジョアジーとプロレタリアートは、どの様に結合し、関係するのか。それは歴史的には本源的蓄積の過程を経て、自由な労働力と、自由な生産手段とに分離することによって形成された、貨幣所有者と労働力所有者として関係する。(3)労働過程は、本来、「人間がそれに於いて人間の自然との質料交換を、彼自身の行為によって媒介し規制し統御する一過程」(4)でありながら、資本制の下で、労働力が商品として資本家に売られ生産過程に加わるとき、実は資本の「価値増殖過程」の形式のもとに包摂されて現実化するのである。この様に、生産関係自身が、一種のブルジョアジーとプロレタリアートとの間の商品交換関係という形態をとることによって、本来、労働力の発想たる労働によって生産される商品の価値内容が、資本が生産の主体であるかのように現象することで、資本によって生産されたかの如くみえる。(5)かくして、資本による剰余価値の収奪たる搾取も、商品交換関係に擬装され隠蔽されるのである。

このブルジョアジーによるプロレタリアートへの搾取、収奪、抑圧、支配の関係は、市民社会での商品売買契約関係の中で、完璧な等質な関係として擬装される。市民社会とは何よりも「分業による人格的な諸力（諸関係）の物質的な諸力への転化」(6)の社会形態であり、「生産と交通から直接に展開される社会的組織体」(7)である。そこに於ける社会的ルールは、下部構造に於ける搾取が商品交換の形態をとることから、構成員相互間の自由と平等が原則となる。まことに市民社会は「真の天賦人権の楽園であった。ここでもっとも支配的に行なわれるのは自由、平等、所有、およびベンタム〔功利主義〕である」。(8)即ち資本主義的搾取が労働力の購買の為の自由契約を通じて作用しているが故に、市民社会のルールは、契約当事者の間の法律上の自由と平等を保証するのである。ここにブルジョアジーとプロレタリアートは、「法の下に自由で平等な人格」として、「市民」＝商品所有者として等質化されるのである。

国家は、かかる市民社会の統括者として、「矛盾の救済者」として登場するのであり、現実的な利害から自立した姿をとり、かかる契約関係の統括者として「幻想の共同性」を保有する。つまり、国家とは、社会的分業労働を制度として保証するための政治的・法制的な総括形態(9)であり、そのことによって市民社会を支配階級のものにするのである。

従って、ブルジョア民主主義も、階級関係を商品交換関係に擬装することで形成された市民社会の「秩序」たる、形式的な自由と平等を、政治的に表現するものであり、その本質は、「ブルジョア独裁」であることは、明白である。又、国家の支配の謎も、かかる市民社会の秩序にあることも既に明らかであり、旧来の如く、「国家の支配は思想と暴力を通じて達成される」という見解も、市民社会特有の「秩序」の内実を見抜きえない点に於いて不毛である。この点の解明こそが、現代ブルジョア国家の壁の突破口となりうるのである。

④現代ブルジョア国家の解明に関してのグラムシの功積は、国家が「政治社会と市民社会の緊密な結合」(11)の上に成り立つという事の指摘である。この「政治社会」とは、ブルジョア独裁の為の国家機構であり、法律の上に立つ官僚と常備軍であり、「市民社会」とは、グラムシによると、教会、学校などの知的ヘゲモニーであり、秩序の表現たる道徳、習慣、文化をさす。彼によれば、国家の支配の秘密は、「政治社会と市民社会の緊密な結合」の中に、言いかえれば、「市民社会の知的ヘゲモニー」の存在にあると言えるだろう。言い換えると、市民社会の統括者たる「国家」の「思想と暴力」による支配を可能にし、それを下支えするのが、「市民社会の秩序」であり「知的ー道徳的ヘゲモニー」の存在である。グラムシの最大の功積は、この「市民社会の旧い知的ヘゲモニーの存在」を発見し、それのもつ鋭き階級性を明らかにしたことである。

即ち、「国家」が、市民社会の矛盾を、疎外の幻想的克服形態の観念的実現として隠蔽するならば、他方「知的ヘゲモニー」は、市民社会内部での「支配的な物質諸関係の観念的表現」としての「支配者の思想」の「母胎」として作用する。(12)我々は、この市民社会の矛盾の二つのブルジョア的克服形態として、「国家」と「知的ヘゲモニー」が存在することに注意せねばならない。この「知的ヘゲモニー」の担い手が、他ならぬ肉体的労働と精神的労働の分業の中で生みだされた「知識人」であり、彼らは、支配階級の「構想力のあるイデオローグ」(13)として、疎外の観念的克服形態を支配の思想として、秩序として昇華させるのである。

この市民社会に於ける「旧い知的ー道徳的ヘゲモニー」は、資本主義によって必然的にもたらされた「商品化」と、その機能的表現たる「分業」と「私有財産制」に根づいた「個人主義」を知的原理として、市民社会のすみずみにまで「ブルジョア価値感」として貫徹するのである。当然、かかる知的ヘゲモニーは、大衆

の「生活価値感」として受容され、彼らの生活（行為）様式、思考様式までをも規制していくような「秩序観」に形成されていくのである。

⑤かくの如き知的ヘゲモニーの存在下では、大衆は自らを「市民」として意識するのであり、ブルジョア支配を自ら受容して行くのである。かかる大衆に対して、「あるがままの指導」（自然発生性への拝跪）がなされるならば、せいぜい大衆の欲求不満を処理することにしかならず、それによって一定程度、組織しえても、「秩序」をうち破ることができないのである。（日共を見よ！）又、大衆に対し「前衛的コミュニケーション」を伝って階級意識を外部注入することも、大衆の欲求不満を、ラディカリズムの中で自己燃焼させてしまうだけなのである。(14)（前衛病の諸党派をみよ！）

この閉塞状況を突破するものが、「知的前衛」の形成であるし、グラムシの提起した問題の全てがある。

ロシア革命は、本源的蓄積の不徹底なままに先進国の生産力を導入して急速な資本主義化を進めるロシア社会内部の不均衡の中で爆発した。当時ロシアでは、生産過程の外皮たる市民社会が未形成であり「ゼラチン状態」にあった為、支配は、政治社会の秩序として、大衆に対する「暴力装置としての国家」(15)の支配として貫徹された。従って、プロレタリアートの斗いも、政治社会の権力（政治ヘゲモニー）を巡る斗争として「機動戦＝永続革命」として遂行されたのであった。

然し先進資本主義国にあっては、事情はいささか異なった。何故なら「東方では国家が全てであり、市民社会は原生的でゼラチン状であった。西方では国家と市民社会のあいだに適正な関係があり、国家がぐらつくと、たちまち市民社会の頑丈な構造が姿をみせた」(16)からである。国家を「第一線塹壕」としてその後ろにそびえる頑丈な系列たる市民社会の存在、中でも「知的ヘゲモニー」の存在が、現代国家に於けるブルジョア支配の要めである。

従って「市民社会の頑丈な構造」に対して我々の斗いは「陣地戦」の概念を導入せねばならない。「陣地戦」は、市民社会の旧い知的ー道徳的ヘゲモニーに対して、新たな知的ー道徳的ヘゲモニーとして登場せねばならない。新たな知的ヘゲモニーは、新たな秩序の表現として、新しい文明・文化・道徳の全内容をもって旧い知的ヘゲモニーをうち崩し、労働者をして「市民」の呪縛から解き放ち、「階級」として彼らを形成するのである。

「陣地戦」こそは、市民社会内部から国家権力を包囲する「塹壕」と「保塁」であり、「機動戦」によるブルジョアジーの最前線たる政治ヘゲモニー「国家」の打倒へと導びくのである。この点に関して構造改革論者は、陣地戦を機動戦から恣意的に分離し、政治ヘゲモニーの奪取を「陣地戦」の自然延長線上に捉えるという楽天的誤まりを犯すのである。(17)（知的ヘゲモニーの内容は、(III)「知識人の役割と知的全体性」の中で明らかにする。）

〔II〕 学園斗争に於ける政治過程の進展と知的ヘゲモニー形成の戦略的意義

①64年を契機とする日本資本主義の転換は、内に不況、外に自由化の嵐の中で、全社会的規模での再編をもたらさずにはおかなかった。60年代後半と呼ばれる新しい情勢の特質は、全社会的再編を通じて、アジアの盟主たらんとする日本独占資本が、旧来の支配秩序の残滓と摩擦する矛盾の表現である。

早大ー明大ー法政大と続く巨大学園斗争の波や、又、どんな小さな改良的要求の斗争でも当局の苛酷な攻撃をうけて粉砕される等々の、学園斗争の新たな質の問題も、以上の全社会的流動とは何ら無関係でなく、とりわけ市民社会の思想的表現たる小ブル民主主義に立脚する学生層の動揺を表現しているといえよう。

では、かかる学園斗争の波の連続性、巨大化を規制する現在の大学危機の基底的要因は、一体何か。第一に、国家権力の市民社会末端への暴力支配の強化、第二に、それと伴ったイデオロギー攻勢の強化、第三に、国家＝独占の選別融資の強化と、私学の財政危機の結合点が、大学による独占への屈服として現われる事、第四に、以上を通じて大学教育の危機を招くという事である。然も、かかる矛盾は、総じて学生大衆へ転嫁され、学生のロボット化（商品化）、収奪対象化として、攻撃が集中されるのである。

註

(1) 田原　芳「日本の孤立感と生産力思想」
(2) グラムシ「現代の君主」
(3) マルクス「資本論」　宇野「経済原論」
(4) マルクス「資本論」第一部第三編
(5) マルクス及び宇野を参照の事「資本論」「経済原論」
(6)(7) マルクス・エンゲルス「ドイツ・イデオロギー」
(8) マルクス「資本論」第一巻　第二編　第四章
(9) マルクス・エンゲルス「ドイツ・イデオロギー」
(10) 京都府学連23回大会
(11) グラムシ「現代の君主」
(12) マルクス・エンゲルス「ドイツ・イデオロギー」
(13) マルクス・エンゲルス「ドイツ・イデオロギー」
(14) 組織に関しては、諸党派のパンフを参照
(15) レーニン「国家と革命」
(16) グラムシ「現代の君主」∧陣地戦と機動戦∨　その他より
(17) 構改批判としては、関西ブント佐々木和雄「現代資本主義と革命」が、もっとも古典的であり、原則的

②この現在の大学危機は、国際市場分割戦に於ける日本独占資本の危機感と密接に結びついているが故に、旧来と違って、一層激化し、学生への非和解的攻撃として展開される。この事は50年代にあっては、「高度成長期」の中での全社会的な景気好調の中で、改良斗争が「利潤の再分配」として一定の成果をあげる事が可能であったのに対し、現在では、独占の手詰まりの中でかかる妥協的取引きが不可能となり、逆に収奪が強化されていることを示す。つまり現在の状況の下では、全ての学園斗争が、大学の危機を根底から克服するか否かを問われており、例え改良的性格の濃い斗争であっても、権力の攻撃の非和解性に耐えうる非妥協的斗争の展開なしには、勝利の果実を獲得しえないのである。従って50年代に於いて全ての改良斗争が、旧秩序の中で「利潤の分配」をめぐって斗われるという、極めて秩序内的、合法的性格をおびていたのに対し、現段階にあっては、いかなる改良的要求も権力の生命線に抵触する故に、全ての斗争が、秩序打破的・非合法な性格を負わざるをえない。

この事は、現段階の全ての斗争が、非合法へゲモニーの下で非合法戦術を中枢にして進めねばならないという運動論的転換を、我々に要請するのである。

③60年代における学園斗争は、「教授会の理事会、文部官僚の政策を支持するところの教授の屈服協調　理事会・文部官僚の政策を支持するところの教授陣の輩出と国家・独占の財政的援助を受けての研究　ゼミの展開と学生大衆のそれへの結集を通じての教授＝独占資本の学生の末端での集約、又これらの支配の基軸を通じての学内諸団体の自立性の喪失と変質による大学市民社会の国家資本の直接的支配と大学の擬似工場化と合理化の進展」(1)という大学の危機に対する学生大衆の反逆として形成されている。然し、現在の大学危機の基底的要因が、国家＝独占に存在する以上、かかる改良斗争は、政治へゲモニーをめぐる政治斗争への止揚なしには、何ら危機を根底的に止揚しえないであろう。即ち「これらの反逆は国家の分身的機能としての社会性と、資本の大学への社会的権力への対決として一定の政治的意識は形成されるものの、いまだ国家の政治権力への斗いに政治斗争が展開されない限り、それは決定的に不十分」(2)だからである。

以上のべた学園斗争の突破口は、社会権力と政治権力の同時的統一的認識の重要性にあるのだが、我々にとって更に問題となるのは、政治権力を下支えするところのブルジョアジーのへゲモニーに如何に対処するのかということである。云わば学園における社会権力としての資本＝理事会の不断の幻想の形成過程を、如何に切断するのかという一点であり、「(I)〈国家ー市民社会ー生産過程〉とブルジョア独裁の謎」でのべた、知的へゲモニーの形成と関連する点である。この知的へゲモニー形成の視点を喪失するならば、「政治権力のみ（社会権力と読む事）への対決は、学生大衆の中枢での支配を許しているが故に部分的戦斗的翼の結集に限定されてしまう」(3)という主体の危機を招くのである。

④早大斗争以降の全ての学園斗争の経験を抽象化するならば、学園斗争に於ける政治過程の進展は、次の三段階に分けることができる。(4)

斗いの第一段階は、学生大衆の即自的な市民主義意識に立脚した反対意志の広汎な結果と物質化である。例えば「値上げ反対」「大学行政に学生の声を反映せよ」に表現されるカンパニア的大衆意志の形成を行なう。

第二段階は、理事会＝教授会による「暴力的抑圧」ー処分、及び暴徒を使ってのテロ　と、他面、授業を通じての「説得」というイデオロギー攻勢、総じて、「権力の幻想の形成過程」に対する直接的対決である。この段階では、「大衆の武装」を中枢にして「権力の幻想の形成過程」を切断すること、即ち、「バリケード」による「自主管理」を行ない学園に於ける社会的権力を、学生の手に掌握せねばならない。

第三段階では、権力による装いを変えた「新たな幻想」が登場するのは必至であるから、この段階で、「自主管理」の中における大衆の思考様式、行動様式の基底たる知的へゲモニーを提起して行かねばならない。勿論、「知的へゲモニー」は、二重権力状態で突如として登場するものでないから、日常不断の文化戦線の領域で形成されたものが、政治権力の奪取に伴って、前面におどりでるのである。

斗いは「下層が古いものを望まず、上層が今までどおり生活し支配することができなくなる時」(5)勝利するのである。勿論、「自主管理」の極限たる「大学コンミューン」は、政治権力＝国家との対決ぬきでは語りえないし、学園斗争における「改良性」が以上の過程を経て「革命性」へと発展したところで、それはあくまでも「改良斗争」にすぎないのであるという点の認識が必要である。

⑤この学園斗争における「政治過程の発展」を、具体的な斗争の中で検証していかねばならない。ここでは、その二つの典型としての早大斗争と明大斗争を具体例として行うが、その詳細な事実経過、および各時点に於ける戦術提起の具体的分析に関しては、既に百万言がついやされているので、多くを語らない。

早大斗争は、「無期限スト」突入以来、その斗争のへゲモニーが、大衆組織から自立した非合法組織「全学共斗会議」の指導の下に斗い抜かれた点に、運動の長期化と激化を耐えぬいた要因が存在する。従って、「値上げ反対」という広汎な大衆意識に支えられた、一月のスト突入から、二月段階での、当局による「暴力的抑圧」――体育会のスト破り、機動隊の導入――に対して非妥協的に斗いぬくという非合法へゲモニーの確立故に、バリケード

を死守しえたと言えよう。然し、バリケードによる「敵権力の幻想の形成過程」の破壊を、至上課題とし、自己の「知的ヘゲモニー＝幻想の形成過程」に着手しえなかった事は、総長交代による敵権力の新たな幻想の提起の前に、なす術もなく敗れて行くという致命的欠陥をひきおこした。かくして五月段階での学生大衆の手によるスト解除という最悪の事態に陥いったのである。

明大斗争に於いては、斗争のヘゲモニーは旧来の大衆組織の下にあった。つまり、大衆組織が中央集権的であり、戦術の非合法性を部分的に表現しうるのであるが、逆に組織形態における中途半端な性格故に「合法と非合法の未分化」をひきおこしたのである。従って「大衆の即自的な反対意志の結集」から「バリケード」を媒介にした斗いの第二段階への発展も、かかる合法ヘゲモニーの下で推進されたのである。この斗いの第二段階は、大衆団交における三千名の結集を実現しつつも「非合法的対決」を自覚しえなかった事から、一月末の体育会によるテロ行為とバリケード破壊という「権力の暴力支配」の全面化の前に、粉砕されて行ったのである。

以上の早大ー明大斗争の敗北は、我々に次の事を教えてくれる。即ち、斗いは、「敵権力の幻想の形成過程」の破壊を、非合法ヘゲモニーによる大衆の武装を通じて現実化すると同時に、他方、知的ヘゲモニー形成の下に、「新たな幻想形成」を行ない、大衆を強化し、集約することで補完せねばならないという、「陣地戦」の結合が、不可欠であるということである。

⑥過去、次のような主張が、多々みられた。曰く「政治斗争は機動戦であり、学園斗争・職場斗争は陣地戦である。」「学園斗は陣地戦として斗われねばならない。それは、学園を我々の手で自主管理し、自己権力の場＝陣地を築かねばならない。」(7)

この主張は、「陣地戦」と「機動戦」との両概念の理解不足が、致命的であり、両概念の混同が甚だしい。つまり、この主張においては「陣地戦」の意味を、政治ヘゲモニーの場所的表現としての「陣地」と規定しているのである。であるから、彼らにとって、「陣地戦」とは、ブルジョアジーとの「場所の取り合い」として、バリケードとして表現されるのである。

然し、「機動戦」と「陣地戦」の概念上の相違は、市民社会の矛盾の観念的疎外克服実現形態たる「国家権力」と、観念的表現形態たる「知的ヘゲモニー」に対する斗いの相違なのである。つまり「政治社会」と「市民社会」に対する二面的対応であり、「機動戦」は、政治ヘゲモニーを、「陣地戦」は知的ヘゲモニーを奪取の対象とするのである。

であるから、彼らが「陣地戦」の実現として語る「自主管理とバリケード」も、権力の「思想と暴力」支配に対抗した我々の「思想と暴力」であり、「政治ヘゲモニーの奪取」が、中心課題たる「機動戦」なのである。つまり大学市民社会に凝縮された国家

権力の影＝社会政治ヘゲモニーを巡る斗争であることは言うまでもない。

我々の語る「陣地戦」は、学生大衆の、思考様式、行動様式の表現としての「知的ヘゲモニーの形成」であり、ブルジョア権力を、市民社会内部から包囲し粉砕することによって、市民社会中枢でのブルジョア支配を、うち砕こうとするのである。従って、学園斗争と政治斗争の違いをもって「陣地戦と機動戦」を区別するという二元論的把握は、断固、拒否せねばならない。我々は、大学市民社会に反映され凝縮された「ブルジョア独裁の二面形態」を打倒しようというのである。このことは、「陣地戦と機動戦」を体現した組織機能の形態が必須なことを我々に教える。それは、全てを政治に一元化する事で、文化戦線特有の任務を意義を喪失させることでは決してない。この点に、知的ヘゲモニーの組織論的表現たる文化戦線の、歴史的位置が存在するのである。

註　(1)　一向健「第三階級斗争論」
　　(2)　一向健「前掲書」
　　(3)　〃
　　(4)　「政治過程論」との便宜的統一に注意すること。質的相違は明確
　　(5)　レーニン「共産主義の左翼小児病」
　　(6)　早大ー明大斗争の総括に関してはBund機関誌「先駆」「戦旗」を参照のこと
　　(7)　府学連の諸々の政治パンフ
　　(8)　マルクス・エンゲルス「ドイツイデオロギー」

〔Ⅲ〕　知識人の役割——文化戦線——と「知的全体性」の創造

①「知的ヘゲモニー」の形成が、我々知識人の必須の課題たることは、既に述べたとうりである。生産過程にその根をもたぬ知識人は、そのままの状態においては、支配階級の積極的な一員となる。(1) 何故なら、資本制社会に於ける階級対立が、分業によって発し、然もその分業が「物質労働と精神労働との分化」によって現実化したものである以上、専ら精神労働しかせぬブルジョア社会の知識人は、根源的には、また即自的には、否応なく支配階級の側に寄すべき「原罪」を刻印されているのである。従ってこの「原罪」を自覚し「贖罪」の行動を意識的に行なわない限りでは、一時代、一社会の「支配的イデオロギー」生産の任を担当している知識人のイデオロギーはそのまま「支配階級のイデオロギー」なのである。(2)

であるから、市民社会としてその共同性を表現するところの資本主義社会の根底的矛盾を認識した全ての知識人は、この自らが負わされている「原罪」と対決することなしには、自らの精神活

動を続けることはできない。このインテリゲンチュアの自己矛盾は、歴史との相関関係の中で止揚されねばならない。今から一世紀前、ヘーゲル左派の若き思想家は、自らの精神活動の方向性ーブルジョア社会の物神性の解明――をプロレタリアートの階級的運命に結合させる事によって、自らの「原罪」――ブルジョア社会の支配的イデオロギーの担い手としての位置を自己否定したのである。(3)彼はブルジョア社会の全過程から疎外され、全矛盾を背負わされたプロレタリアートの解放の中に、自己の精神活動を位置付けることで、自己を歴史活動の座標の中に自己肯定しえたのである。須らく、インテリゲンチュアは、自己の「あるがままの存在」を自己否定せぬ限りは、自己が肯定されないという重みに耐えねばならない。「哲学はプロレタリアートを止揚することなしには、現実化されえず、プロレタリアートは哲学を現実化することなしには止揚されえない」(4)インテリゲンチュアの歴史的任務も然りである。

②では、インテリゲンチュアを主要な担い手とする知的ヘゲモニーのよって立つ新世界の起点は何か。それは「知的全体性」である。

旧社会の知的原理が、「商品化現象」の、制度的表現たる「分業」と「私有財産制」によってもたらされた「個人主義」であるし、その経験的認識としての「個別諸事象」の解明をその任務とするのである。この「個別諸事象」(5)の学的体系性は、そのまま現代社会における諸個人の「砂粒化」と「アトム化」を表現するものとして我々にとって余りにも、もの悲しく思われる。

これに対して我々は、「知的全体性」を、我々の新世界の認識の視点に、知的原理に、設定する。これは、⋀個別諸事象の解明→その機械的寄せ集め⋁が「全体性」であるとするブルジョア的科学に対して、常に全体性との有機的関連において個別的諸事象を捉えるのである。これは何よりも、歴史主体としての人間の全体性に根づくものなのである。何故なら、本来、その全生活を、全人格的に自然と、関係させる筈の人間が、ブルジョア社会の中では、物化され、自らの置かれた社会的分業を通してしか自然と関係しえないという、「人間の全体性喪失」を、止揚せねばならないからである。(6)

この「知的全体性」の原理に対して、世のイデオローグ達は、高度に発達した近代的分業に基づく知識の極端な専門化を自明の理として非難してくる。然し、かかる精神労働の分業専門化によって負わされている自己の矛盾を自覚しえないイデオローグは、本来、全体的に生きる事によってしか、自己の生きた生活を保持しえないという人間の全体性を裏切り、自らブルジョア的疎外の術中に陥って、それと観念的に葛藤する外はないのである。

従ってこの「知的全体性」とは、この複雑多岐なる現代をトータルに把握する事によって状況と関わり、我々と歴史との関係に対して方向性を提起するのである。

③現代における知識人の任務は、既に明らかである。知識人は、ブルジョア的疎外の術中で「砂粒化」し「アトム化」した個の視点からしか状況総体と関わりえない市民大衆に代って、「知的全体性」の視点からトータルな歴史把握を行なわねばならない。それは、大衆意識との懸絶の過程であり、そこに生じた知識人の庶民からの「背離感を、社会的な現実を変革する欲求として逆に社会秩序に向って投げ返さねばならない」(7)この逆過程こそが、大衆をして「階級」的自覚へと転化させる知識人の知的ヘゲモニーの役割である。知識人はこの「知的全体性」に立脚したトータルな歴史把握を、新しい文明、道徳、習慣の知的原理の全内容として提起せねばならない。(8)この作業をぬきにして、大衆を「市民」的呪縛から解放しえないし、政治的変革をプチブル急進主義の枠から突破さしえないのである。

この作業の重要性は、次の様な階級情勢の推移との関連で一層鮮明になるであろう。つまり、「資本主義の矛盾を集中的に受けてきた大衆を最も魅了してきたのは公明党（創価学会）であった。この事は、彼らが最もすぐれた斗争戦術をうちだしてきたということを意味しはしない。彼らの世界観、国家観が完成しており、人間の組織原理が完成し、底辺層や没落中間層の心をとらえたとみるべきであろう」(9)かかる諸事情は、ブルジョアの知的ヘゲモニーに対して、公明党は彼らなりの、旧中間層を代表した知的ヘゲモニーを対置しているのであり、現在、もっとも立遅れているのが全社会の矛盾を受難したプロレタリアートの知的ヘゲモニーの形成なのである。

④以上の視点から、我々にとって旧来の「知識人論」や「文化運動論」は、全く承認するわけにはいかないのである。旧来の諸論議に於いては、知識人の「階級的立場」がアプリオリに指定されており、その下で文化運動が説かれるのである。

然し、我々は、「知的全体性」を視点にすえることで、知識人の歴史的任務を普遍性として提起し、かかる精神活動が、全矛盾の受難者たるプロレタリアートの解放と結合する点に、知識人の役割と文化戦線の意義を明らかにしたのである。従って、労働者が、生産点と無関係な街頭や山村で、革命に参加するのではないと同様に、知識人の革命参加も、彼固有の持場を離れて革命に参加するのでは決してない。逆に知識人は、文化戦線における精神活動を通じて、彼の「ペン」を「銃」へと持ち代えるのである。この点の認識が重要なのだ。確かにレーニンは、「労働者階級は、それ自身の独力だけでは組合主義的意識しか……つくりだすことができない」し、この「組合主義とは、まさに労働者をブルジョアジーに思想的に隷属させること」であり「共産主義的意識と

はただ外部からのみもたらしうる」[10]が、この意識は、ただ「社会関係の総体の分析を通して獲得される」として、知識人独自の意義を明らかにしたが、彼における知識人は「銃をもった兵士」として描かれており、「知的ヘゲモニーの担い手」としては描かれていないのである。つまり、「知的閉塞状況」だった20世紀初頭のロシアの文化的状況にあったレーニンには、現代における「知的ヘゲモニー」の重要性は未知のものであったと言える。

スターリン主義者は、このレーニンにおけるロシア的特殊性をドグマ化し、普遍化してしまった。その典型が、例の「プロパガンダとしての文化運動」である。かかる主張においては、国家権力の構造――政治社会と市民社会の関係――を何ら理解しておらず、全てを政治ヘゲモニーに解消してしまい、「知的ヘゲモニー」の特有の実践的意義を見失なってしまうのである。

現在、「真理となるのは政治と結びついた場合に限る……。国家との党派性が、文化運動に対して先鋭に問われる……」とかいう風な文化運動に関する主張が登場している。然し、問題なのは、「国家との党派性」の内実を明らかにすることであり、如何にして「政治と結びつけるのか」という方法の問題である。かかる論者の手にかかっては、状況のトータルな認識の方法の獲得を意図した「自主講座」も、「状況（ベトナム、紅衛兵等々）と個人の関係を明らかにすればよい」という政治と科学の単線結合の場へと転落させられてしまうのである。現に状況と対応する「思想の基底」を形成するサークルの理論作業に対して、「あるサークルでは三文記事の筆者の様な批判しかできず、それも全く状況に無関係な論文」という罵倒を浴びせることしか知らないのである。かかる諸君は、一度でも「批判」の意味を考えてみるがよい。又状況と関係あるとは一体、どういう事なのか考えてみるがよい。「状況の皮相」を撫ぜる事でもって「問題意識」とする事は「科学」を知らぬ文盲の人間の語る言葉なのだ。従ってかかる諸君が、如何に「グラムシの言葉」を借りて文化運動を語ろうとも、それは「老いたフルシチョフの内実」でしかないのである。

⑤最後に、我々は、「プロレタリア文化」に、まつわる神話をうち砕かねばならない。確かに、「ブルジョア文化」と区別された意味での、又、過渡期たるプロレタリア独裁下における特有の文化様式が存在することは否めないが、「国家との党派性」をアプリオリに前提した文化なるものは、我々の知的ヘゲモニー形成による作業とは全く無関係のものであると言わねばならない。

歴史上、知的ヘゲモニーを最も鮮明に提起したのはブルジョア階級であった。「ブルジョア文化の発展はブルジョアジーが、幾つかの革命によって国家権力を自分の手に握る数世紀前にはじまった。ブルジョアジーは、権利をほとんど剝奪された第三段階であったときでさえ、文化の全ゆる領域で偉大な役割を演じ、しか

もその役割はたえず増大していった」[11]このブルジョア文化形成の過程は「インテリゲンチュアを自分の側にひきつけ、こうして国家を公然と手中におさめるずっと以前に、自己の文化的基礎（学校、大学、アカデミー、新聞、雑誌）を創造」[12]していく過程であり、「ブルジョアジーは、その時代の文化に完全に武装されて権力をにぎった」[13]のである。この歴史の具体例は、我々に知的ヘゲモニーの形成が、旧権力の打倒の大きな力となる事を我々に教える。

然し、このことは、ブルジョア社会の中でプロレタリア文化が形成されるという夢想を許すものでない。何故ならブルジョア社会の分業は、プロレタリアートを精神活動から疎外しているからである。ブルジョア社会にあっては、かかる任務は、「自己矛盾」を自覚しえた知識人が、「知的全体性」の視点を、労働者階級の解放と結合しえた時に、遂行されるのであり、それは、人類文化の普遍性を表現する知的ヘゲモニーとして形成されるのである。かかる「知的全体性」は、党派的視点に解消されたり、「プロレタリア文化」と名付けられたりするものでは決してないのだ。何故なら、最も鋭き状況の予言者が、半世紀前に明らかにした如く、「プロレタリアートは階級的文化を永久に廃棄し、人間的文化の道をひらく目的のために権力を獲得するものである。我々はこのことをともすると忘れがちである」[14]からだ。従って「プロレタリア文化とかいうような言葉は危険である。それは未来の文化を今日のせまい限界の中へ圧縮してしまうという誤まりをおかすからである。それは展望をごまかし、釣合いを破り規準をゆがめ」[15]るからである。この指摘の意味は深く重要である。

我々は、狭隘な「文化論」を拒否する。我々は「知的全体性」の立場から、人類史の総括的表現たる「文化」の形成をめざす。このことは階級社会にあって「知的ヘゲモニー」という形態をとり、「階級制否定」の立場から、それ自体、もっとも「党派的」であり、もっとも「政治的ー階級的」である。この逆説を忘れて、一切の「文化論」は成立しない。

註
(1) マルクス・エンゲルス「ドイツ・イデオロギー」
(2) 中原　浩　「再び戦後転向について」
(3) ルカーチ「若きマルクス」参照
(4) マルクス「ヘーゲル法哲学批判　序説」
(5) 竹内芳郎「人間の全体性について」
(6) 「経哲手稿」「ドイツ・イデオロギー」
(7) 吉本隆明「前世代の詩人たち」
(8) グラムシ「現代の君主」〈集団的人間について〉
(9) 竹野　厳　「烽火2号」
(10) レーニン「何をなすべきか」
(11) トロッキー「文学と革命」
(12)(13) トロッキー「文学と革命」
(14) トロッキー「文学と革命」
(15) トロッキー「文学と革命」

〔I〕 市民主義運動の変質と学術団運動

(1)

昨年（六七年）秋、新しい常任委員会の下に、出発した学術団は、「アプリオリ1号」で運動の基調を明らかにした。

それは、学館斗争（六三年～六五年）の過程で全面開花した旧来の文化運動との訣別であった。つまり、旧来の文化運動にあっては、その様な作業に従事する学生知識人が、自らを「市民一般」に同化して、市民的自由の権利を広く社会に、国家に対して主張するものであった。学館斗争はその典型であり、「サークル活動→ベトナム侵略加担→六七年佐藤の訪ベト・訪米がそれである。を通じて普遍的なる自己を獲得する」のだから「社会的な矛盾」に対して、自己を主張する「社会的任務」があるのだというのが、斗争に参加した諸個人の原理であった。そこには学生知識人も労働者も皆、おしなべて「市民」に等質化する事で、権利を行使しうるのだという構造があったのである。

以上の如き「市民主義理念」は、既に六〇年の安保斗争で破綻していたのだが、現実には、生きのびた。池田の高度成長政策は、国民諸個人の願望である「マイホーム主義の充実＝家庭電化etc」を、高度成長期設備投資時代における重工業化の過程で、個人消費を弱電気器具に結びつける事で「国家の繁栄＝家庭の充実」という擬制的な構造に完成したのであり、かくして市民主義理念は、六四～五年頃まで、ズレ込んで延命しえたのである。

然し乍ら、日本経済の成長の鈍化→不況の到来は、政府支配者をしてアジア侵略の道へと向けさせたのである。六五年日韓会談→ベトナム侵略加担→六七年佐藤の訪ベト・訪米がそれである。

この時点で政府＝独占資本は、国民諸階層に次のように問題を突きつけた。「国が繁栄するのに東南アジアへ進出してはいけないのか？」という「国益＝国防論」の提起であった。かくして、国家と市民社会の一体性に、依拠していた「市民主義」は音を立てて瓦解し、「市民」の動揺と苦悶が始まったのである。

この様な市民主義を排外主義によって再編せんとする帝国主義国家に対し、叛逆を宣言したのが全学連＝反戦青年委員会である。

この「時代の突出部隊」に関しては多くが語られているため省くとしても注目せねばならないのは、「ヴェ平連」の無自覚ではあるが自己否定の衝動である。

ヴェ平連は、六五年頃から登場した市民主義を原理とする運動であるが、国家が正面から「民族の利益」を、おしつけてくる日韓会談には何ら対応できなかった。その後も、一定のベトナム反戦Mを続けてきたのだが、何といっても昨年秋の「インドレピッド号脱走兵事件」以降、変質を遂げつつある。つまり国家と一体化して延命してきた「市民主義」が、国家主義、排外主義の時代にあっては、その「国家＝市民社会」の等式を否定しない限りその「市民的自由の権利」を主張しえなくなっているのである。彼ら市民主義者の苦悶は「ベトナムにおけるアメリカの残虐行為に反対」という立場が「国家が繁栄する為に、アメリカ（帝国主義諸列強）が、ベトナム（植民地）に居てはいけないのか？」という帝国主義国家政策に衝突しておきる動揺である。かくして彼らは、市民的自由を主張する為に帝国主義国家を否定せねばならなくなる。

従って我々は、国家の上からの「帝国主義的排外主義」の提起と、下からの生活理念たる市民主義の自己否定の時代に立たされているのである。

(2)

我々は、前節で、旧来の文化運動が、現在動揺し自己否定しつつある五〇年代型市民主義に依拠する事を明らかにした。そして我々学術団の運動の基調は、それとの訣別の方向であったのだ。学友会百周年委員会や、学術団の前常任委員会の方向性はこの事に無自覚であったと言わざるを得ない。これらの諸君は、内実が変化しているのに（市民主義の動揺と自己否定化の衝動）、古い形態（市民的自由を獲得する文化M）にしがみついているのである。

このことは文化Mの社会的任務と称する政治斗争への参加に於いても明らかである。六六年度の一〇・二一反戦ストで学術団は、意外な盛り上り（単独で五〇〇～六〇〇名）をみせながらも、分解が大きかった。つまり、当時の学術団常任委の指導性は、学術団の独自任務を鮮明にする事なく、自治会M一般と課題を同じくする事で、学術団各サークルを政治過程に登場させようとしたのである。それを支えた原理は「市民的自由」であった。この事は、個々のサークル員の意識においては、サークル活動と政治的実践の並列化として反映されたが故に、運動の大衆的高揚が、短期間でしかなく、一〇／二一ストが終れば、次はEVEの季節であるとして、前線から後退して行ったのである。

又、文化M論を巡って、我々学術団と恒常的な討論を繰り広げている学友会百周年委員会およびEVE企画局（六七年）の諸君

は、政治過程に立脚している限りで「情勢の先き取り」が得意なのであるが、いまだそれを文化Mに活かしきってないのである。確かに、国家主義と民族主義の台頭の時代にあって、国際主義を原理とするのは正しいけれど、その実践的帰結が、「ロシア革命から焼き鳥屋」までの詭弁証法的統一にしかなりえないのは何故であろうか。何よりも諸君に欠けているのは、一社会構成体としての学生の把握であり、それに根づいたインテリゲンチュア論ではないのだろうか。

我々学術団が、昨年秋の「転換路線」で、主張したのは、五〇年代型市民主義にしがみつく文化M（学術団前常任委）とか、それと訣別して皮相な転換を遂げた文化M（学友会百周年委）とかを克服せんとする方向であった。「アプリオリ1号」は、この問いに答えて、ブルジョア文化体系のもつ階級性を鋭く見ぬき、国家支配が、政治ヘゲモニー（知的ヘゲモニー）によって支えられている事から、文化Mのもつ重要性を明らかにしたのである。その内容は、いまだ抽象的語句にちりばめられているけれども、文化Mの自立の方向性を、新しい知的ヘゲモニーの形成として追及せんとしたのである。（内容は「自主講座」の方針で明らかにしたい。）つまり、かっては文化Mなりサークル活動の評価が政治参加との尺度で語られてきたのである。その結果、「サークルがいくら声明文を出すか」「何人デモに参加するか」が評価の基準となってしまうのである。

(3)

以上の文化Mの諸問題に答える為、我々は前提となっている学生Mを規定せねばならない。その為に、先ず社会構成体の一階層を形成する学生を規定せねばならぬ。

あるがままの姿を想定するならば、学生とは、親の経済的援助によって生活を維持しているのであり、社会的再生産過程のどの部分にも存在しないが故に、ブルジョアでもプロレタリアでもないのである。そして、重要なのは、学生は将来的に社会的再生産過程に送り込まれる事を前提として教育され、学問研究を行なうのである。彼ら学生の〃教育〃されて行くのは、ブルジョア代理人としての職制であり、事務官僚である。つまり、学生は、現在、社会的再生産過程に従事せず、将来的に〃プロレタリアを支配するプロレタリア〃としての二重性を帯びるのであり、小ブルとしての規定を与えられているのである。

学生Mとは、この様な典型的な〃市民〃としての小ブルに立脚した社会Mなのである。従って、学生Mは、この社会構成体としての学生存在基盤の不安定性から生ずる一切の矛盾や疎外から出発せねばならない。又、如何なる先験的理念から逆規定された学生Mであってはならず、小ブルインテリゲンチュアとしての自立したM以外に他の如何なる社会構成体と連帯する事はできないのである。

そして、学生Mは、自己の小ブル的な改良要求の全面的貫徹が、

ブルジョア国家打倒以外にしかありえない事を、情況の洞察と斗争の展開の中で自覚して行くのである。学生Mに〃〇〇的自覚の立場〃の不足を嘆き、それを要求する諸君は、観念的な哲学をまとった政治屋にすぎない。将に六〇年安保斗争は、全学連が〃前衛党〃化したから敗れたのでなくして、〃前衛党〃が徹底して、〃全学連化〃したが故に、あれだけ斗いえたのであり、それ故に敗れたのである。

従って、学生Mは、小市民的インテリのMとして徹底して自立化の道を歩まねばならぬ。そして、その方向は、インテリとしての任務を徹底して追求する事であり、〃非合理ゆえに非現実的〃である、ブルジョア国家打倒へと発展して行かねばならないし、かかる自立を通じて、他の社会的諸階層との統一戦線における、〃知的＝道徳的ヘゲモニー〃として登場せねばならない。

(4)

我々学術団は、かかる学生Mの規定性から、学術団の独自任務を〃知的ヘゲモニー論〃として定式化したのである。そして、我々の新たに獲得する全文化体系を構成する視点が〃知的全体性〃であるとした。

この我々の主張に対し、「学術団は、政治斗争を否定するのではないか」とか「全体性とは観念論だ」とかの多くの反論（？）が提出された。然し乍ら、我々は、学術団の独自任務を文化M論として体系化したのであり、文化Mを通じて、歴史や状況に参加しうる原理を作り出そうとしたのである。百周年委員会が言う如き「学術団の陣地戦論は、七〇年安保を射呈に置いたM総体を乗り越えた何物をも提起していない」という類の批判が妥当しないのである。

政治過程の最前線に立つ諸君！　我々は、政治斗争に対置して文化Mを提起するのでは決してない。その証明は六七年度の一〇／二一反戦ストを見てくれ給え。一〇／八羽田斗争の作り出した自然発生性だと結論づけるのは、たやすい。然しあの高揚（学術団の参加六～七〇〇名）は、学術団本部の系統的な指導を抜きにしてはあり得なかったし、又、一〇／二〇学生大会における諸君の〃反帝意識の外部注入〃がもたらした大衆の〃反戦意識とのギャップ〃を独自集約したのは学術団本部ではなかったのか。

百周年委員会の諸君！　諸君らは、六五年学館斗争の最終局面で生じた新たな大学再建の方向を、構築する部隊ではなかったのか。何時の間に、授業料決戦に向けて単なる「アジとプロパガンダの機関」に転落したのか。諸君らの任務は、新たな文化体系の確立を目指して我々学術団と共に進む事でしかないのだ。

文化団体連盟の諸君！　雑念乍ら、我々は諸君と文化M論を正式に討論した事がない。諸君の芸術論的立場からの全文化体系へのアプローチを参考にして今後も一層の発展を勝ちとる事を我々は期待したい。

さて学術団の常任選挙の際〝民主化〟を唱えて立候補した数サークルの諸君！　諸君らの言う〝民主化〟の内容が〝上からの問題提起の排除〟にあるとしたら、それは危険である。つまり学術団本部は、全サークルの寄り合い世帯として利害調整の場では決してなく、個別サークルの限界を越えた全文化論的アプローチを各サークルに問題提起する機関なのであるからだ。又、諸君らの京学文Mとして言われている〝民主的文化M〟とは、一体、如何なる内容なのか。あの「〇〇語録」のように、「知識人はプロレタリアの立場に立つ事が必要だ！」という論法ならば、戦前のナップが転落した如く社会主義リアリズム論への単純化になってしまうであろう。今后も、我々は、諸君との一層の討論を交わしたいし、大いに問題提起をしてくれたまえ。

(5)

以上で、学術団Mの総括と、昨秋、提起した知的ヘゲモニー論の発展継承を一定に明らかにし得たと思う。我々は、学生Mが「インテリゲンチュアMとしての自立」以外に、如何なる方向もあり得ないと考えるし、我々の小ブル的要求は、ブルジョア支配の打倒なくして貫徹しえない事を知る。そして、我々のこの自立の方向は、全社会的な統一戦線において、学生Mが自らを「知的＝道徳的ヘゲモニー」として登場させる事である。

これが新たな〝先駆性論〟であり、現在的には、市民主義Mの自己否定から〝反帝国主義〟の立場を獲得していくことなのである。

〔Ⅱ〕自主講座と我々の視点

＝自主講座実行委員会＝

(A)　過去（現在）・未来

意識及び思惟は、常に何かに対する意識であり思惟である。問題は、ここから出発する。思惟を存在に先行せしめることによって、観念論が生まれる。単に未来について思惟している人は、過去の記憶なり表象なりを想いうかべているにすぎない。思惟が存在と結合するためには、思惟の対象が、具体的なものでなければならない。存在を離れて思惟しているかの幻想は、未来に於いては次のように言いうる。過去におけるある事柄（具体的なもの）が脳髄に刺激を与え、思惟している瞬間（現在）に再現しているということであり、その内実の実現は、可能性の問題である。価値は、主観的なるが故に、時間の中で、次から次へと消えていくものであるが、思惟のこうした特殊性は、未来の中に、神を、過去の中に原罪を見いだしたりする。こうしたことは、思惟のきままさと同時に、存在の不安定性にある。思惟の対象が、具体性

を獲得するためには、思惟は後むきに、働かざるを得ない。意識は、現在的なものであり、継続性を持ちうるが、思惟の現在性は、瞬間的にしか存在しない。思惟および意識について、現在と過去をある程度、明らかにしたが、未来への掛橋は何か。思惟が、後むきに働くことを、具体性との関連で前述したが、思惟の特殊性は、前向きでもある。具体性をすりぬけて、存在の不安定性はその内的世界に空虚を宿し、次ぎ次ぎと滅していく価値に未練を残し、あの高邁な霊を、即ち、理念をもとめるまで休みなく続く。思惟の前向きは、常に存在を忘れがちなのである。こうした思惟の特殊性を、拡張概念、演繹概念と名ずけよう。今、問題なのは、未来に於いて、具体性を如何に確保しうるかということである。具体性の確保は、未来への実現は、自然科学では、実験という過程を踏まざるを得ず、人間に於いては、実践的検証を待つ他ないのである。存在を離れて、観念論に陥いる、思惟の特殊性について論じたが、問題を先きに進めるために、思惟についてのもうすこし厳密な定義を下しておこう。思惟は、何かに対する思惟である。主体と客体との交互作用であり、思惟自身が、己を知るために、その限界性と、関連性を自ら知らねば、全きを得ない。さて、諸派の検討をなそう。

経験派はどうか。われわれの判断の多くは、過去における経験に基づくことにより、経験派が生まれる。経験のみが唯一、正しいということになるというのである。思惟が、具体性を確保するという点に於いては、かくいえないこともない。だが、これだと、人類は発展という契機を喪失していることになる。

未来学派はどうか。近年生まれたそれは、未来の人間行動を、欲望とか性向に於いて、判断せんとするのであるが、これは、未来において、思惟が、具体性を確保することの困難さより、皮相である。その皮相さは、過去の法則性、即ち人類の法則性を認識しないかぎり、未来派音楽師（ワグナー・リスト一派）であり、無内容である。

懐疑派はどうか。人類の法則性を否定すること、あるいは、その存在を思惟において否定せんとする。しかるに存在なくして思惟は不可能である。山が木になったり、木が山になったりするのは、頭の中だけのことである。

社会学、心理学はどうか。これらは、現在的で意識性があり、一貫性が欠如している。それ故に、現象的にのみ存在し、本質がない。

こうした諸派を克服するものを、われわれはどこに見いだすことが可能か。過去においては、思惟の力により、人類史、一個人史の根本法則を認識し、それを未来への指針として、推論をたて、実践することによって、具体性を獲得することである。法則性とは何か。法則性を人間の本質との関連において、後述するが、注意しておかねばならないことがある。今、われわれが、時々おちいってしまう。思惟の空転であるが、本来、機能である言語や論

理をもってして、書かれた法則性を、認識することは、抽象的認識の枠を一歩もでない。これからは、具体的未来を推論することもできない。推論しても純粋思惟として、論理的論理である。

(B) 学問・芸術は人類に貢献しているか

人間の存在条件は、多くの人々が明らかにするまでもなく、自然を離れてありえない。

ところで、自然と人間との物質代謝過程の中で、人間は、第二の自然、物質生産物、(人間がミニマムの状態で生命を維持するもの)さらに、芸術、学問、意志伝達機能としての言語などを、自然と人間との間に持つに至った。これは、人間が他の動物と異り、目的意識的活動することにより可能となった。単に、本能的、経験的のみで活動するのであれば、人類は、ずっと早く、より体の大なる動物に滅ぼされていたであろう。人間は、己の活動(未来性)を思惟において客観視できるのである。さて、学問、芸術の現在的思惟が、人類に貢献しているといえるかどうか。

人間と自然との間に介在した、物質および諸観念的な価値は、いたるところで、人間が自分の存在条件が、何であるかを認めることをきわめて困難にする結果となった。諸学問、諸芸術は、単なる機能である。論理や形式に終始したり、言語をもてあそぶことのうちに、本来的な人間を機能に翻弄させその中に埋没させたりしている。そして人間の歴史は、最も感覚的にも具体的対象である物質の生産を増大させていき、自然と人間との距離をいよいよ広めていく。人間と自然との間にあるこうした諸価値を交換価値と呼ぶ。それは最初は、量的にも少なかったが次第に、その数をふやしていく。感覚的対象のみにこだわっていると、人間の生存も危険だというので、反省がなされ、生産制限などを人類は、思いついた。個別的な反省なり、制限では、人類は、自ら自分を危険におとしいれているのが、現代の時代である。個別的な操作で不可能なことは、科学的分析によって階級概念が明らかにされ、そして帝国主義という世界性として、全人類を巻きこんで現象していることでわかる。諸学問が、個別的に、さらにまた、単なる抽象的論理を扱うかぎり、決して人類に貢献しえない。生命のまわりをくるくるまわる機能である言語や論理の中だけにとどまることは、それだけでは、使用価値なくして交換価値がない商品と同じく、無価値である。無価値であるばかりでなく、災いすらもたらしているのである。知性も教養も装飾であるかぎり、不必要なものである。諸学問が、論理を使って、他人伝達する機能にすぎないことを自ら認識するためには、彼が通らなければならない門がある。即ち、人間がミニマムの状態におかれているとき、論理が無益だと知ることにおいてである。純粋なる生身の生命の前に論理は、単なる機能であるが故に限界性を見いだすのである。自然と人間との間に介入する交換価値を無内容のものだと認識する時がその時である。かくして、彼は、自分と対象との間に直接

的に対峙させられるのである。本来的な人間に近づくことになる。しかして、真の意味で人間の同質性を確保しえる。だが、今、諸学問、諸芸術が、こうした交換過程、即ち流通過程の中でのみ、目をうばわれているかぎり、諸学問、諸芸術は人類に貢献するどころか、無益である。流通過程のみから、価値も創造も生まれない。価値は、主観的に使用価値によって判断されるからである。経験派は、飢餓の中で貯えを知った。知識が、人間の同質性を確保するまでは、その量的制限と質的無制限との間の矛盾を、諸学問に、蓄積というシジフォス的労働を課す。彼は、新しい国をいくら征服してもまた新しい国境に出くわすにすぎない世界征服者と同じ運命なのである。そして、かかる所有は、市民社会の富とともに増加する。金ピカの冠と同じように、名誉という幻想とともに自己説にいっているのである。

ミニマムの状態よりくる人間の同質性の認識は、天上の神を地上におろし、人間の生存条件を自然と不可分のものと認識する人類史的見地である。このように認識することによって学問は、初めて有効にその交換価値をはっきりすることになる。自然と人間とを直接的に結びつける糸を人間のミニマムな状態だと前述したが、現実社会では、きわめて自己体験的である。それ故に、こうした体験のみを延長すると、すべての人の同質性を確保しえない。それ故に、存在状態を解明する科学が必要となる。社会科学も以上の意味をとらえかえさねばならない。科学的認識は、法則性に客観性と具体性を与える。うしろ向きに論理が、使われることにより、死んだもののように思われるが、それを蘇えらせるためには、同質性を認識する契機と、学問が論理を使うかぎり、自ら機能であることを認識することである。同質性は、普遍性として、機能である言語を乗りこえて世界性を帯びるのである。総合とは、単に個別科学の構成体の総和でなく、同質性であり、普遍性なのである。総合大学とは、かくした意味でのみ本来の使命を果しうる。

(C) 自主講座

市民主義運動は、その意識性において問題となる。市民の意識は、流通過程にあり、自然発生性である。(B)において明らかにしたごとく、機能に埋没している限り、大学に於ける諸学問を対象としている人間の意識性も自然発生的であり、それ自身改良主義的にならざるを得ない。自主講座も単に抽象的論理をあつかう限りでは、また機能形態に陥いる。同質性、普遍性は、論理的世界だけでは、獲得しえないからである。それ故に、自主講座が、真の学問を追求する過程としてあるばかりでは、不充分であり、自主講座も、具体性を獲得するために、運動的性格をもたねばならない。大学自身も、現在、帝国主義的な権力機構をささえているのであり、自主講座は、自ら同質性と普遍性とを世界性として現出する過程を押し進めねばならない。

具体的に言えば、大学内での自主講座は、その機能において、中大斗争の勝利の本質をふまえて、運動しなければならない。おのずと発生する流通過程的な即自意識を、個別斗争の白紙撤回にのみ終らせるのではなく、より普遍的な同質性として、現在のおかれている大学の非和解性を打破する方向を模索しなければ、市民主義運動の中に、拝跪することになり、一歩たりとも前進は望めない。

自主講座が、この運動を同時に進めることが不可能な限り、昨年と同じ結果に終るであろう。こうした基本的な認識の上に本年の自主講座を検討しなければならず、各サークルの論争をふまえて、学術団運動を押し進めねばならない。以上が基本的な視点である。

(D) 昨年度自主講座の欠陥とは

昨年度自主講座の欠陥とは何であったのか。それは自主講座のもつ意義、即ち「知識とは力」であり、新しい秩序の基底をなす知的ヘゲモニー形成としての意義を自主講座実行委員会が把握しえていなかったのである。従って、現行カリキュラムの検討、新しいカリキュラムの形成という「秩序創造」という意義をもつ自主講座の任務を一般的に追求するという誤ちをおかしたのである。然も、マルクス経済学を対置したらという「擬似進歩風」への安易なもたれかかりすら見られたのである。

以上の如き前年度実行委の欠陥は、その組織活動の不在に典型的に表われている。即ち「教授と学生の対話」＝「学問創造の場としての大学の復活」という図式で思考し、自主講座が単に「講演会シリーズ、つまり講演会の寄せ集め」として現実に展開され、問題提起などをふくめた、実行委の目的意識的な組織活動が欠除してしまったのである。従って、有名教授が登場すれば、会場が満員になり、それ以外では、ガラ空きという非学問的講座を展開したのである。実際、組織活動が、〈ビラ作り→ビラ巻き→会場整備〉という低次の次元でサイクルし、例えば団本部などが提案した、自主講座会員総会なる案も実行委は採用しようとしなかったのである。然も、かかる視点の喪失と組織活動を欠除した前年度実行委がEVEの「ロシア革命」企画に無原則的に組みこまれていった事などは茶番である。

今年度自主講座実行委員会は、かかる前年度実行委の破産をくり返さぬ為、再度我々の視点を確認し、それを現実化して行く組織活動の展開と、企画の作成を早急に行なうであろう。

〔I〕 大学の危機とは何か

＝産協路線の貫徹と大学の変質＝

◎大学の危機とは何か

大学の危機が叫ばれて久しいが、まだ三年前の早大斗争の頃には、多くの知識人によって〝大学論〟が語られ、その多くは中世大学理念を現状に対置させ、その具体的方策は、国庫補助による「サポート・ノーコントロール」に集約されるものであった。然し乍ら、早大（65年）ー明大（66年）ー中大（67年）と続いた「天王山的闘い」を含む、ここ数年来の全国津々浦々に起きた〝学園紛争〟の現実を前にして、多くの評論家達は、もう、お得意の〝大学論〟を持ち出す事を放棄したかに見える。かくの如く、俗流評論家の手によっては把えられない程、私学危機は深化しているのであり、「私学財政の危機」とか「教授と学生の対話の不足」などでは、語りつくしえないのである。

将に「私学危機」とは、国家の教育体制の根幹的矛盾から派生し、「学問の真理探究の創造の場としての大学」の危機なのであり、現在的には国家＝独占資本の一体化した大学改編の攻撃→産学協同路線の貫徹として把えねばならない。

◎今日の教育構造

産学協同路線の貫徹による大学の変質を論じるに当って、今日の大学の置かれた位置をより鮮明化する為、全社会的な教育構造を明らかにせねばならない。

教育体系とは、本来、国家が、市民社会の維持、発展の為に「国民を教え育てる」ものであり、ブルジョア支配の重要な支柱である事は、日本の明治に於ける「教育勅語」の成立過程を見ても明らかである。「勅語」の目的とするところは、天皇制の厳然たる確立であり、その下での「富国強兵策」の貫徹へと国民を教育するものである。

このブルジョア国家成立期に於ける「教育政策」は、資本主義の発展と共に、より強化されて行ったのであり、現在では、独占資本を軸とした金融寡頭制経済構造に対応した「教育」として形

成されているのである。即ち、今日の教育構造は、現代資本主義下における労働過程のピラミッド型の構造に対応するものとしてある。中学卒は肉体労働者へ、高校、専門高校を事務労働者、中級労働者へ、大学は高級事務員、科学技術労働者へ、旧帝大卒は管理職・官僚層の基盤として教育されるのである。教育体系こそは、まさしく、様々な知識と能力をもった労働者を生産過程へと排出する。「労働力商品生産」体系なのである。

この独占資本下の経済構造に労働力商品を供給して行く機能を負わされた教育体系は、ますます物化され非人間化していくのである。その具体的な変質の過程は、次のように進展して行く。肉体労働力を確保する義務教育は、技能教育の偏重化を進める。中級労働力を確保する高校教育においては、能研テストを通じて、目的意識的なブルジョアによるコントロールを行ない、地方で大学進学者の為に、高校を予備校化して行くのである。

では、大学教育はどうか？

今日、大学教育は、肉体労働者、中級労働者を、ブルジョアジーの代理人として管理する職制もしくは高級事務労働者として学生を、「教育」して行くものである。一昨年来、政府＝文部省の手で準備されている「大学設置基準の改訂省令化」「教育免許法の改悪」は、法制化を通じて、大学を〈産業社会発展に貢献する大学の目的化〉であり、更に、勤評より一層、露骨な〈教育過程および教育労働者への国家統制〉を目指したものであり、学生を〈ブルジョア社会の代理人＝職制、高級事務労働者〉としてふさわしい能力と知識をかねそなえた労働力商品として育成しようとしているのである。

かかる「労働力商品生産工場」としての大学の変質は、それが国家＝独占資本の一致した要求であるが故に、両者による目的意識的な、大学の「教育工場化」が進められるのである。これが、「産学協同路線」の本質である。

◎大学の「教育工場化」

明治における日本の近代化の推進に明らかな如く、「教育勅語」を軸とした国家の教育過程への介入は、「国家の繁栄＝産業の繁栄」という構造を作り上げ、その方向へと、教育政策を進めていったのである。戦後においては、日本政府は、教育政策の最重点を、旧帝大系国立大学におき、そこにおける徹底した「支配者官僚の育成」教育を行ない、全国大学の70％を占める私学を経済的に切り捨てて行ったのである。ここに、国家が、私学に対して「直接のコントロール」を行なわなくても、私学が、「サポート」を求めて、自ら産業界（資本）に屈服せざるを得なくなったのである。戦後48年、占領軍当局の提起した「大学理事会法案」は、産業界の代表で構成される理事会を教授会の上位に置き、大学管理行政一般を掌握させるというものであった。

かくして、国家の教育政策から生じた、私学の「独立採算制」

の要請は、私学をして、資本に屈服させ、「産学協同路線」を通じて、自からを、「教育資本」として延命することを、余儀なくさせたのである。

この教育資本を媒介にして大学に資本主義的経営（＝営利追求による大学の否定）が行なわれ、その必然的帰結として、大学に資本主義的合理化が進行するのである。

全ての私立大学の現状を見ても、この合理化の進行は、労働・教育・研究条件を悪化させ、大学の構成者である「学生・教授・職員」を圧迫し、資本を巨大化させていくのである。具体的には教師の労働条件の悪化が、教育内容そのものの悪化と研究生活の困難に拍車をかけていく。即ち、私立大学の教師の責任担当時間は、国公立をはるかに上廻り、又、マスプロの進行は、教師一人当りの学生数をますます増加させていく。

大学の資本主義的合理化は、「教育＝労働力商品の生産」の費用を、安上りにするため、大量生産（マスプロ）を追求する。その構造を概略すると大学（教育資本）は、大教室（教育工場）に教師（教育労働者）と、学生（生産の対象）を送り込み、そこで粗製乱造して行くのである。

従って、私学の危機とは、「財政の危機」にあるのでは決してなく、このような大学の「教育工場化」による、教学内容と研究内容の悪化という。云わば「大学の本質の喪失」にある事は言うまでもない。

又、産業界（資本）が、この教育工場に、依頼してくる製品（学生）に関しては、変な知識や人格・思想を全く必要とせず、只役に立つ知識や技術さえ正確に身につけていればよいのである。教師の役割も、ただ、学生に、「知識の切り売り」をすればよいのである。

ここに恐るべき「教育の非人間化」「学問の商品化」という、ブルジョア教育体系が、完成し、人間の「資本への奴隷化」をおし進めて行くのである。

それでは、以上まで明らかにした資本主義的合理化によってもたらされる教育資本の利潤蓄積はどこになされているのであろうか。

教育資本の投資は、先ず第一に土地に対してなされる。資産全体の内で、固定資産の占める比率は、平均八九・四％も占めているのである。かくて、不況の嵐の中でも、又、「私学の赤字」が宣伝される中でも、教育資本の土地への資本投下が続けられ、蓄積されて行く。投資の第二は、建物に向けられ、然も「教育研究施設」よりも「管理部門」へと重点投資されているのである。第三に、教育資本は附属学校拡張による学園コンツェルンの形成を目指し、多額の寄付収入が、当てにされ、又、商売にならない附属高校は、「スクラップ・アンド・ビルド」の論理で、次々に整理再編されていっているのである。その他、私学間の競争に勝ちぬく為、広告・宣伝・交際費といった、経営中心の予算も、年々増

加している。

以上の資本主義的合理化と、経営重点的な利潤蓄積は、必然的に、大学内の上部構造たる権力の再編をもたらし、評議会・理事会への権限集中による反動化、それに伴う教授会の有名無実化、学生自治の破壊の方向へと、進展するのである。

◎ 国家＝独占資本の一体的攻撃への
大学の屈服→教育資本への変質

この産学協同路線の貫徹による私学の教育資本への変質、それに伴う「大学の危機」の進行は、国家＝独占資本の一体化した大学への攻撃によるものである。とりわけ、独占資本の連合体たる日経連の「赤い学生の就職おことわり」に象徴される如く、大学が「労働力商品生産工場」へと変質せしめられているのである。

この「産学協同路線」と呼ばれる諸政策は、日経連の「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」（56年）に代表される如く、国立大学において法文系を圧縮して、理工系を拡大すると同時に「産業の要求する専門技術者の養成」を強く求め、特に中級技術者の供給源として旧制の専門学校のような役割を果す専門教育機関の創設が必要であると強調している事を背景としている。又、大学内においては受託研究員制度、工場実習、独占の教育投資、私学の学生収奪による工場化など、深部における独占資本の支配が侵透し、学問の自由、大学の独自性は堀りくずされ、資本の前に研究テーマ選択の自由さえも身売りするといった現象が進行している。

更に、55年以降の高度成長の開始の中で、政府は「新長期経済計画」「国民所得倍増計画」（60年）を軸に人的能力の向上と科学技術の振興を唱い文句に、科学教育の振興を露骨にうちだした。即ち「わが国の産業構造の高度化……その国際的地歩を将来的にわたって確保する為には、外国技術の消化吸収にとどまる事なく国産技術の開発、活用の開始、ひいてはその輸出を促進する事に力をそそがねばならぬ」というのである。そしてかかる主張は、国家財政投資を上廻る積極的民間企業教育投資の進行をうけて、①国立工業教員養成所の設置、②大学院、学部の理工系の特典的拡充、③企業技術者の大学導入　④理工系学部の施設・設備の拡充　⑤理工系教官の研究費、経費の増額を実現する等々として展開された。

この50年代後半の産学協同は、高度成長による重化学工業化に見合った教育の再編であるといえよう。即ち、新技術の導入と莫大な設備投資に対する深刻な若年労働力の不足、および新技術にみあう水準をもった技術労働者の不足に遭遇した独占資本と政府は　①教育者の再教育　②教科書の無償措置による国家的思想統制、③大学管理制度の確立などに力を注いだ。それは、62年9月より、63年1月にかけて財界による教育への要求「経済発展における人的能力開発の課題と対策」としてまとめられた。又、この

ような財界の「能力主義の徹底」を軸とする教育への要求は、同時に文部省によって62年11月「日本の成長と教育ー教育の展開と経済の発達」として露骨に独占奉仕の方向に設定されたのである。従って、以上の独占の要求に基くマンパワーポリシーの展開とは、大学を「人工資源加工機関」へと変化させていくのである。

◎ 「産協路線」の現在的性格
「排外主義的労働力商品」の産出

「池田政府」の時代における産協路線は、以上みた如く、重化学工業化に見あった「労働力商品」の形成が主な内容であり、62年大管法は、大学自治を国家＝文部省の支配下にくみこむ事で、「人的資源加工」を法制化せんとしたものであった。もっとも大管法の法制化に挫折し、今度は「中央教育審議会答申」と「文部次官通達」として迂回策をとり、学生自治の剝奪と受益者負担を貫徹していったのである。

然し乍ら、「佐藤政府」は、日本経済の深刻な不況と、その危機の打開をアジア侵略に求めるという政治的・社会的背景の下「産協路線」の転換をおし進めたのである。即ち、国際市場分割戦に突入した日本独占資本にとって必要なのは「排外主義的労働力商品」の生産に余念がないのであり、かかる過程を、学生の全面負担＝「授業料値上げと負担区分制」で乗り切らんとしているのである。然も、この過程は、独占資本の国際市場分割戦を控えての動揺を背景にしている国家イデオロギーが教育過程を貫徹せんとしているのである。又、教員免許法の改悪は、教育者自体の国家的統制を目指したものなのである。然も、かゝる産協路線の貫徹 —— 排外主義的高級労働者の産出と、産業の為の研究所化 —— の為の設備投資に必要な資金の一切を「授業料値上げ」として、学生の肩に負担させんとするのである。

かかる「池田から佐藤への転換」という、構造的大改変の為には実体的な暴力が結合されねばならなかった。あの百五十日のストを斗いぬいた早稲田の斗いは時代を象徴する斗いであったといえよう。それは、自然発生性に依拠した小ブル自己権力の斗いであるから、ファシズムに移行するであろうと教科書的評論を行なった諸君にとっては考えつくことのできぬ斗いであった。つまり早大の斗いは、学内紛争にあれほどまでの国家暴力が公然と動員され、行使されたという、佐藤路線の本質を暴露したものと言えよう。

従って我々は、以上の様な「産学協同路線」の現在的性格を次のように位置付ける。即ち、灘尾文部大臣の「愛国心、国防心を教育に繰り込む」との発言に見られる如く、「国益ー国防論」を真向から振りかざした「排外主義的労働力商品」の生産に余念がないのであり、かかる過程を、学生の全面負担＝「授業料値上げと負担区分制」で乗り切らんとしているのである。然も、この過程は、独占資本の国際市場分割戦を控えての動揺を背景にしてい

るだけに、個別教育資本としても、全面収奪以外に道がなく「非妥協的」にならざるを得ず、国家暴力を駆使しての、暴力的対決を必然化するのである。

〔Ⅱ〕 大学理念の再検討

◇ 大学理念の崩壊

ここ数年来、「大学理念は崩壊した」とか「当局の理念なき大学行政」という言葉が、何か説得性をもたなくなってきている。「理念なき」と批判されても、教育資本家達は、おそらく冷笑するだけであろう。ここで、我々は「崩壊」と「破産」した大学理念とは一体何であったのかを問い返さなくては、いけないだろう。

崩壊したのは、50年代の大学を支えた「市民的自由人形成の大学」という理念であり、その源流を遠く「中世の大学＝ウニベルシタス」につながるものではなかったのであろうか。

「理念」なるものが、或る政治＝経済的諸関係を包含した社会形態を貫ぬく法則的なものであるとするならば、当然、「時の流れ」と共に、旧い理念は崩壊し、変質してしまうのは自明である。か様に、崩壊したのは「旧理念であり、その変質の起動力は、「産学協同路線」の進行である。

「理念なき当局」では決してなく、既に、教育資本は、彼らの資本の論理を「理念化」し、我々に迫っているのである。

この事に気づきえぬ諸君は、自らを、経済主義者に転落せしめるであろう。確かに、或る時期において、当局と我々の間に共通の大学理念が存在していた。それは、「大学共同体」であり、そこでは、経営主義の進展する大学行政の現実に対して、理念を対置するだけで、当局への打撃力となっていたのである。第二期学園闘争の終幕をかざる三度の激突 ――64年全寮協水光費闘争、65年春此春寮開放闘争、65年秋学館闘争――は、こうして学生の優勢裡に進められたし、この事に無自覚な67年春の全寮協水光費闘争は、権力による壊滅的打撃を受けたのである。

然し乍ら、現在では、「資本の論理の冷厳性」は、この旧来の大学理念を破壊し、「東大意見書」に明らかな如く、「教育的責任」「大学の社会的使命」として、産学協同路線の全面的容認へと進むのである。

◇ 産協路線下の「当局の理念」とは

現在、大学当局は、「中世大学理念」を、19世紀型であり、「真理の為の真理追求」であり、既に古くなっていると宣言し、20世紀型理念と称し、ヤスパースをひっぱり出し、大学とは「(1)専門教育の場であり社会に答えねばならない。(2)真理探究の研究の場、

と述べられている如く、学生は「修学中」であり、「人格形成」の為には、教授の責任の下で「教育される」必要があるというのである。将に「教育的責任論」とは、先述の一と二の要素の集大成であり、学生自治の否定と、産業界への貢献の為の人作りという内容を貫徹する当局の「切り札」なのである。

◇ 大学の使命とは何か

我々は、以上見た如く、「中世大学理念＝ウニベルシタス」から、その豊かなる内実を抜き去って、これを批判し、更に、ヤスパースの大学理念をもって、産協路線容認の「資本の代弁」として利用する当局の「悪魔の技法」を見てきた。

それでは、当局によって抜き取られた、「中世大学理念の豊かな内実」とは何か。それは、第一に「大学自治論」としての「ウニベルシタス＝教員・学生組合」であり、第二に、「真理探究」による「自由人教育」である。

そもそも、「大学（ユニバーシティ）」の語源としての「ウニベルシタス」が、学生＝教員組合の意である事から明らかな如く、大学自治の構成者は言うまでもなく、「教授と学生の対等な連合体」なのである。ここからは、「教授会の自治」が「学生の自治」に優先するという、上下の差別関係は決して生まれては来ないのである。又、「修学中の学生」という発想は、教授も又、「真理探究、人格形成」の過程においては「修学中」である事を無視し

(3)人格形成の場」であると規定している。

ここから三つの現在的な要請が導びき出されるのであるが、その技法たるや「悪魔の技法」であると言わねばならないだろう。

第一に「大学自治に関する国大協所見」を例にとるならば、学生は教えられるもの、教授は教えるもの、職員は事務機能を保証するものとして、大学を機能別に多元化して、「大学の自治とは、教えるもの、専門的に学門をするものの自治である。即ち教授会の自治である」と規定し、学生の自治を排除し、「東大意見書」に至っては、「何が大学の研究・教育の機能にとって不可欠の条件であるのかを最終的に決定するのは、教員の組織すなわち教授会、評議会等の大学の機関である」と明言し、然も「この点（教授会自治絶対論）を否認することは自らの大学自治の原則を否定するものである」と、「ダメ押し」を行なって「錦の御旗」を守りぬかんとしているのである。

第二に、大学は「社会に貢献する専門研究の場」であるから、大学の積極的な社会＝産業界への貢献を主張する。先日の羽田事件で、逮捕された学生に対する奨学金打ち切りの理由が「デモ参加という反社会的行動……」というのに明らかな如く、彼らの「社会への貢献」とは「政府や独占資本に対する忠誠」であり、産学協同路線を全面的に容認して行くのである。

第三に、「教育的責任」である。例えば、東大意見書では「学生は批判的精神を要求されるとしても、なお修業中のものである」

たものである。

第二に、「大学の使命」の内容であり、より具体的には、科学の使命、教育の使命・人間の役割として展開されるべき内容のものである。我々は、中世大学で行なわれた「自由人教育」「自由七科目（リベラル・セヴン・アーツ）」のもつ輝かしき意義をみなければならない。将に中世大学の「自由人教育」は、人間を、宗教的呪縛、封建的桎梏から解きはなった、「人間宣言」なのである。従って、中世大学のもつ、この「人間宣言」としての意義を見ないで、簡単に捨て去るならば、「社会の為の大学」とか言いつつ「産学協同で発展する大学」という論理に行きつくのである。

◇ 我々の「大学像」とは

では、中世大学理念の発展継承と「産協理念」に対する根底的批判に立脚する、我々の「大学像」とは一体何か？ 一言でいうならば、直接民主主義による徹底的改革と、それによる「真理の探究と創造を通じての人間解放の場」としての大学である。

○ 大学とは何か？

言うまでもなく「真理探究の場」である。我々の言う「真理探究としての科学」とは一体何か。我々は、科学とは、人間の生きた生活（実践）と結びついたものであるとする。何故なら、科学とは「歴史的過程を思索の上で観察」するものであり、生活（実践）とは、「歴史的過程を直接組み立て」るものであり、それ故に、両者は本質的に密接不可分のものである。従って、大学は「真理探究の場」であり、その外見的性格は、ヤスパースの語る如き「(1)研究、(2)教育、(3)人格形成」なのであり、この三つの要素は、一体化しているのであり、決してバラバラに切り離しえないのである。決して秋山学生部長が語る如き「大学が研究の場所であるというのなら（教育の場所でないのなら）学生は、別に大学へ来なくても良い。学生は家で勉強すればよい」という風にはならないのである。この「暴言」は、研究と教育を切り離す事で、科学と生活の生きた結合を破壊し、真理探究（研究）と知識伝達（教育）を無縁のものとし、教育を無味乾燥な「知識の切り売り」に転落させて行くのである。

○ 大学自治の構成者は誰か？

勿論、大学が「真理探究の場」であるのならば、大学自治の構成者は、教育資本家たる理事会では決してなく、共にこの作業に従事せんとする「学生と教授」である。この両者の関係には、決して「上下差別」があってはならず、従って敵対的であってもならない。

○教授の果すべき役割

この大学において教授の果すべき役割とは、学問を通して、人類が歴史の中で果してきた偉大な業績と欠点を明らかにし、現在、そして未来の社会において青年が次の新しい人類の世代として担

うべき課題とそれへの偉大の感激を与える事であり、学問を通して、この仕事への謙虚な、それでいて豊かなる情操と情熱とを与えしむるものでなければならない。

○ 学生の役割とは

我々学生は、学者としての渡世術を教授達におそわりに来たのではなく、現在の社会で、あるいは未来において我々が果たさねばならぬものは何であり、どのような人間として生きていけばよいかを把みとる事である。

○「教授＋学生」の自治権

以上の如き、大学の基本的な使命と、教授・学生の果すべき役割を踏えて、それを保障すべき自治権の所在を明らかにせねばならぬ。勿論、大学の基本的な行政の決定は、両者の合意にまかせられねばならないが、両者のそれぞれの独自性から生じる機能上の自治権の所在を明らかにせねばならない。教授・学生の合意による「大学」は、全ての財産に対する所有管理権と、行政決定権をもつ。「教授会」は、教授会の運営と、研究施設の管理権、又入学者、卒業者の決定権等を保持する。「学生」は、学友会などの自治組織の運営と、学寮・サークルBOXの管理権等を保持する。二、三の例ではあるが、教授と学生の自治権には以上の様な同一点と区別があり、又、事務担当者としての「職員」は、研究・教育に関連する以上、「学生・教授の合意による大学運営」に沿った形で、機能しなければならない。

○ 大学の制度の民主化

この大学の自治を制度的に保障するものは、大学の徹底した民主化であり、直接民主主義による改革である。従来の、大学行政からの学生の排除や、理事会への権限集中による専制化といった非民主的機構を、打ちこわさねばならない。又、代議制も限界があり、我々の基本的制度は、「全大学人が平等な権利を行使」する「全学投票」である。

○ 教育・研究条件の整備

「真理の探究と創造を通じての人間の解放の場」たる大学は、その作業を、より完遂する為に、教育・研究条件を整備せねばならない。研究室・教室・学生会館・学寮・図書館などの充実を行ない、然も、その一切の経費は、授業料でまかなわれねばならない。決して「負担区分制」に名を借りた「学費の二重取り」は行なってはいけない。

○ 大学の社会的使命

文化や科学・学問が、人間の生きた生活（実践）と不可分であり、人類生活を発展させるものである以上、大学の社会的使命は、そのようなものとして果たされねばならない。丁度、明治の日本にあって、我が同志社大学が、在野精神を中心として、いかなる権力の強制にも属することのない反骨精神をもって、日本の近代化と民主化という大局的な道すじにおいて大きな役割を果した如く……日本の将来のあり方と近代的人間のあり方を教える学園と

して発展してきた我が同志社は、今後も、「自由・平等・民主主義」という人類史の普遍課題の意味を社会に対して問いかけて行かねばならないであろう。

○　大学と国家

学問が普遍的なるものを目指すが故に、大学は、国家権力から自立した存在でなくてはならず、現在では、「教授と学生の対国家的団結」による批判的圧力を形成せねばならない。

◇　大学綱領の作成

以上の我々の「大学理念」とそれによってスケッチされた「大学像」を現実化する為に、我々は大学の過渡的綱領を作製し、その下で、大半の改革を徹底しておし進める事を、宣言する。

〔Ⅱ〕　大学変革の過渡的綱領

◇　大学綱領草案骨格

(I)　前　文

[1]　科学と教育

㋑　科学とは何か

1.　今日に至る歴史総体の科学的な分析の中より、社会総体の現状を正しく把握し、真理の名のもとに人類総体の幸福に敵対する、一切の矛盾の把握を明らかにする。

2.　人類総体の幸福の追求に必要な諸条件の建設のプランと保障の何んたるかを明らかにする。

3.　従って学問研究はいかなる外部よりの圧力や規制を受けてはならず、真理追求の為の諸条件を保障されねばならない。

㋺　教育とは何か

1.　有史以来人類が日々、発展させてきた、人類総合の遺産を正しく受け継ぎ、更に限りなき自然の解明と人類の繁栄への利用を可能とする為め自らの子孫への伝達は保障されねばならない。

2.　教育はいかなる個人、民族の利益の為にのみ保障されるのではなく、人類総体の利益の為めにのみ保障されるものである。従って教育はそれら一部の利益に奉仕する方向への圧力や規制を受けてはならない。

3.　教育とは単なる死んだ法則や知識の伝達ではなく、社会関係との関連に於ける生き方の表現の伝達、交流でなくてはならない。

[2]　人間、社会、科学、教育

㋑　人間と科学

1.　社会が古きカラを破り、新らしき状況を不断に生み出す発展しつづけるものであるとすれば、社会の科学的認識は断えず人間の生き方として物質化され、状況の正しい発展を保障させねばならない。

2.　何故ならば、思想、科学は行動の物質化を通して表現されるのであり又行動は思想を通して表現されるのであるから、更にそのことは個人と全人類の関係に於いても同質であり、個人は全人類の利益を表現し、従って全人類は個人の利益を表現する。「思想」と「行動」、「個人」と「全人類」はこのように不断に弁証法的な相互関係のうちに存在する。

3.　しかるに資本主義社会はその基本的な定在を「私有」と「分業」のもとにおいている。

「私有」とは個と全体の弁証法的発展を拒否し、その関係を固定し、個と全体の分離をもたらし「分業」は思想と行動、精神労働、肉体労働の分離をもたらし、その相互的発展関係を拒否している。

4.　科学、思想の固定的把握、行動との分離は、人類全体の発展を阻害するばかりでなく、人間の疎外をもたらす。従って人間にとって科学すると云うことは、自然社会関係との自らの関わりを明らかにすると云うことであり、行動と不可分に結び付くと言うことである。

㋺　社会と科学　　科学者の社会的立場と責任

1.　社会は人類の発展の為に広範、多岐な科学認識の継続、発展を保障せねばならない。

2.　自然、社会、人文科学の各分野に於いて社会は専門的な科学者を保障し、人間社会の巨大な諸関係との連関を確証せねばならない。

3.　科学者は人類総体の幸福、発展、繁栄の為に、自らの科学する立場を設定し、政治することの正しい方向を保障せねばならない。

4.　科学者はあらゆる研究学問の自由を社会から保障されることにより、自らの研究、学問の成果を不断に社会総体に提出せねばならない。従ってそのことは科学と政治の不可分な結び付きを意味する。

(Ⅱ)　大学の社会的（政治的）責任及び義務

[1]

大学は科学と教育の基本的在り方に基き、侵略、抑圧、搾取等、人間の自由、平等に敵対するいかなる取り決めや、制度、そしてその執行を認めず、それを廃止する義務と責任を持っている。

①　大学と政治

㋑　大学は思想、言論、出版の自由の抑圧、規制に反対せねばならない。

㋺　大学は政治活動、結社の自由への弾圧、規制に反対せねばならない。

㋩　大学は専制的政治体制の確立へのいかなる策動にも反対せ

ねばならない。

② 大学と生活

㋑ 大学は賃金抑圧、物価値上げ等、一切の大衆収奪に反対せねばならない。

㋺ 大学は団結権、自治権のはく奪に反対せねばならない。

2 大学は個人、民族の利益ではなく全人類の利益に奉仕する為に、如何なる一部の利益の為による弾圧、規制を許さない。従って大学の「帝国主義的改変」を阻止する社会的責任を有する。

① 大学は大管法（中教審）路線に反対し、これを粉砕する。

② 大学は独占資本、軍事力強化に奉仕する産軍学共同路線に反対し、これを粉砕する。

(Ⅲ) 大学の改革とその運営（立法・行政・司法）

1 既存の大学機構の民主的改革と大学評議会への立法・行政・司法権の過渡的移行。

① 我々は大学の立場の基本原則に基き、国家・独占資本に隷属する非民主的な大学機構に代えて、全大学人の投票による大学評議会を選出し、設立する。

② 我々は現在の官僚的特権制度と、秘密行政を廃止し、行政担当者（各部課の長）を民主的選挙によって選出し一切の行政内容はこれを明らかとする。

③ 我々は比例代表制、不平等選挙を廃止し、秘密投票を保障し、リコール権を保障する。

④ 大学の全財政統制権を大学評議会のもとにおき、行政担当者の俸給は熟練労働者（教育労働者）の平均賃金のもとにおく。

⑤ 大学評議会は「大学憲法」の設定と大学機構の確立を全大学人の参加によって保障せねばならない。

(注) 以上の「大学」の過渡的綱領（骨格）は我々の大学理念の現実化であり、同時に現在進行する産学共同路線とそれを通じた国家＝独占の大学支配に対する実践的批判であり、大学からの教育資本の追放の上に建設される「大学の具体像」である。将に我々の追求する大学とは「学生と教授と職員との直接民主主義的団結」であり、過渡的に外へ向っては「対国家的団結による批判的圧力」として機能せねばならないであろう。

学術研究団傘下研究会一覧

経済研究会
商学研究会
学生経営研究会
中小企業研究会
貿易研究会
法学研究会
同法会研究会
社会科学研究会
政治学研究会
婦人問題研究会
歴史哲学研究会
古美術研究会
現代中国研究会
教育科学研究会
フランス文学研究会
文学研究会
ドイツ文学研究会
速記研究会
珠算研究会
会計学研究会
朝鮮文化研究会
化学研究会
機械研究会
電気研究会
国際事情研究会
唯物論研究会
ラテン・アメリカ研究会
考古学研究会
英会話 E・S・S

昭和48年7月25日発行

学術団団報　2号

発　行　同志社大学学術研究団
発行人　藤　原　　治
印　刷　株式会社　正　文　堂